目次

第１章 はじめに 1

１ 計画の背景と目的 1

２ 緑の基本計画とは 2

２－１ 緑の基本計画制度 2

２－２ 計画の対象 2

２－３ 緑の基本計画に関する法律等の改正状況 3

２－４ 春日市緑の基本計画について 4

３ 策定のポイント 5

３－１ 都市公園や緑地の効率的・効果的な維持管理・再整備等 5

３－２ 市民・事業者と連携した緑の確保 5

３－３ 防災性の向上の観点からみた緑の役割 6

第２章 春日市の緑に関わる現況整理 7

１ 上位・関連計画の整理 7

２ 緑をとりまく現況 9

２－１ 春日市の概況と緑の変遷 9

２－２ 自然的土地利用の状況 12

２－３ 都市公園の整備・管理状況 20

２－４ 市街地の緑化状況 30

２－５ 歴史・文化的資源の状況 35

３ 緑に関する市民意識調査 37

３－１ 市民意識調査の概要 37

３－２ 緑の効果や満足度 37

３－３ 市民協働の緑の育成 39

３－４ 都市公園の整備・管理状況 40

３－５ ため池について 42

４ 前回計画の検証 43

４－１ 目標値の達成状況 43

第３章 緑のまちづくりの課題 44

１ 現況からみた課題の整理 44

２ 住民アンケート結果からみた課題 45

３ 緑のまちづくりの課題 46

第４章 基本理念・方針 47

１ 基本理念 47

２ 基本方針 48
第５章 系統別緑の配置方針 50
１ 系統別緑のまちづくり方針 50
１－１ 自然環境 51
１－２ 市民の交流・レクリエーション 53
１－３ 防災 55
１－４ 景観・歴史文化 57
第６章 施策と事業方針 59
１ 緑を守る施策 60
１－１ ため池、樹林地など貴重な自然環境の保全 60
１－２ 開発における緑の保全の強化 61
１－３ 市民による緑の保全活動の促進 61
２ 緑を育む施策 62
２－１ 都市公園などの整備 62
２－２ 緑のネットワークの形成 64
２－３ 公共公益施設緑化の推進 65
２－４ 民有地緑化の推進 65
２－５ 緑化キャンペーンの展開 67
２－６ 維持管理のしくみづくり 67
３ 緑を活用する施策 68
３－１ 自然との共生の空間づくり 68
３－２ 防災面における緑の活用 70
３－３ 利活用しやすいパークマネジメント体制の構築 71
３－４ 緑の活用に向けた情報発信やイベント開催 72
第７章 緑のまちづくりの実現 73
１「かすがグリーン・リノベーション」の推進 73
２ 緑のまちづくりの目標 84
参考資料 86
１ 第２次春日市緑の基本計画　策定の経緯 86
１－１ 専門委員会 86
１－２ 検討委員会 87
１－３ 市民意向の把握 87
２ 用語解説 88

第１章 はじめに

1 計画の背景と目的

気候変動に伴う気象災害の多発への対応や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題が取り上げられる現在、私たちの住む都市を利便性だけでなく、自然と調和した快適で豊かな生活空間にしていくことが重要となっています。また、少子高齢化、情報化をはじめとする社会の急激な変化により、人々は物の豊かさから心の豊かさを重視するようになり、緑のもたらす潤いや安らぎの効果がますます求められています。

春日市ではこれまで、宅地開発によって自然の緑は減少したものの、公園や街路樹、住宅などの新たな緑の創出に努め、「緑豊かな都市」をつくりあげてきました。しかし、今後、人口の推移が安定期を迎え、少子高齢化、低成長時代が続くと予測される中で、これらの緑をいかに守り育てていくのかが大きな課題です。

そのため、本計画の上位計画である第６次春日市総合計画では、『住みよさ実感都市かすが～つながる　はぐくむ　支え合う～』を 10 年後の目指す将来都市像として示し、その実現のための理念として、「誰もが住み続けたいと思えるまちづくり」、「みんなが活躍する協働のまちづくり」、「未来へつなげるまちづくり」を定めています。

また、春日市都市計画マスタープランでは、魅力ある住環境形成に向け、歴史文化や水辺などの地域特性を活用した公園・緑地空間の魅力向上とともに、地域ニーズに対応した再整備など、緑の質の向上を図るとしています。さらに、自然資源と歴史的資源を一体的に活用し、水や緑と歴史の豊かさが実感できるまちづくりを進めることとしています。

「緑の基本計画」は、これらの計画に基づき、緑の視点でさまざまな方策を策定するものです。

2 緑の基本計画とは

2－1 緑の基本計画制度

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第４条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市の「緑」全般に関する計画として市町村が市民の意見を反映しながら策定するものです。

春日市緑の基本計画

緑の目標・方針
- 基本理念・方針
- 緑地の保全及び緑化の目標

緑の施策
- 緑地の保全及び緑化に向けた施策
- 都市公園の整備及び管理の方針　等

市民・民間企業・行政の協働による総合的な取組

2－2 計画の対象

「緑の基本計画」が対象とする「緑地」は、都市緑地法第３条に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接する土地がこれらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされていますが、特に範囲に限定はありません。

本計画では、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川、ため池、学校などの公共施設や市民、企業などの所有する民有地の緑化、さらには緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた計画としています。

２－３ 緑の基本計画に関する法律等の改正状況

公園・緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、市民が身近に自然と親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、平成 29 年に都市緑地法等の一部が改正されました。

●都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

背景・必要性

◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
　－ 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
　✓ 量的課題　－　一人当たり公園面積が少ない地域が存在
　　－　これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
　✓ 質的課題　－　公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
　⇒　一方、使い道が失われた空き地が増加
◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界

…「経済財政運営と改革の基本方針2016」,「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概　要

都市公園の再生・活性化　【都市公園法等】

○都市公園で**保育所等の設置を可能**に（国家戦略特区特例の一般措置化）

○民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設
－収益施設（**カフェ、レストラン**等）の設置管理者を民間事業者から**公募選定**
－設置管理**許可期間の延伸**（10年→20年）、**建蔽率の緩和**等
－**民間事業者**が広場整備等の**公園リニューアルを併せて実施**

（予算）**広場等の整備に対する資金貸付け**
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
（予算）広場等の整備に対する補助

▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）

○公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**（10年→30年）

○公園の活性化に関する**協議会の設置**

緑地・広場の創出　【都市緑地法】

○**民間による市民緑地の整備**を促す制度の創設
－市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定

（税）固定資産税等の軽減
（予算）施設整備等に対する補助

○**緑の担い手**として**民間主体を指定する制度の拡充**
－緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加

▶ 市民緑地（イメージ）

都市農地の保全・活用　【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

○生産緑地地区の一律500㎡の**面積要件**を市区町村が**条例で引下げ可能**に（300㎡を下限）

（税）現行の税制特例を適用

○生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン**等の**設置を可能**に

▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

○**新たな用途地域**の類型として**田園住居地域を創設**
（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

○市区町村が策定する「**緑の基本計画**」（緑のﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ）の記載事項を拡充　【都市緑地法】
－**都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

図　都市緑地法等の改正概要（国土交通省資料）

2－4 春日市緑の基本計画について

2-4-1 位置づけ

「緑の基本計画」は、環境基本計画との調和が保たれ、かつ、市町村の基本構想となる市の総合計画に即し、都市計画マスタープラン（都市計画法）に適合するものとされています。

■春日市緑の基本計画の位置づけ

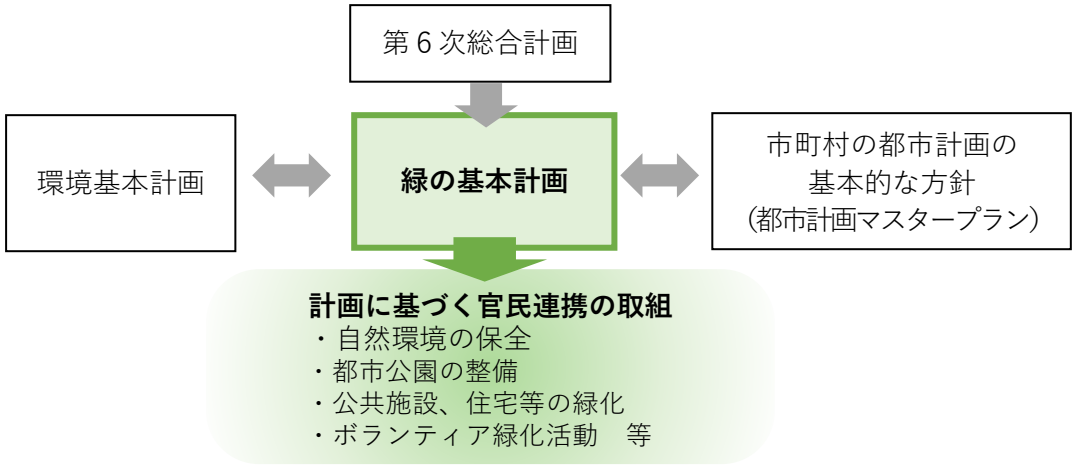

2-4-2 目標年度

春日市緑の基本計画では、その位置づけから春日市総合計画や都市計画マスタープランと整合性を持たせ、基準年度を令和２年度、中間年度を 10 年経過後の令和 12 年度、目標年度を令和 22 年度とします。

基準年度	令和 2 年（2020 年）度
中間年度	令和 12 年（2030 年）度
目標年度	令和 22 年（2040 年）度

2-4-3 計画策定のしくみ

「緑の基本計画」は、都市環境の向上のためにはあらゆる緑やオープンスペースの保全・創出が不可欠であり、市民・民間企業と行政の共同作業、行政内部の連携が求められるとの観点から、公表が義務づけられるとともに市民をはじめとする関係者の意見を反映した内容である必要があります。

このため、本計画では、下記に示す策定の組織を設けるとともに、市民アンケート調査などにより幅広い意見を集約しながら策定しました。

■春日市緑の基本計画策定の組織

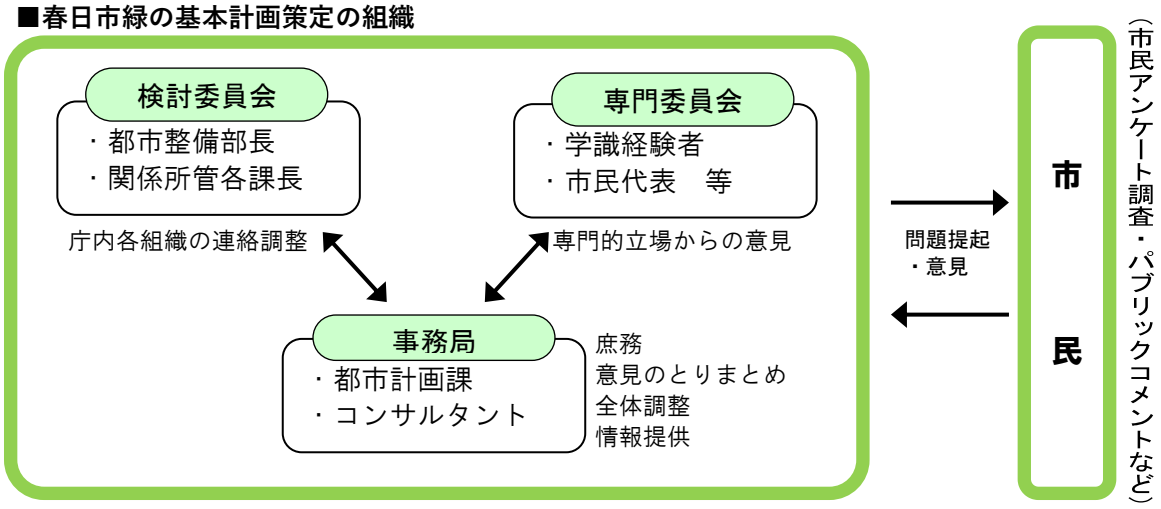

3 策定のポイント

3－1 都市公園や緑地の効率的・効果的な維持管理・再整備等

春日市緑の基本計画は当初計画から 20 年が経過し、これまで多くの都市公園等が整備されてきました。春日市の都市公園はその約 9 割が供用後 30 年以上経過しており、今後は公園ストックの適切な維持管理を行うことが必要です。

また、今後少子高齢化が予測される中で、公園の利用者となる子育て世代や高齢者をはじめとした市民ニーズに応じた再整備や、既存の緑地・公園等の必要性・役割を適切に見直し、限られた財源の中で効率的・効果的な緑の確保を図ることが必要です。

このことから、第 2 次計画の策定では、都市公園・緑地の状況や市民ニーズを把握し、その管理や再整備の方針について検討を行います。

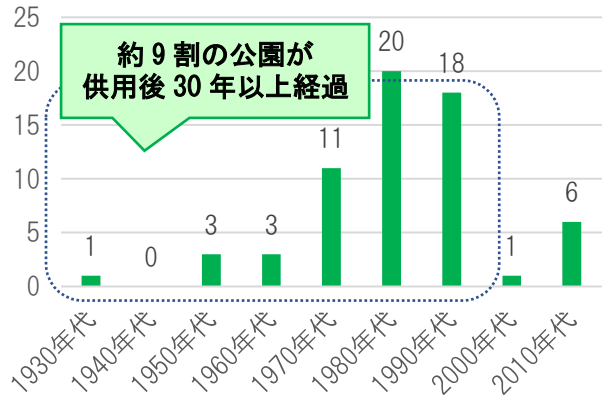

年代別の都市公園の供用開始箇所数

天神山公園再整備事業完成状況図

3－2 市民・事業者と連携した緑の確保

春日市は市域の約 9 割が宅地化している住宅都市であり、緑の量はこれまで減少傾向にあります。緑の確保や質の向上に向けては、市民や事業者一人ひとりの行動が不可欠です。これまでも、花苗の配布や、市民による花だん整備の支援等を行ってきており、緑化推進の取組の更なる拡大に向けた検討を行います。

地蔵子緑地（若葉台西地区）の
ユリを普及するために整備した花だん

白水大池公園の花だん

３－３ 防災性の向上の観点からみた緑の役割

近年、全国各地で大規模な災害が発生している中、本市においても市民の生命を守る防災・減災の対策を強化していく必要があります。そのため、災害に対する都市公園や自然環境の役割等を再認識し、防災性の向上の観点からみた緑の役割について検討します。

また、本市の緑の特徴の一つであるため池については、貴重な自然環境として保全すべきものである一方、決壊・浸水の可能性もあることも踏まえ、今後の方向性について検討します。

防災訓練での防災ベンチ活用状況
（若葉台中央公園）

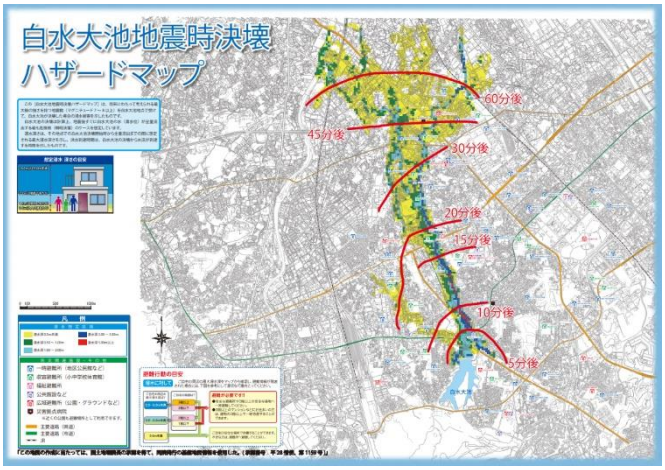

ため池決壊時のハザードマップ（白水池）

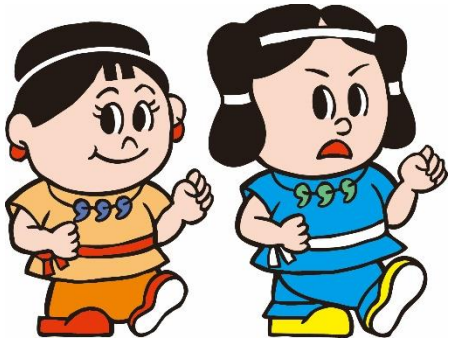

第２章 春日市の緑に関わる現況整理

1 上位・関連計画の整理

第６次春日市総合計画	
■計画期間	令和３年度から令和１２年度
■将来都市像	住みよさ実感都市かすが　～つながる　はぐくむ　支え合う～
■緑の基本計画に関する方策等	

基本目標４　良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち

【4-4 憩いの空間の整備・維持】

・施策１：自然環境の保全

①自然の緑の保全

特別緑地保全地区の維持管理や保存樹木の保護、松枯れ防止対策などを通して、市内に残された貴重な緑を守るため、自然環境を保全・活用します。

②緑化の推進

市民が緑と身近にふれあえる場を確保するため、地域住民と協働した緑化の推進を図ります。

・施策２：公園、緑地の整備

①公園や緑地の維持管理及び再整備

多くの市民が憩いの場として利用する公園や緑地について、安全確保のために適切な維持管理を行うとともに、将来の人口動態やニーズに応じた再整備を行い、利用者の利活用促進を図ります。

②公園愛護活動の推進

地域における自発的な公園愛護活動を推進し、公園の美化と施設の保全を図るとともに、地域住民に親しまれる公園づくりを進めます。

・施策３：ため池の保全等

①将来的なため池のあり方の検討

景観保全、農業用水利用、災害リスクなどの観点から、それぞれのため池の現状を踏まえ、春日市における将来的なため池のあり方を検討していきます。

②ため池周辺の環境維持

溜池保全地区の植生管理などを通して、ため池とその周辺緑地を保全し、良好な自然環境の維持に努めます。

第２次春日市都市計画マスタープラン	
■計画期間	令和 3 年から令和 22 年度
■まちづくりの理念	～福岡で最も「住みよい」都市づくり～ 人と地域をつなぐ　機能的でこころやすらぐまち　かすが
■緑の基本計画に関する方策等	
まちづくりの目標 （1）住みたい・住み続けたいと思うまちづくりのために ①市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり ②春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり ⑤安全に安心して住み続けることができるまちづくり （2）多様な世代の需要に対応した住宅の立地誘導のために ④多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり	

第３次春日市環境基本計画	
■計画期間	令和 3 年度から令和 12 年度
■環境都市像	ずっと住み続けたくなる共生のまち　かすが～人と生きものがともに暮らす魅力あるまち～
■緑の基本計画に関する方策等	
[基本方針 1　貴重な自然・歴史を次世代へつなぐまちづくり] 【1-1 水と緑あふれるまち】 ・緑化の推進　・水辺環境の保全 【1-2 身近な生きものと共生するまち】 ・生物多様性の保全　・希少な生きものの保全　・外来種に関する情報発信 【1-３歴史・文化とふれあうまち】 ・市民との協働・連携による文化財の継承　・文化財への理解の促進 ・文化財を保存・活用するための環境整備 [基本方針 5　市民との協働による環境のまちづくり] 【5-1 環境学習の推進】 ・学校における環境教育の推進　・地域における環境学習の推進　・環境に関する情報の発信 【5-2 環境保全活動の拡大】 ・環境保全活動の支援　・市民の環境保全活動への参加促進　・市役所の率先行動	

2 緑をとりまく現況

2－1 春日市の概況と緑の変遷

2-1-1 春日市の概況

● 成熟した住宅都市

春日市は、九州の中枢都市として発展する福岡市の都心から南方約 10 ㎞に位置しています。福岡市への通勤・通学者の居住地として、昭和 30 年代後半以降急激に市街化が進み、平成 8 年に人口 10 万人を越え、平成 27 年には約 11 万人となっています。

市街地の多くは土地区画整理事業や民間の宅地開発によって低層戸建て住宅を中心に計画的に整備され、公園や上下水道などの基盤施設が整うとともに、教育・文化施設や福祉施設、大規模店舗の立地が進み、県内でも有数の良好な居住環境を有する住宅都市となっています。

● 福岡都心と結ばれる交通利便性の高い都市

西鉄天神大牟田線やＪＲ鹿児島本線・ＪＲ博多南線の鉄道駅を利用できるとともに、福岡筑紫野線などの幹線道路が市中央部を南北に縦貫するなど、福岡都心部と直接結ばれる鉄道、道路により春日市は高い交通利便性を有しています。

一方で、慢性的な交通渋滞、住宅地内への通過車両の進入などの問題を抱えているため、都市計画道路の整備や鉄道の高架化に取り組んでいます。

● ため池や公園、住宅地の緑豊かな都市

春日市は、市の大半が急激に住宅地として開発されたため、本来有していた丘陵地の自然の緑の大半が一気に失われました。春日市の自然を特徴づけているため池も、大正 13 年には 84 箇所を数えていましたが、令和 2 年現在、19 箇所となっています。

しかし、ため池とともに保存されてきた樹林、春日公園や白水大池公園をはじめとして宅地開発で整備された身近な公園の緑、戸建て住宅を中心とする住宅地の生垣や庭木の緑が本来の自然の緑にとって変わり、緑豊かな都市のイメージをつくっています。

■白水池

● さまざまな歴史が息づく都市

春日市では、須玖岡本遺跡をはじめ主に弥生時代の遺跡が数多く点在することから、「弥生の里」というイメージをつくっています。

西鉄春日原駅周辺は、戦前・戦後を通じて龍神池を中心に舟遊び場や野球場、競馬場があったことからスポーツ・レクリエーションの拠点として、さらに朝市の開催など商業の拠点として活況を呈しました。

また、広大な原野を利用して軍需工場、後には米軍の駐留基地が置かれ、現在は、陸上自衛隊や航空自衛隊、春日公園、クローバープラザ、春日市庁舎、九州大学筑紫キャンパス（総合理工学府／研究院）などの大規模な土地利用がなされています。

■奴国の丘歴史公園

2-1-2 緑の変遷

戦前までの春日市は、北東部の西鉄春日原駅周辺の原野が開発されていたほかは、おおむね山林と農地の広がる純農村でした。

戦後は、春日原土地区画整理事業で本格的な宅地開発がはじまり、昭和 24 年の福岡筑紫野線開通によって丘陵地の開発が一気に進んで、多くの山林や農地、ため池が失われました。現在は牛頸川、諸岡川の 2 本の河川及び残されたため池や周辺の樹林、鎮守の森、点在する農地などが市街地の貴重な「自然の緑」となっています。

一方、春日公園や白水大池公園をはじめとする多くの公園や街路樹が整備され、春日市庁舎や学校などの公共の緑、生垣や庭木などの民有地の緑などの「新しく創られた緑」も、市域がほぼ宅地化している現在の春日市の緑の重要な構成要素です。

（戦前の春日）

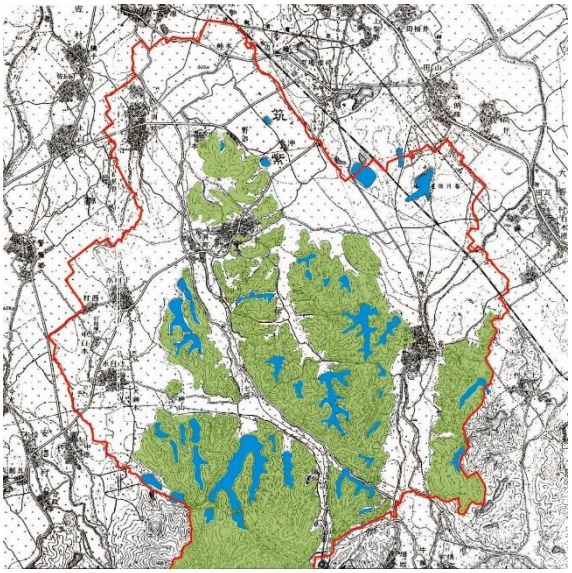

（戦後の春日）

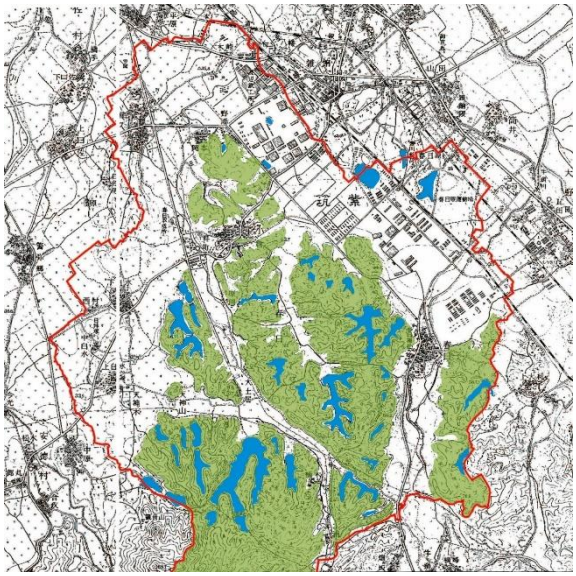

（昭和 40 年代の春日）

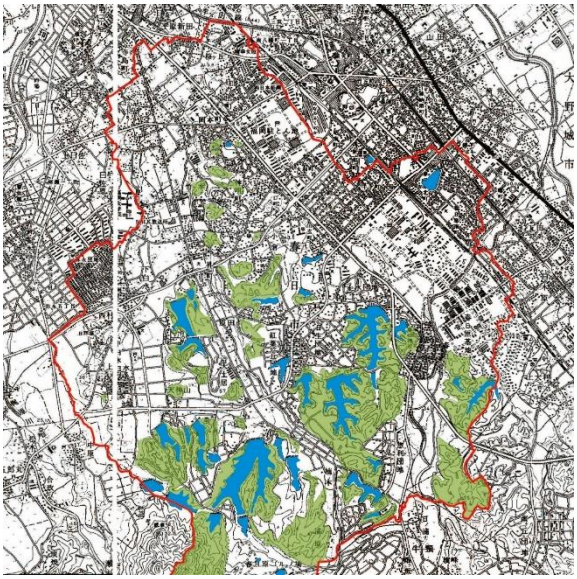

（平成 20 年代の春日）

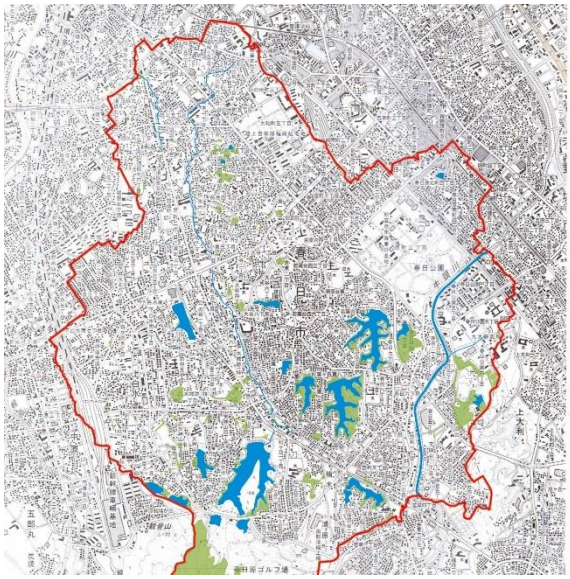

図　春日市の緑の変遷

（出典：庁内資料）

図　春日市航空写真（令和元年 5 月撮影）

2－2 自然的土地利用の状況

2-2-1 自然的土地利用の動向

■　緑被地・農地・水面などの自然的土地利用は市域の約 14%。
■　H24～H29 にかけて自然的土地利用の割合は微減している。

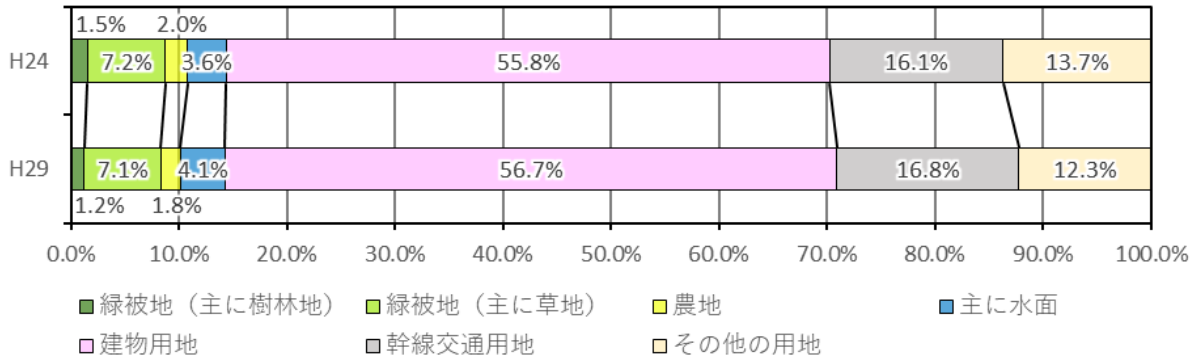

（出典：都市計画基礎調査（平成 24 年度、平成 29 年度）

図　土地利用別面積の割合

●春日市内の自然の緑●

①樹林地・草地

樹林地・草地は市内の約 8%を占め、ため池の周辺、航空自衛隊通信基地周辺や天神山水城跡、須玖岡本遺跡周辺にまとまった樹林が見受けられます。

これらの山林・樹林のうち、社池周辺の樹林が「春日の森特別緑地保全地区」に、弥生地区の樹林が「弥生の森特別緑地保全地区」に指定されています。

②農地

牛頸川、諸岡川沿いや上白水から下白水にかけての地域に農地が残されており、密集した市街地の中でゆとりとうるおいを与えてくれています。また、これら農地のうち約 1.1ha が市民農園として利用されています。

市民農園（下白水）

③水面（河川・ため池）

市内には春日地区を貫流する牛頸川や、諸岡川等の河川が流れ、これらの河川敷の緑地や水面等は、緑のネットワークとなる貴重な自然環境です。

また、本市の平地は河川の氾濫によって水害を被りやすいため山麓斜面の湿地を稲作地にするようになり、潅漑用水の確保のためにため池がつくられてきました。大正時代には 84 箇所、昭和初期に 61 箇所あったとされますが、現在は 19 箇所です。

牛頸川

春日貯水池

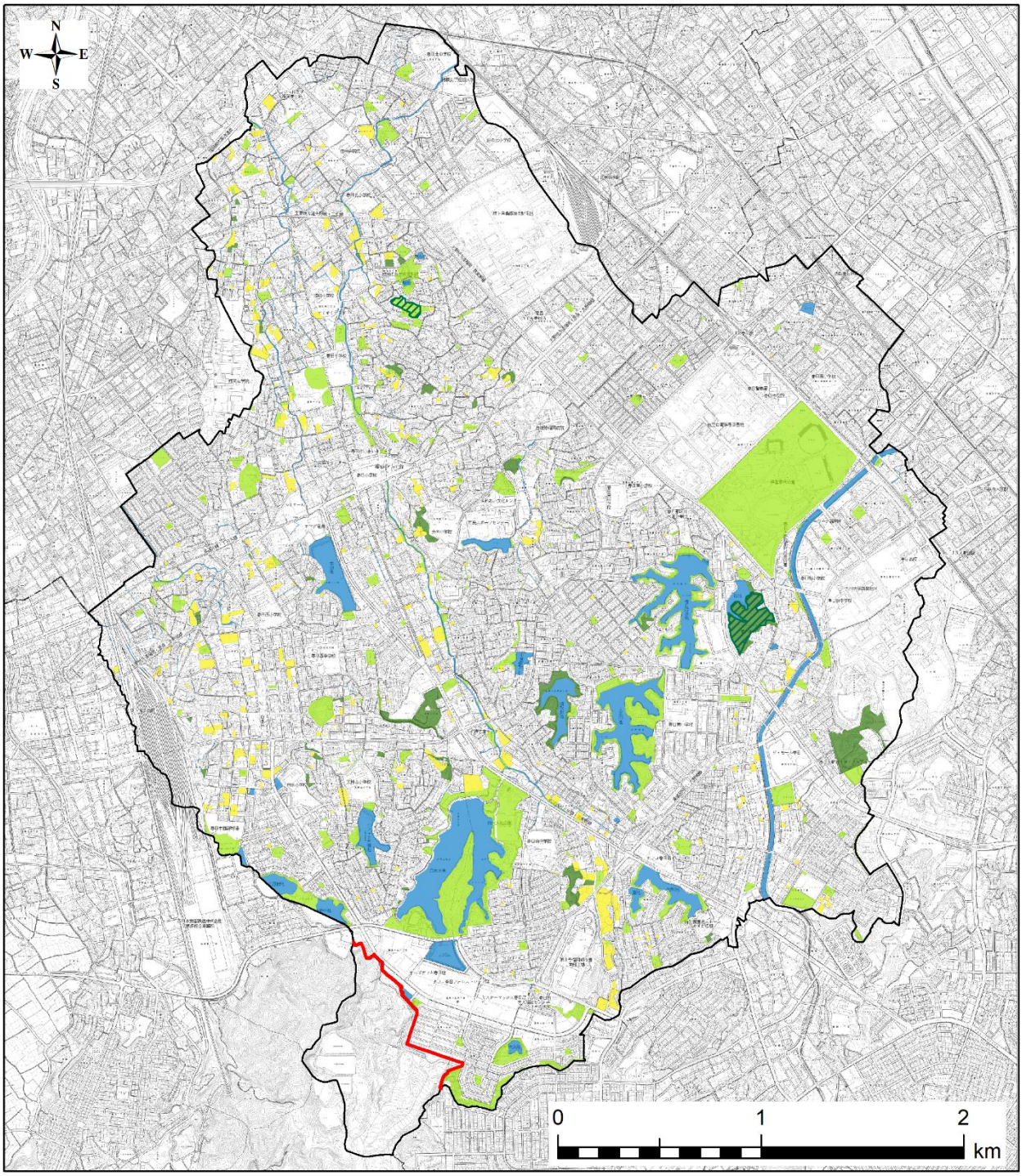

市域界
市街化区域境界

特別緑地保全地区
緑被分布
緑被地（主に樹林地）
緑被地（主に草地）
農地
主に水面

※「主に草地」の土地利用区分
原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、公園・緑地、広場・運動場、墓園
H28 福岡県都市計画基礎調査実施要領より

（出典：特別緑地保全地区：都市計画図
緑被分布：都市計画基礎調査（平成 29 年度））

図　緑被分布

2-2-2 自然の緑を守る・活用する制度と指定状況

- ■ 緑地や樹木、ため池等の自然の緑を保全する制度による地区指定がされている。
- ■ 市内に点在する農地の一部は市民農園としての活用がなされている。
- ■ 保存樹木の本数や溜池保全地区数は前回計画時から減少している。

■自然の緑を守る・活用する制度と指定状況

区　分	名　称	面積（ha）	指定年月日	備　考
特別緑地保全地区	春日の森特別緑地保全地区	3.12	H7.3.10	都市緑地法、春日市決定
	弥生の森特別緑地保全地区	0.66	H16.11.25	〃
	計	3.78		
保存樹木	市内計 15 本	―	H31.3.31 現在	春日市緑化推進等に関する条例 ※前回計画（H22）時点は **計 18 本**
春日市溜池保全地区	盤石池	0.23	S60.6.26	春日市溜池保全条例 ※前回計画（H22）時点は **計 20 箇所**
	上散田池	0.24		
	寺田池	3.61		
	春日貯水池	5.89		
	社池	1.23		
	小倉新池	0.81		
	須玖新池	3.57		
	大牟田池	6.59		
	ヒシャテガ浦池	2.09		
	白水池	15.27		
	中原新池	1.66		
	中原中池	1.37		
	長添池	1.63		
	大丸池	1.33		
	重池	0.55		
	惣利池	2.62		
	池の頭池	0.41		
	龍神池	0.30		
	西浦新池	1.80		
	計（19 箇所）	51.20		
市民農園	計 14 箇所	約 1.1		春日市ＨＰ ※前回計画（H22）時点は 計約 1.1ha

（出典:庁内資料）

■惣利池

■大丸池

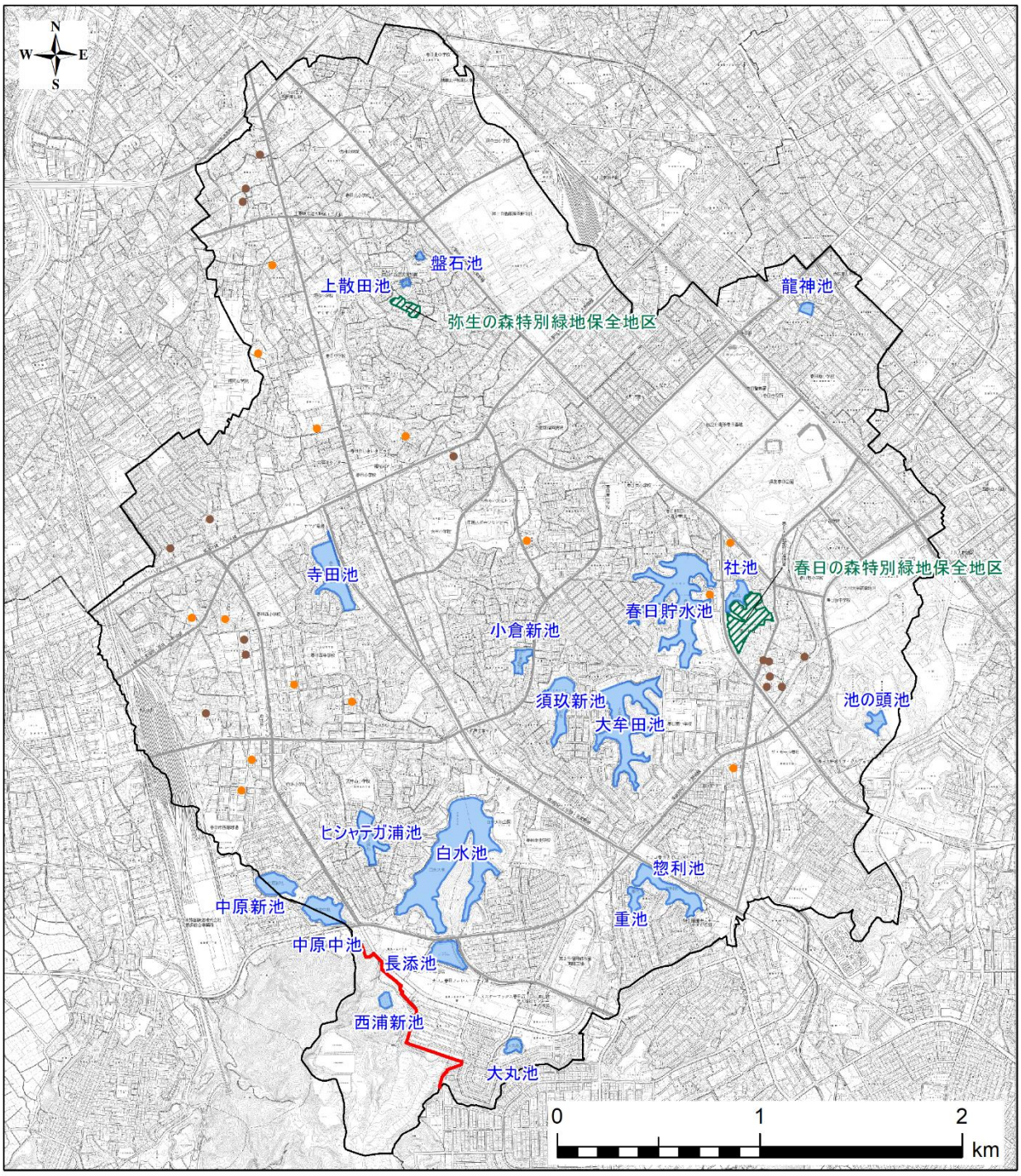

（出典：庁内資料）

図　自然の緑を守る・活用する制度の指定状況

（参考）自然の緑を守る・活用する制度に関連する条例・要項等

春日市緑化推進等に関する条例（昭和 49 年 12 月 25 日当初制定）
同施行規則（昭和 50 年 4 月 1 日当初制定）

緑豊かな都市景観の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、春日市における緑地の保全及び緑化の推進、美観風致の維持に関し必要な事項を定めるもの。

緑地保全林地区の指定、保存樹林などの指定、緑地協定の締結、公共施設の緑化、地域の緑化、開発における配慮、開発事業に対する勧告などについて定めており、緑化推進を図る者に対し助成を行うことができる。

○緑地保全林地区の指定要件（1,000 ㎡以上で次のいずれかに該当するもの）

・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止などのために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。
・風致又は景観がすぐれており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。

○保存樹林等の指定要件

・保存樹木の場合、幹周 1.5m以上又は高さ 15m以上のもの。
・保存樹林の場合、330 ㎡以上の樹木の集団で、健全かつ美観上特にすぐれているもの。

○補助金

・生垣（　樹木単価　×　1.3　×本数の 30％以内 ）
（樹木の単価×1.3 は、2,000 円を限度とする）
・特別緑地保全地区、緑地保全林地区、保存樹林所有者の固定資産税、都市計画税相当額の範囲内
・保存樹木の所有者に対し年間 3,000 円／本

春日市溜池保全条例（昭和 60 年 6 月 26 日当初制定）　同施行規則（昭和 61 年 3 月 25 日当初制定）

市民の健康で文化的な生活を確保し、公共の福祉に寄与することを目的として、溜池の適正な保全を総合的に推進すべく必要な事項を定めるもの。溜池保全地区に指定された場合、土地の開発や宅地の造成、埋立、土石の採取、工作物の設置などの行為について市長の許可が必要。

○溜池保全地区の指定要件

・満水面積 1,000 ㎡以上の溜池で、満水面界から水平距離 10m の範囲で特に良好な自然環境を形成しているもの。

○助成

・溜池保全地区の植生を保全する場合は固定資産税及び都市計画税相当額
・溜池保全地区の緑化を推進する場合は植栽費用の 1／3 以内
・溜池保全地区の植生が当該溜池保全地区以外の土地等における市民生活を損ない、又は損なうおそれがあり、かつ、その原因の除去が通常行うべき管理では困難であると認められる場合において、当該原因を除去する作業を事業者に請け負わせて行うときにあっては、当該作業に要する費用の 2 分の 1 の額。（150,000 円を限度）

【関連】春日市松くい虫防除事業実施要綱（平成 6 年 3 月 31 日当初制定）
溜池保全地区に生息する松（直径 10cm 以上）に対し、松くい虫防除事業を実施するもの

春日市民農園設置要綱（平成 9 年 10 月 8 日当初制定）（平成 19 年 3 月 26 日全部改正）
市内の農地を、市民がレクリエーションや自家用消費野菜の生産など営利以外の目的で農作業を体験する市民農園として利用することにより、市民の農業に対する理解と関心を深め、食育、地産地消、健康の増進及び地域コミュニティの推進を図ることを目的とし、対象農地や利用契約等を定めるもの。 〇対象農地：次に掲げる要件のいずれにも該当する市内の農地 (1)　農業者が耕作の事業を営んでいる農地であること。 (2)　市民農園の設置が 5 年以上可能であること。 (3)　農地面積が 1 箇所当たりおおむね 5 アールを超えること。 (4)　区画割りが容易であること。 (5)　公共の道路に接し、荷物の積み降ろしが容易であること。 (6)　用排水の管理が適正になされていること。 (7)　日照が良く、隣接地に影響を及ぼさないこと。 〇利用契約 ・利用区画は 1 世帯あたり 1 区画、期間は 1 年（更新可）、利用料は 1 区画あたり年額 5,000 円 〇市の支援等 ・農地の区画割の支援 ・市民農園の空き区画に関する市民への情報提供 ・利用者及び農地所有者に対する、農作物の栽培に関する助言、市民農園の利用又は管理に関する指導等を行うことができる

その他の条例・要綱等
・春日市開発行為等整備要綱（平成 9 年 3 月 13 日当初制定） ・あき地の除草等に関する条例（昭和 46 年 10 月 20 日当初制定） ・春日市溜池保全基金条例（昭和 60 年 10 月 5 日当初制定） ・春日市都市緑地保全等基金条例（平成 7 年 12 月 25 日当初制定） ・春日市環境基本条例（平成 11 年 7 月 1 日当初制定）

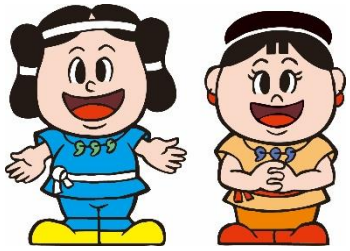

2-2-3 ため池の管理等の状況

- ■ 約４分の１のため池（５箇所）で公園化・親水整備等を行っている。
- ■ ため池の貯水容量の調節を行うことで、浸水対策を図っている。
- ■ 一部のため池は農業用水、生活用水として利用されている。
- ■ 多くのため池に公園・緑地が隣接している。

名称	面積（ha）	貯水容量（㎥）	公園化・親水空間整備状況	権利関係		防災関係		利用状況	
				所有権者	水利権者	防災重点ため池	雨水調整容量	農業用水	生活用水
盤石池	0.23	1,018	○（奴国の丘歴史公園）	水利組合	水利組合				
上散田池	0.24	1,615	○（上散田公園）	水利組合	水利組合	○		○	
寺田池	3.61	68,363		水利組合	水利組合	○	○ 13,950 ㎥	○	
春日貯水池	5.89	303,073		財務省	春日那珂川水道企業団				○
社池	1.23	16,585		財産組合		○			
小倉新池	0.81	22,213		財産組合	水利組合		○ 4,900 ㎥		
須玖新池	3.57	66,353		水利組合	水利組合（５地区）	○	○ 22,000 ㎥	○	
大牟田池	6.59	263,455	○（大牟田池自然公園）	財産組合	水利組合（５地区）春日那珂川水道企業団	○		○	○
ヒシャテガ浦池	2.09	44,733		財産組合	財産組合	○		○	
白水池	15.27	525,383	○（白水大池公園）	財産組合・水利組合	財産組合 水利組合（２地区）	○	○ 65,000 ㎥	○	○
中原新池	1.66	37,343		財産組合	財産組合 水利組合	○			
中原中池	1.37	90,970		財産組合	財産組合	○			
長添池	1.63	16,765		春日市			○ 16,765 ㎥		
大丸池	1.33	17,730	○（大丸池公園）	春日市					
重池	0.55	12,735		財産組合		○			
惣利池	2.62	54,023		財産組合		○		○	○
池の頭池	0.41	11,908		春日大野城衛生施設組合	水利組合				
龍神池	0.30	2,110		法人	水利組合				
西浦新池	1.80	17,960		財産組合			○ 12,840 ㎥		

（出典：庁内資料「溜池一覧表」）

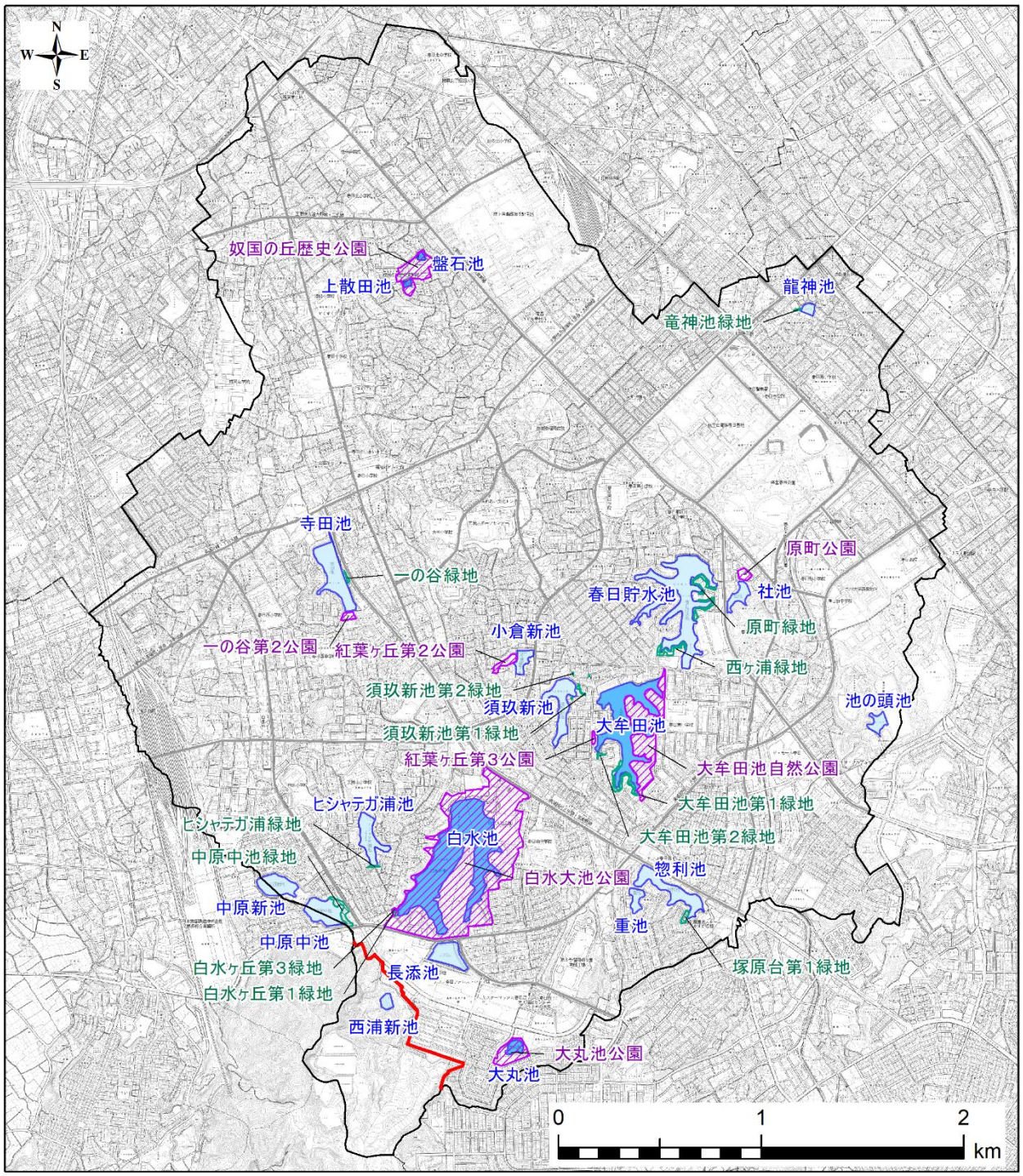

市域界
市街化区域境界
溜池保全地区（公園化・親水空間の整備あり）
溜池保全地区（公園化・親水空間の整備なし）
都市公園等（溜池保全地区に隣接）
都市緑地（溜池保全地区に隣接）

（出典：庁内資料）

図　ため池周辺の親水空間・公園・緑地の状況

２－３ 都市公園の整備・管理状況

2-3-1 都市公園の整備状況

- 都市公園は児童遊園なども含めて 204 箇所・約 94ha が整備されている。
- 市民一人当たりの公園面積は約 8.3 ㎡を確保しているが、人口増のため一人当たり面積は若干減少している（前回計画時は約 8.4 ㎡）。
- 約９割の都市公園が 1990 年代以前に供用され、供用後 30 年以上経過している。

■公園の現況　　令和２年４月１日現在

区分			箇所数		面積 (ha)		市民１人当たり面積 (㎡/人)	
			計画	供用	計画	供用	計画	供用
都市公園	住区基幹公園	街区公園	60	60	14.6	14.6	1.3	1.3
		近隣公園	3	3	3.7	3.7	0.3	0.3
		小計	63	63	18.3	18.3	1.6	1.6
	都市基幹公園	総合公園	2	2	63.4	63.4	5.6	5.6
	特殊公園	風致公園	1	1	4.4	4.4	0.4	0.4
	都市緑地		18	18	3.1	2.9	0.3	0.3
	緑道		2	2	1.1	1.1	0.1	0.1
	都市公園合計		86	86	90.3	90.1	8.0	8.0
緑地			53	53	0.8	0.8	0.1	0.1
児童遊園			65	65	3.3	3.3	0.3	0.3
合計			204	204	94.4	94.2	8.3	8.3

※児童遊園とは、地方自治法第 244 条の2の規定により、「春日市公の施設の設置及び管理に関する条例」に定める主に面積 1,000 ㎡未満の公園です。
※都市公園とは、都市公園法第2条に規定する、「国及び地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地」、「地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地」及び「国営公園」です。
※令和２年４月１日現在、人口は 113,157 人

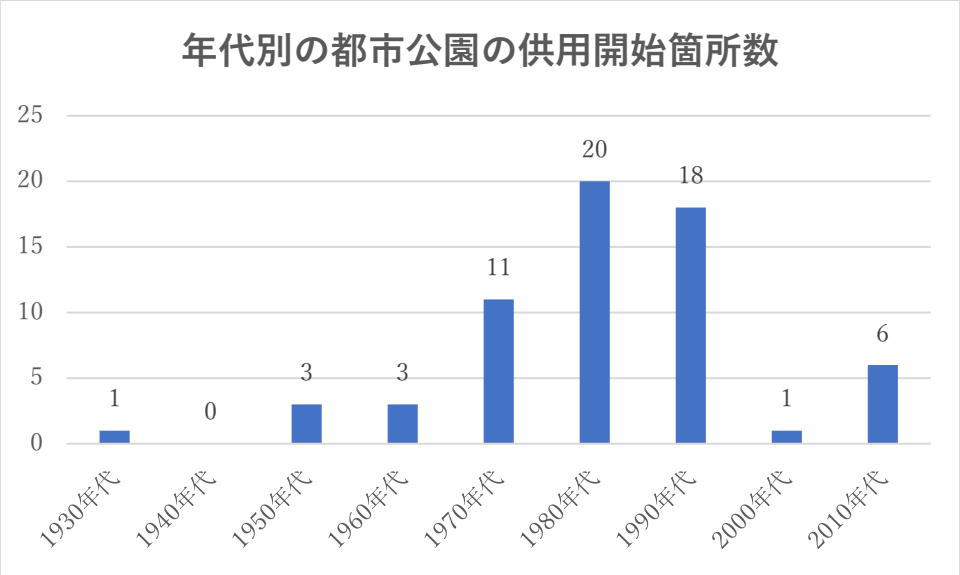

（出典：庁内資料）

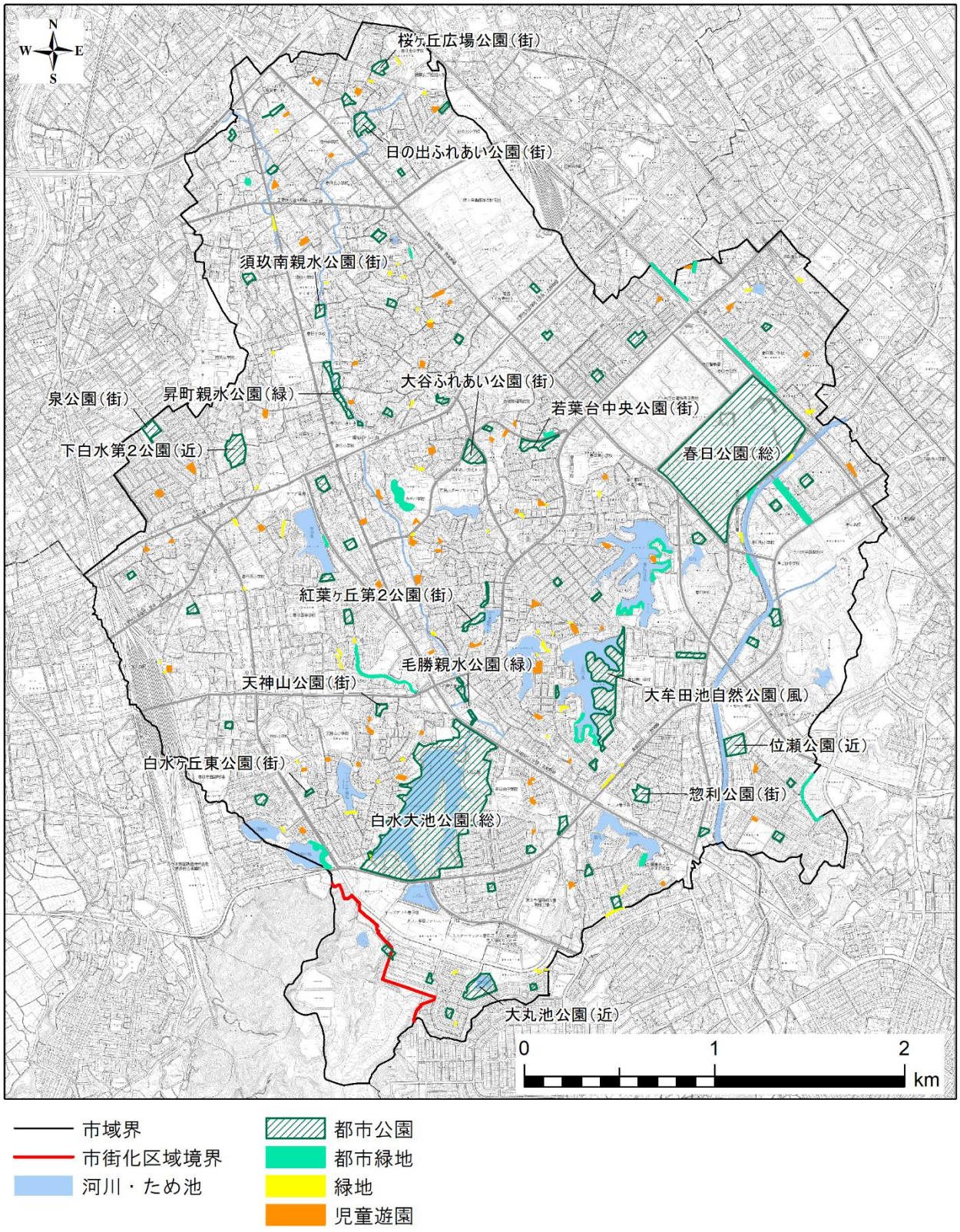

※主な公園名を掲載

（総）：総合公園　（近）：近隣公園　（街）：街区公園　（風）：風致公園　（緑）：緑道

（出典：庁内資料）

図　公園の整備状況

●春日市内の主要な公園とその種類●

	種別	内容	市内の主要な公園
街区基幹公園	**街区公園**	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。	 日の出ふれあい公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。	 下白水第２公園
都市基幹公園	**総合公園**	市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。	 春日公園 白水大池公園
緩衝緑地等	**風致公園**	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等に自然条件に応じ適切に配置した公園。	 大牟田池自然公園
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。	 四季のみち緑地
その他	**児童遊園**	地方自治法第 244 条の 2 の規定により、「春日市公の施設の設置及び管理に関する条例」に定める面積 1,000 ㎡未満の公園。	 紅葉ヶ丘東児童遊園

2-3-2 都市公園の整備・管理等に関する近隣市の状況

■ 近隣市（筑紫地区）に比べ、市街地内の一人当たり公園面積が充実している。
■ 本市の都市公園の維持管理費は、修繕費を含め年間２億円超となっている。

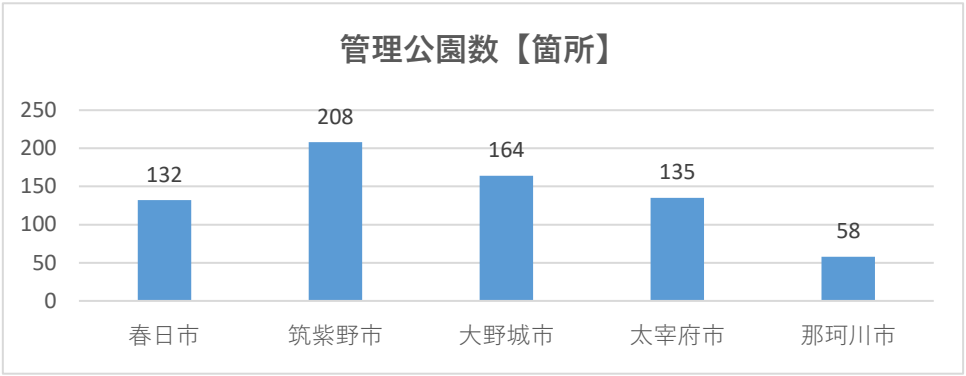

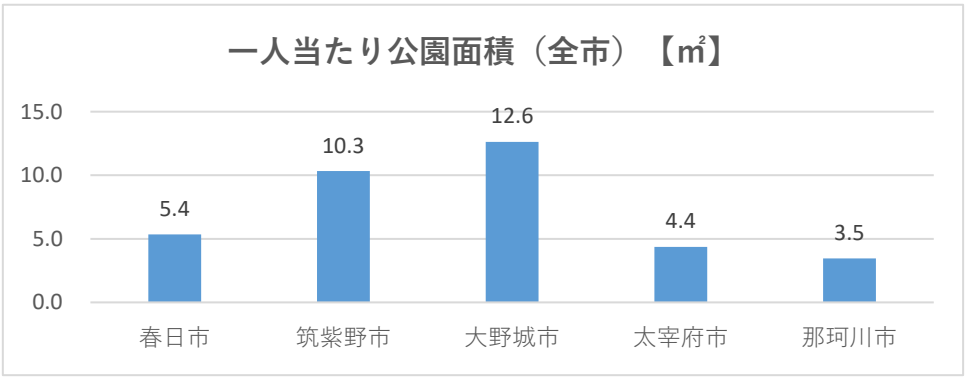

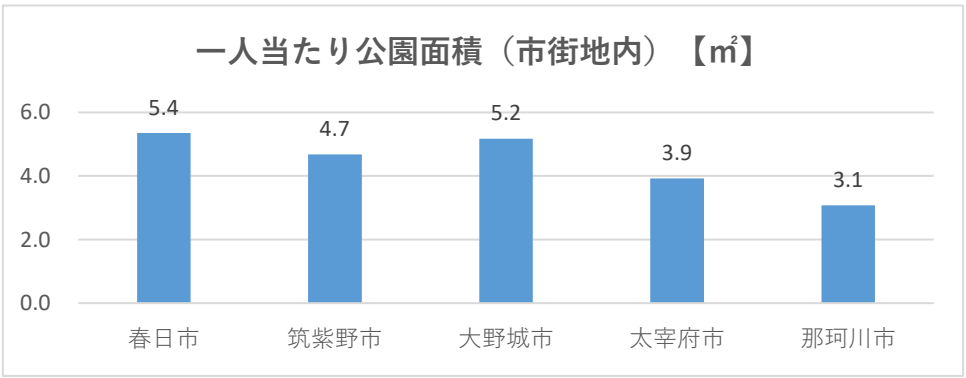

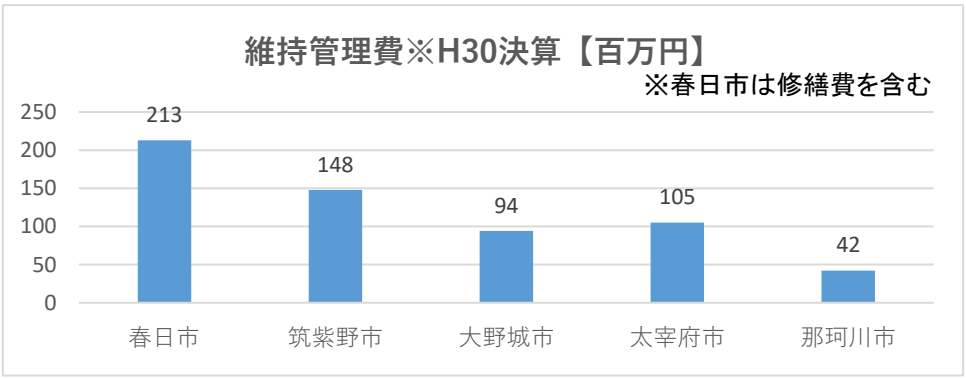

（出典：筑紫地区公園事業担当者連絡会議資料）

図　各市の都市公園の状況

2-3-3 公園の誘致距離圏

- 市内の大部分は公園の誘致距離圏に含まれている。
- 上白水・下白水地区や若葉台周辺等では誘致距離圏に含まれていない地域がある。一方、公園の誘致距離が重複する地域もある。
- 公園周辺の人口動態は、市の北西部は人口密度の増加が見込まれる。また、市全体の高齢化が見込まれる。

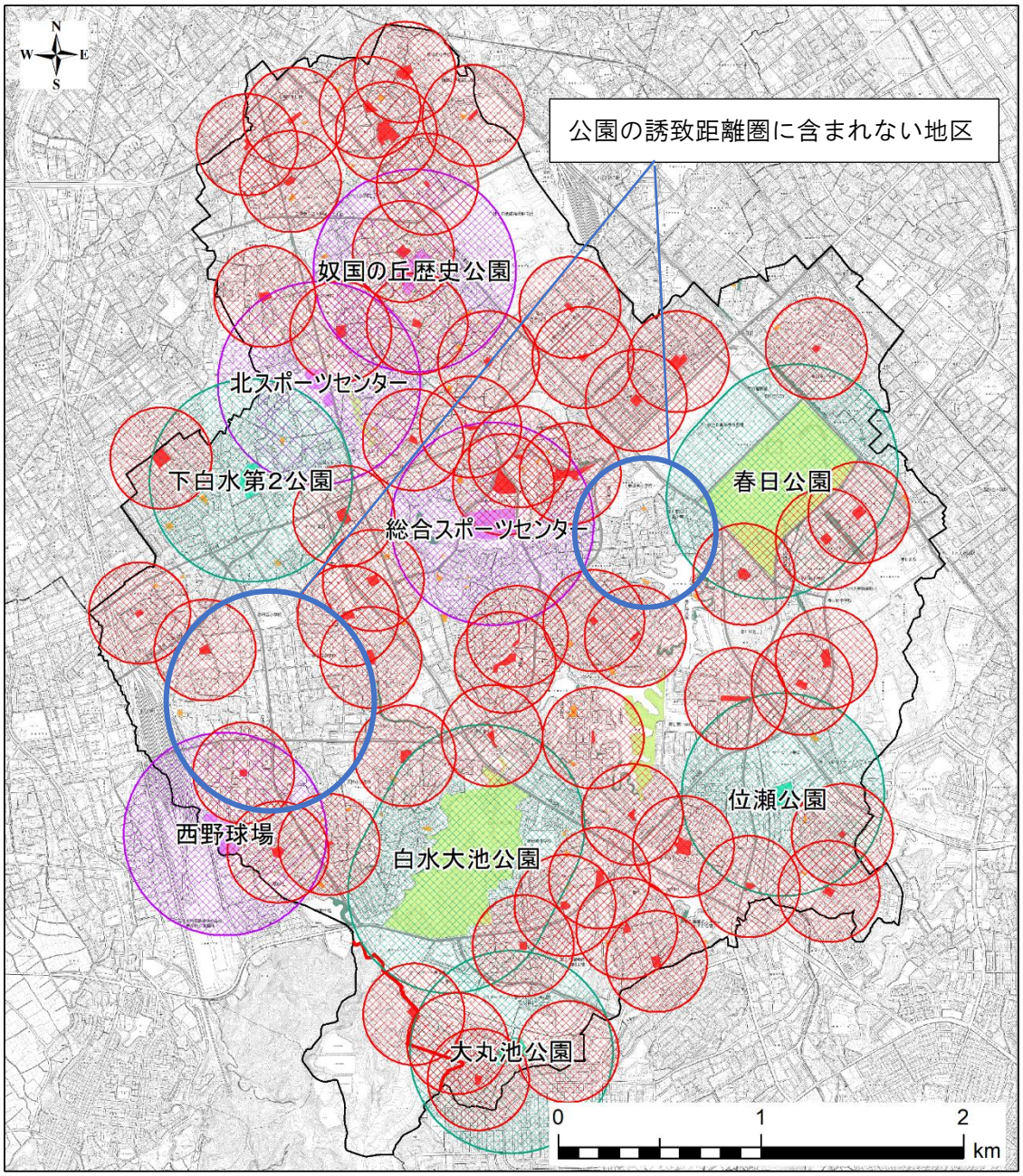

（出典：庁内資料）

※公園の誘致距離圏は H25 に都市公園法施行令の改正により表示が廃止されていますが、参考情報として整理しています。

※都市公園のほか、レクリエーション等に係る公益施設も表示しています。

図　公園の誘致距離圏

■参考　公園周辺の人口動態

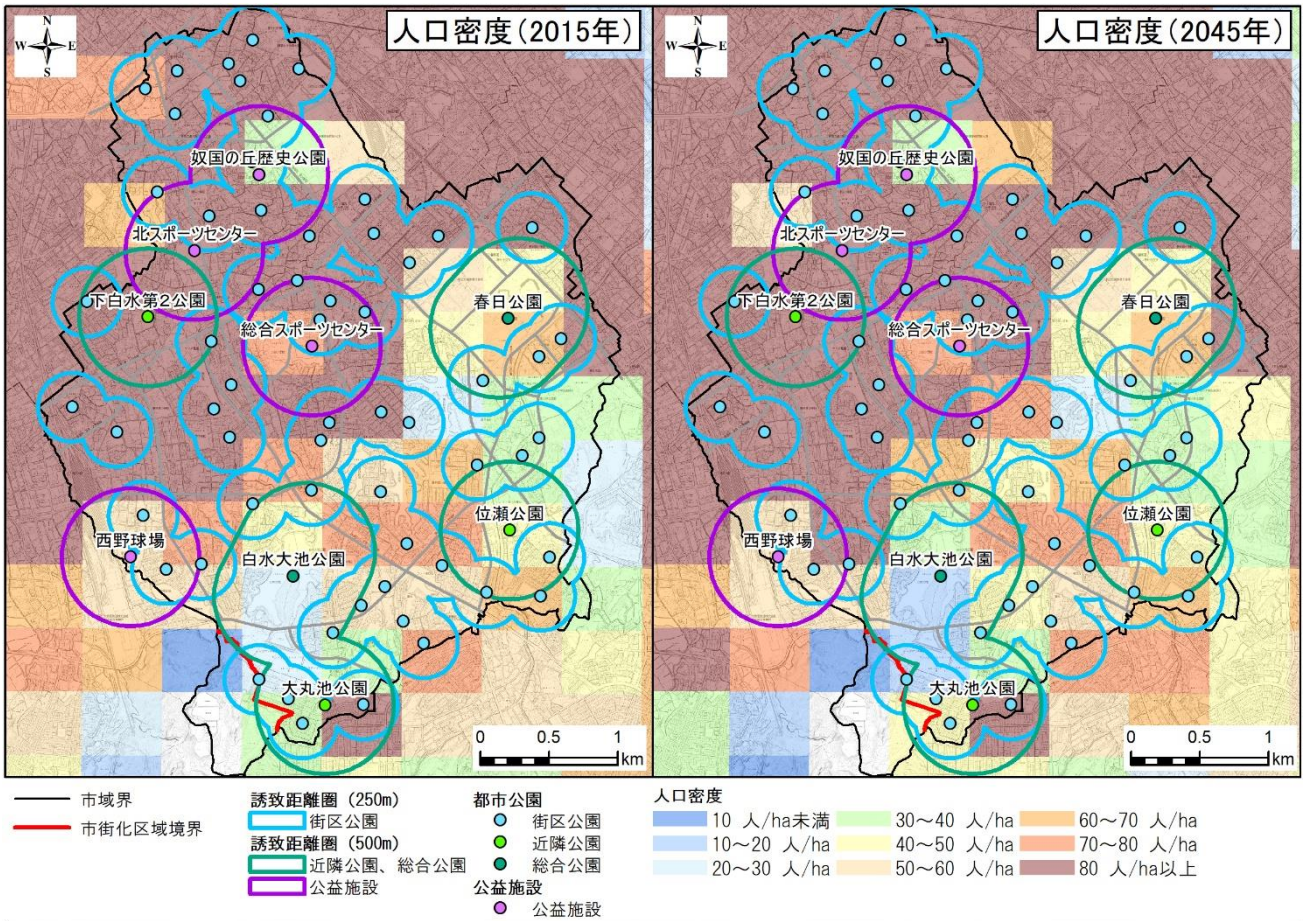

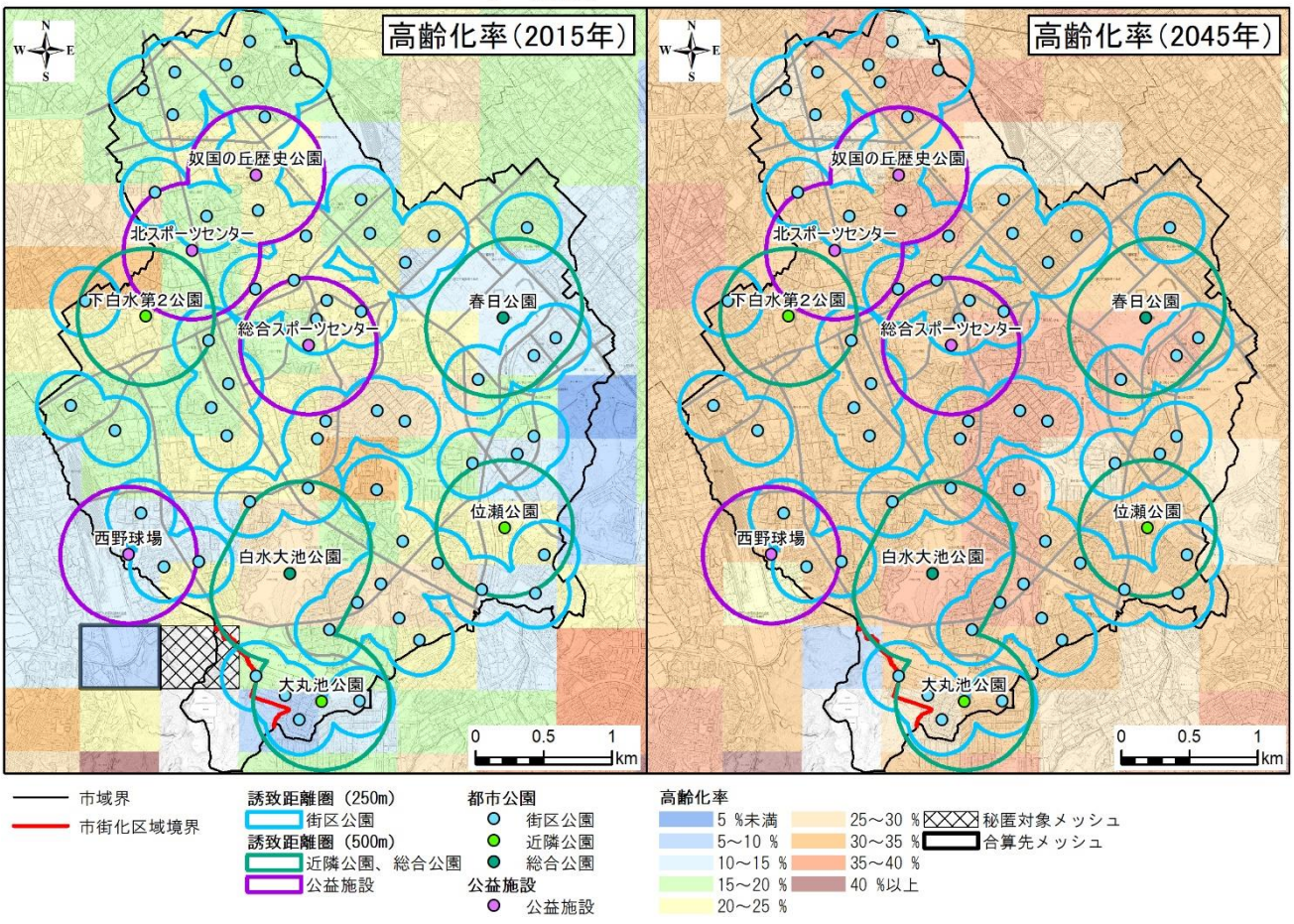

（出典：国勢調査、国土数値情報　500m メッシュ別将来推計人口（H30 国政局推計））

2-3-4 公園愛護会の状況

- ■ 市内には 28 団体の公園愛護会があるが、愛護会が存在しない自治会区もある。
- ■ 全公園緑地等のうち、愛護会の活動対象となっているのは約 24%。
- ■ 愛護会のある都市公園のうち、半数以上は公民館が隣接又は 100m以内に近接している一方、愛護会のない都市公園は公民館が近接・隣接している割合が２割以下と少ない。

■公園愛護会一覧

番号	自治会	愛護会名称	公園数	児童遊園数	公園名等
1	光町	光町区緑愛護会	1	0	光公園
2	日の出町	日の出町第1、第2公園愛護会	2	0	日の出第1公園、日の出第2公園
3	岡本	岡本公園愛園会	1	0	岡本公園
4	上白水	春日はな愛護会	1	0	大町緑地
5	須玖南	須玖南地区公園愛護会	1	0	須玖南公園
6	惣利	惣利地区緑愛護会	2	0	惣利公園、円入公園
7	小倉	小倉地区みどり会	3	0	井ノ尻公園、藤波池公園、小倉中央公園
8	ちくし台	ちくし台愛園会	2	0	ちくし台第1公園、ちくし台第2公園
9	泉	泉地区公園愛護会	1	2	泉公園、泉東児童遊園、泉西児童遊園
10	松ヶ丘	松ヶ丘公園愛友会	2	0	松ヶ丘南公園、松ヶ丘北公園
11	若葉台西	若葉台中央公園愛園会	1	1	若葉台中央公園、雪ヶ浦第1児童遊園
12	小倉東	小倉東公園やすらぎの会	1	0	小倉東公園
13	平田台	平田台公園愛園会	2	0	平田台第1公園、平田台第2公園
14	下白水北	下白水北地区公園愛護会	1	0	下白水第2公園
15	春日原	春日原地区公園愛護会	1	1	春日原南公園、春日原北第1児童遊園
16	大土居	春日市大土居地区公園愛護会	2	4	毛勝親水公園、大土居公園、大土居第2・第3・第4児童遊園、浦の原児童遊園
17	天神山	春日市さわやか天神会	1	0	天神山公園
18	春日原南	春日原南地区ぶどうの会	1	1	春日原南児童遊園、春日原南第2緑地
19	塚原台	塚原台地区環境愛護会	2	1	塚原台第1公園、塚原台第2公園、塚原台児童遊園
20	大和町	大和町地区公園愛護会	1	0	大和公園
21	千歳町	千歳町公園愛護会	1	0	千歳公園
22	若葉台東	若葉台東地区公園愛護会	0	1	若葉台東児童遊園
23	桜ヶ丘	桜ヶ丘地区松寿会愛護会	1	0	桜ヶ丘公園
24	弥生	春日市弥生地区公園愛護会	1	0	弥生公園
25	宝町	宝町区宝寿会	1	0	宝公園
26	上白水	春日市上白水公園愛護会	1	0	上白水公園
27	岡本	岡本5丁目内公園愛園会	2	0	上散田緑地、春日台緑地
28	岡本	神明緑地公園愛護会	1	0	神明緑地
		合　計	37	11	

■公園愛護会未結成地区

R2.4.1 現在

昇町、大谷、白水ヶ丘、白水池、紅葉ヶ丘、須玖北、春日公園、春日、下白水南

■愛護活動の対象となる施設が存在しない地区

サン・ビオ

■公園等の愛護会設置状況及び公民館の近接関係

	都市公園			都市緑地等			児童遊園			全公園緑地等		
	愛護会あり	愛護会なし		愛護会あり	愛護会なし		愛護会あり	愛護会なし		愛護会あり	愛護会なし	
隣接	13	3	16	0	0	0	1	0	1	14	3	17
100m以内	4	2	6	1	10	11	1	9	10	6	21	27
250m以内	8	13	21	2	22	24	6	17	23	16	52	68
250m以上	7	18	25	2	34	36	3	28	31	12	80	92
	32	36	68	5	66	71	11	54	65	48	156	204

■全公園緑地等のうち、愛護会ありなしの割合

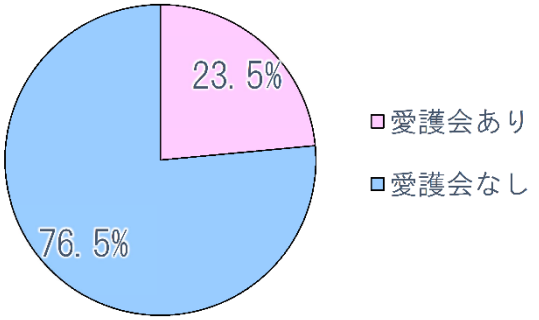

■都市公園と公民館の位置関係

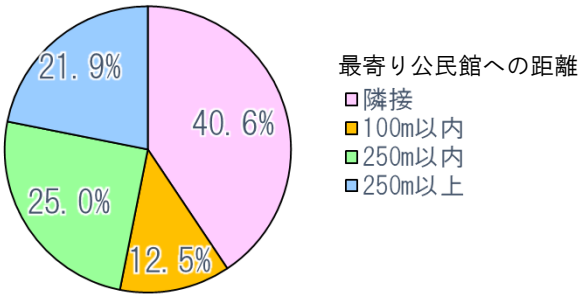

公園愛護会がある公園

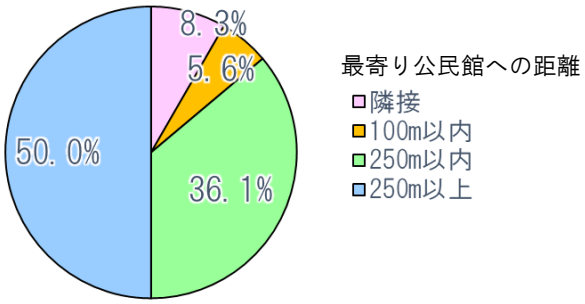

公園愛護会がない公園

（参考）愛護会活動に関する要綱

春日市公園愛護活動推進要綱（平成 15 年 3 月 24 日当初制定）

公園の清掃、除草、樹木の維持管理等について、地域における自発的な愛護活動を推進することにより、公園の美化と施設の保全を図るとともに、地域の人々に一層親しまれ、愛着をもって活用される公園としての管理に資することを目的とし、活動の定義や謝金等の支払いについて定めたもの。

〇公園愛護活動

・公園の清掃（月 1 回以上）及び除草

・公園樹木の剪定及び消毒

・公園施設の点検及び連絡

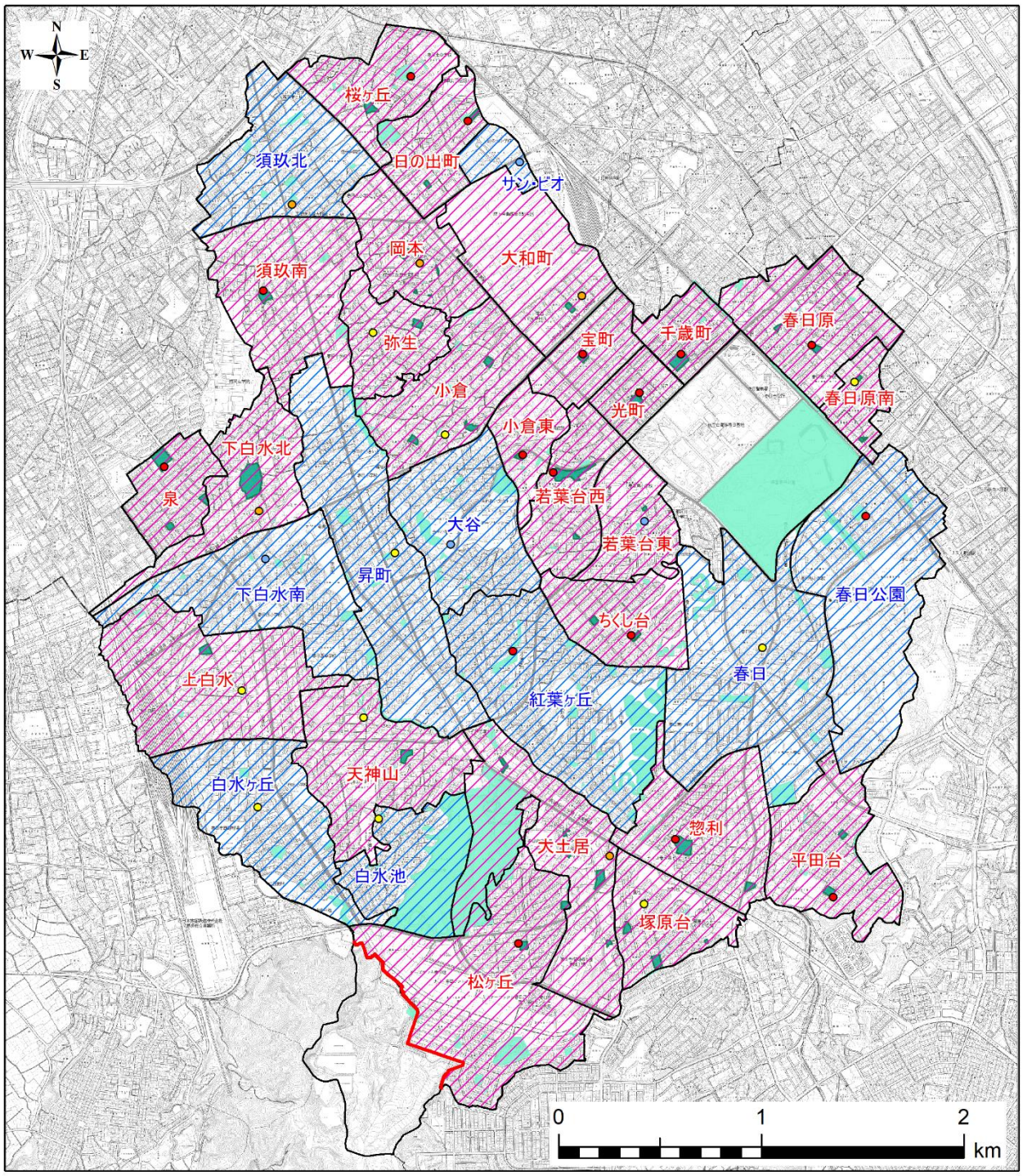

市域界
市街化区域境界
自治会（公園等の公園愛護あり）
自治会（公園等の公園愛護なし）

都市公園、都市緑地、児童遊園（愛護会あり）
都市公園、都市緑地、児童遊園（愛護会なし）

公民館
- 公園に隣接して立地
- 公園の100m以内に立地
- 公園の250m以内に立地
- 上記以外

（出典：庁内資料）

図　公園と公民館の位置関係

2-3-5 防災の視点から見た公園

- 街区公園は一時避難場所、近隣公園や総合公園等規模の大きい公園は広域避難場所に指定されている。
- 一部公園では、防災ベンチが設置されている。

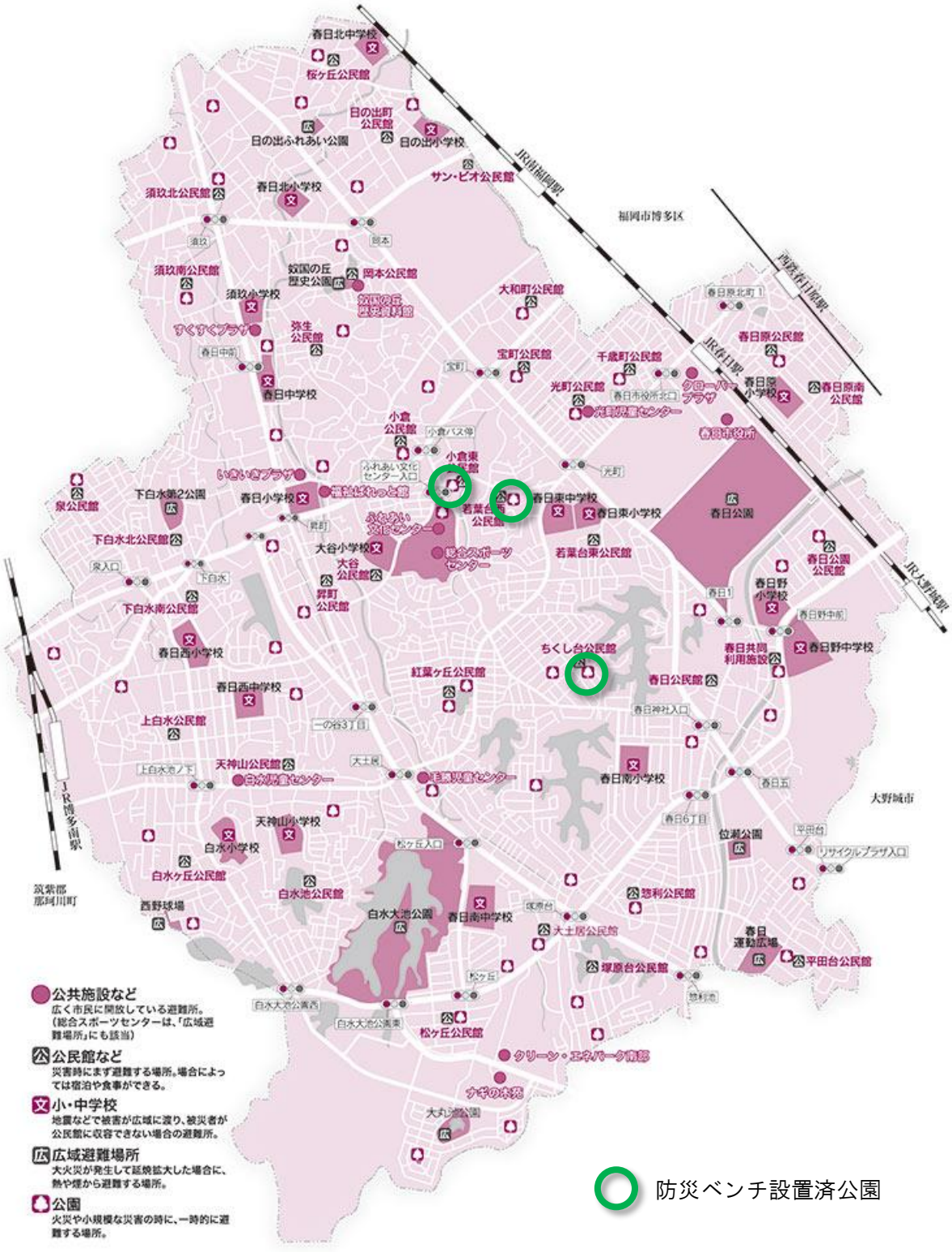

（出典：春日市HP、庁内資料）

図　春日市防災マップ

２－４ 市街地の緑化状況

2-4-1 道路の緑

- ■ 市内の 44 路線に街路樹が整備され、緑のネットワークを形成している。
- ■ 都市計画道路は整備済み路線延長の 75%で街路樹が整備されている。
- ■ 植栽は高木・中低木等を組み合わせたものとなっている。

■都市計画道路の街路樹整備路線率

路線数	総延長 (m)	整備済延長 (m)	街路樹整備路線延長 (m)	街路樹整備路線率 (%)
32	37,501	28,356	21,408	75

（出典：都市計画基礎調査、緑化延長はGIS算出）

参考）道路敷地の緑化率

	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)
道路	2,200,499	20,740	1

（出典：都市計画基礎調査、緑化面積は庁内資料）

■街路樹のある道路一覧

番号	区分	面積（㎡）	高木（本）	中低木（本）	寄植（㎡）	生垣（m）	芝生（㎡）	樹種
1	日の出	301	20	7	105			サクラ
2	日の出第２	245	13	4	161			モチノキ他
3	須玖南	155	12		129	34		ケヤキ
4	防火道路	1,973	86	540	588	24		イチョウ、アメリカハナミズキ
5	福岡女学院線	192	20		21			トウカエデ
6	千歳	205	96		6			イチョウ、ハナミズキ
7	福岡筑紫野線	213	99		9			イチョウ
8	小倉紅葉ヶ丘線	1,367	10		330		805	ケヤキ
9	筒井小倉線（春日駅前ﾛｰﾀﾘｰ含）	1,218	65	80				クスノキ、ケヤキ他
10	大谷第１	90	3		183	21		ホルト
11	大谷第２	763	18	34	320	2		サクラ、シラカシ、モッコク、アラカシ他
12	泉	61	58					ヤマモモ、クロガネモチ
13	光町一の谷線	189	285					イチョウ、ケヤキ
14	泉西	342	29		377			クロガネモチ
15	白水線第１	156	62	3	410			ヤマモモ
16	原田	29			4	9	18	―
17	紅葉ヶ丘ロータリー	55	6		84			サクラ
18	白水線第３	428	59		301			ヤマモモ
19	一の谷	143	16					ケヤキ
20	大土居下の原線	93	10	45	139			ヤマモモ
21	小倉新池	43	3	49	6			モミジ
22	春日原駅前	45			4			―
23	龍神池	20	6		14			サクラ、シュロ、ニセアカシア
24	春日原南町	88	11		61			サクラ、キンモクセイ
25	市役所通り線	435	34		514			ケヤキ
26	春日原上大利線	1,367	102		712			イチョウ
27	春日公園通り線	117	157					イチョウ
28	春日春日原線	795	53		641			ホルト他
29	ＪＲ大野城駅前	271	61	18	484			マテバシイ、ホルト、イチョウ他
30	原町御供田線	694	61	20	394			ケヤキ、イチョウ、コブシ
31	春日公園前線（春日公園前緑地含む）	1,600	251	110	1,015	37		イチョウ、クロガネモチ、コブシ、サルスベリ他
32	西ヶ浦大牟田線	360	216		467			クロガネモチ
33	大牟田池	95	72	5	161			ケヤキ、サクラ、コブシ、ビワ
34	中原池の内線	225	40					イチョウ
35	白水池	30	7					サクラ
36	位瀬大牟田線	833	380	194	1,024	26		サクラ、ケヤキ他
37	ヒシャテガ浦	43	8	1	24	8		サクラ、イチョウ、モミジ
38	上居屋敷平野線	962	123	2	556			ホルト、モチ
39	白水線第２	460	103		259			ヤマモモ、クロガネモチ
40	天神山	180	6	17	25			カヤ他
41	松ヶ丘月の浦線１	1,927	147		1,149	396		ケヤキ、ホルト
42	松ヶ丘月の浦線２	1,320			1,320			―
43	星見ヶ丘	290			322			―
44	星見ヶ丘歩行者専用道路	322		21	22		300	―
計	44 箇所	20,740	2,808	1,150	12,341	557	1,123	―

（出典:庁内資料「緑の管理業務集計表」「春日市街路樹安全度調査診断事業計画書」）

平成 31 年3月末

2-4-2 公共公益施設の緑

■　学校や公共施設等の公共公益施設の緑化率は約 30%
■　花いっぱい運動として各自治会が公共施設等への植栽を行っている

■主な公共公益施設の緑化率

施設分類	施設数	敷地面積(㎡)	緑化面積(㎡)	緑化率
公共施設等	16	871,954.06	233,459.63	26.8%
教育施設	21	677,054.49	158,818.06	23.5%
処理施設	2	156,072.50	82,603.53	52.9%
計	39	1,705,081.05	474,881.22	27.9%

公共施設等:市役所、文化施設、福祉施設、自衛隊施設等
教育施設:小学校、中学校、高等学校、大学等
処理施設:春日大野城リサイクルプラザ、クリーン・エネ・パーク南部

(出典:航空写真・GISより算出)

■公民館・公共公益施設等での市民協働の緑化
「花いっぱい運動」

内容	各自治会などに春、秋の年 2 回、花の苗を配布し、多くの市民が利用する公共施設などに植栽してもらっています。この花苗の維持管理は植栽を行った各自治会などにお願いしており、自治会活動の活性化と、市民の皆さんの「自らが、緑を大切に守り、活かす」という意識の高揚を目指しています。(春日市ＨＰより抜粋)
配布先 **(R1 実績)**	市内各自治会、白水大池公園（管理棟)、大町緑地、ぶどうの庭、福祉ぱれっと館、図書館 配布実績（R1 年度） ・花苗：13,925 鉢 ・球根：603 個

白水ヶ丘公民館

春日公民館

図　花いっぱい運動による植栽(市HPより)

2-4-3 住宅地の緑

■　緑地協定地区（６地区）や地区計画、生垣奨励補助金等、住宅地の緑化に向けた取組が行われている。

■緑地協定地区

内容	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者全員の合意により、緑地の保全または緑化に関する協定を市長の認可を受けて締結する制度、その地区。 また、開発者など所有者が１人でも定めることができる（１人協定）規定がある。 協定に定める事項）※春日市緑地協定推進実施要綱より抜粋 ・協定の区域・名称、土地利用者等の名称、緑化に関する事項（樹木等の種類、植栽場所、かき又はさくの構造）、樹木等の維持管理、修景施設・照明施設、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置
締結状況	市内以下６地区（H29 都市計画基礎調査） 〇春日レイクハウス地区緑地協定（2.70ha）（１人協定） 〇東峰春日ハイツ地区緑地協定（0.80ha）（１人協定） 〇太平ファミリータウン地区緑地協定（0.31ha）（１人協定） 〇春日レイクタウン地区緑地協定（2.89ha）（１人協定） 〇春日ゆりヶ丘地区緑地協定（0.62ha）（１人協定） 〇春日白水ヶ丘１丁目地区緑地協定（0.65ha）（１人協定）

春日レイクハウス地区緑地協定地区

春日ゆりヶ丘地区緑地協定地区

図　春日市内の緑地協定地区の状況

■地区計画（かき又はさくの構造制限を設けている地区）

地区名	かき又はさくの構造の制限
桜ヶ丘地区	道路に面する部分のかき又はさくは生垣とする。 ただし、やむを得ない場合は、コンクリート又はフェンス等の塀（高さ制限あり）
平田台地区	かき又はさくは、地盤面の高さから 0.6ｍを超える部分は、生垣又はフェンス等の透視可能なものとする。
南部白水地区	

■生垣奨励補助金

内容	生垣にする場合、市から費用の一部を補助 ・生垣の条件 植栽場所：公道に面している部分 植栽方法：生垣の樹種など制限なし（竹・草類は対象外） ブロック塀と生垣を併用する場合は、ブロック塀の高さは、宅地の高さから 60cm まで ・過去 10 年間の申請件数：11 件

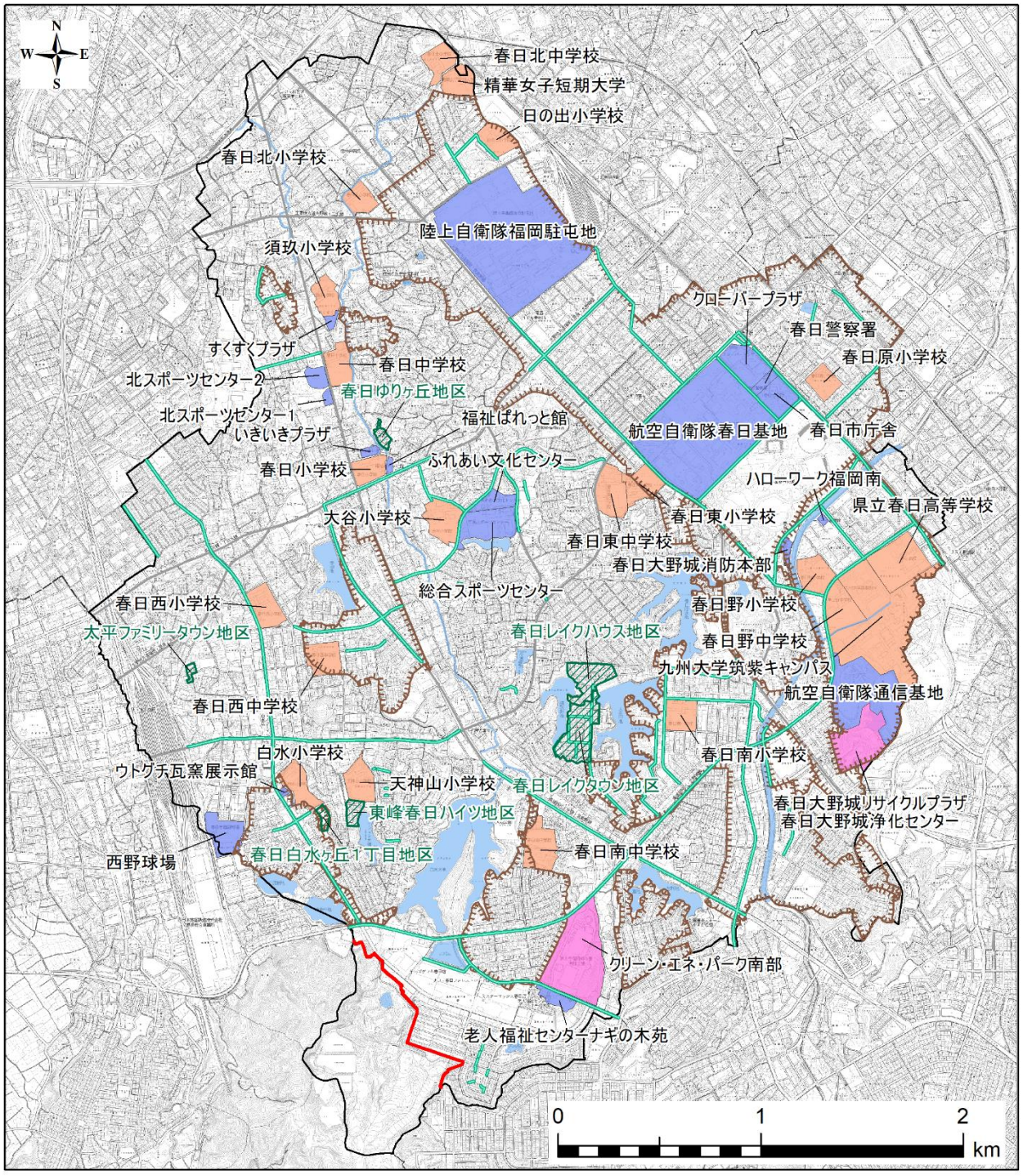

（出典：H29 都市計画基礎調査、庁内資料）

図　道路・公共公益施設・緑地協定地区などの現況図

２－５ 歴史・文化的資源の状況

■　市内には国指定特別史跡の水城跡をはじめ、多くの古墳・遺跡等の史跡が残されている。
■　春日神社等の神社境内の樹木も古くからの市の貴重な緑として天然記念物に指定されている。

■史跡・天然記念物等の指定状況

区　　分	名　　称	面積(ha)	指定年月日	備　　考
史跡・名勝	特別史跡　水城跡（天神山）	2.5	S49.8.10	国指定　S52・53・H9・14 追加指定
	特別史跡　水城跡（大土居）		S49.8.10	国指定　S52・53・H9・14 追加指定
	史跡　日拝塚古墳	0.3	S51.2.24	〃
	史跡　須玖岡本遺跡	0.9	S61.6.24	〃　H12・14・16 追加指定
	ウトグチ瓦窯跡	—	H17.10.5	県指定
	赤井手古墳	—	H5.3.1	市指定
	竹ヶ本古墳	—	H5.3.1	〃
	下白水大塚古墳	—	H8.3.1	〃
	原遺跡	—	H8.7.1	〃
天然記念物	春日の杜（樟）	0.2	S38.1.16	県指定　春日神社
	住吉神社のナギの杜	0.2	S38.1.16	〃　住吉神社
	春日神社のセンリョウ叢林	0.1	S39.5.17	〃　春日神社
	熊野神社のオオバヤドリギ	0.1	S52.8.11	市指定　熊野神社
	春日小学校のえんじゅ	—	S52.8.11	〃　春日小学校
重要無形民俗文化財	春日の婿押し	—	H7.12.26	国指定　春日神社
その他（史跡・神社等）	須玖五反田遺跡	—	—	春日市文化財ガイドマップ
	老松神社（中の宮）	—	—	
	老松神社（上の宮）	—	—	
	王墓の上石（市指定　有形文化財）	—	—	
	奴国の丘歴史資料館	—	—	
	西方遺跡	—	—	
	仁王手 A 遺跡	—	—	
	伯玄社	—	—	
	住吉神社	—	—	
	昇町八幡宮前庚申塔	—	—	
	原町遺跡	—	—	
	駿河 A 遺跡	—	—	
	先ノ原遺跡	—	—	
	春日公園内遺跡	—	—	
	白水の井	—	—	
	浄運寺前庚申塔	—	—	
	柏田遺跡	—	—	
	門田遺跡	—	—	
	辻畑遺跡	—	—	
	中白水遺跡	—	—	
	白水八幡宮	—	—	
	紅葉ヶ丘遺跡	—	—	

（出典：春日市奴国の丘歴史資料館HP、春日市文化財ガイドブック）

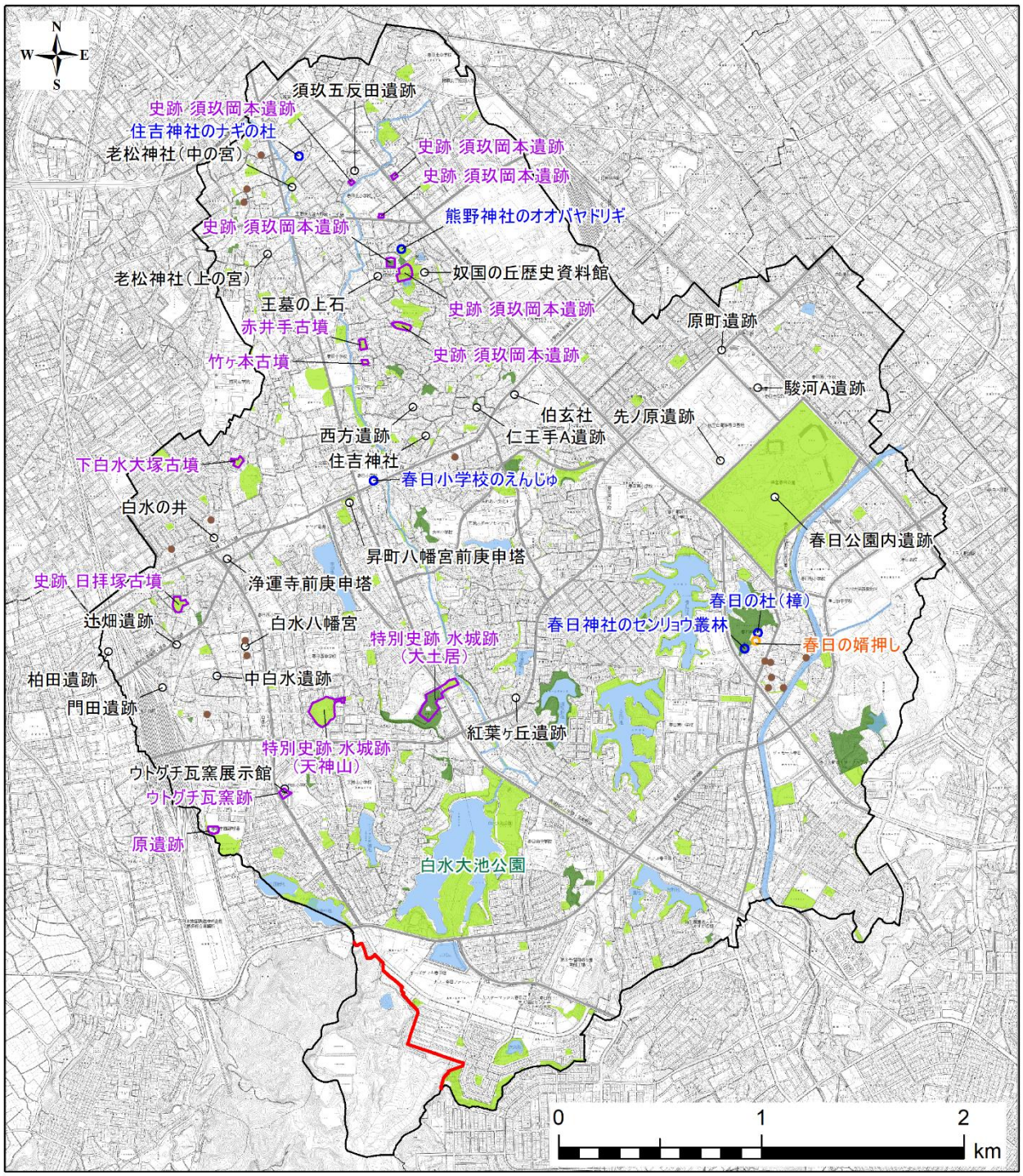

（出典：春日市奴国の丘歴史資料館HP、春日市文化財ガイドブック）

図　文化的資源の状況

3 緑に関する市民意識調査

3－1 市民意識調査の概要

市民意識調査は、「第２次春日市都市計画マスタープラン」及び「第２次春日市緑の基本計画」の策定に伴い、現在のまちの課題や方向性などについて市民意見を伺い、計画に反映することを目的として、以下の調査方法・内容で行いました。

項目	内　　容
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	春日市内に在住する18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
調査実施期間	令和元年12月3日(火)～令和2年1月10日(金)
回答数(回答率)	回答数:841(回答率:42.1%)
調査内容	1. 回答者の属性 2. お住まいについて(居住意向　等) 3. 日常生活について(各種施設の利用状況、移動手段　等) 4. これまでのまちづくりの評価と期待について(施策満足度･重要度) 5. 春日市の将来のまちづくりの方向性について 6. 春日市の「緑」について 7. 市民協働によるまちづくりの推進について
回答者属性	【性別】男性:44.1%　女性:52.9%　無回答:3.0% 【年齢】20代以下:7.3% 30代:11.3% 40代:13.1% 50代:15.5% 60代:16.9% 70代以上:35.4%　無回答:0.3%

3－2 緑の効果や満足度

3-2-1 春日市全体の「緑」の現状への満足度

■　春日市の緑の現状に対して満足・やや満足の割合は全体の約６割。

春日市全体の「緑」の現状（量、質、配置など）への満足度（全体）

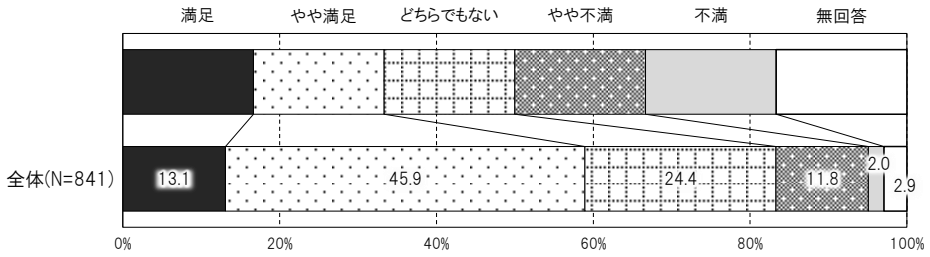

3-2-2 緑の量

■　緑の量については、現状程度で十分という回答が最も多く（48.4%）次いで緑を増やすという意見が多い（43.5%）。

緑が増えたほうがいいと思うか（全体）

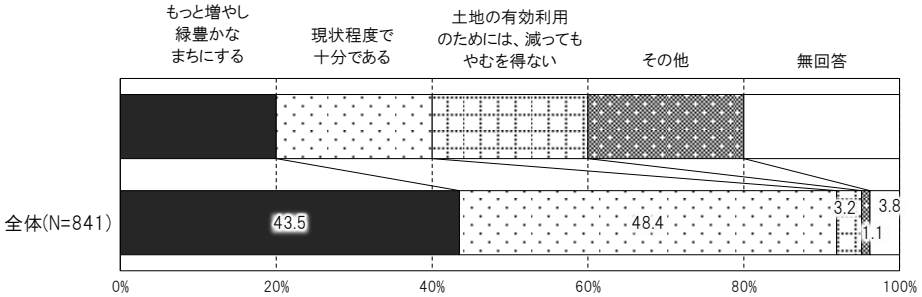

3-2-3 市内の緑に期待する効果

■　緑に期待する効果として、散歩や休息の場所となる、人々に潤いを与えるといった回答が多い。

市内の「緑」に期待する効果（全体）

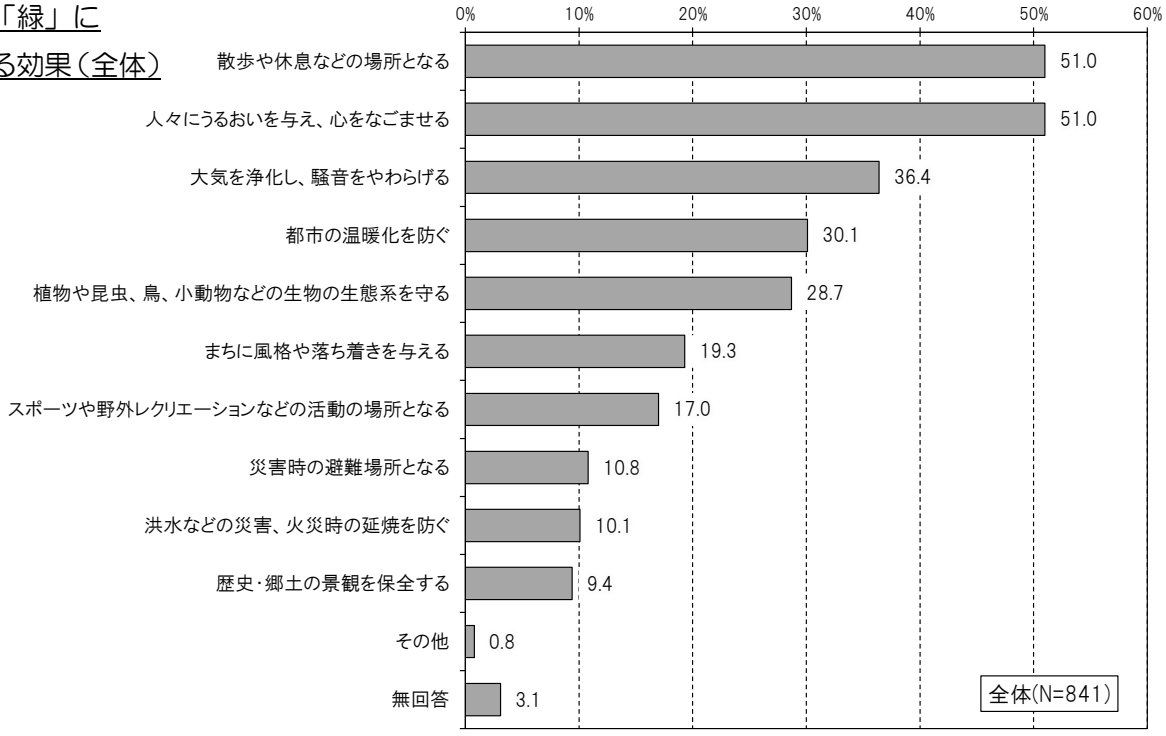

3-2-4 春日市の「緑」を守ったり、増やしたりしたいと考える場所

■　緑を守ったり、増やしたい場所として、公園の緑（48.8%）や道路の緑（47.7%）が多い。

春日市の「緑」を守ったり、増やしたりしたいと考える場所（全体）

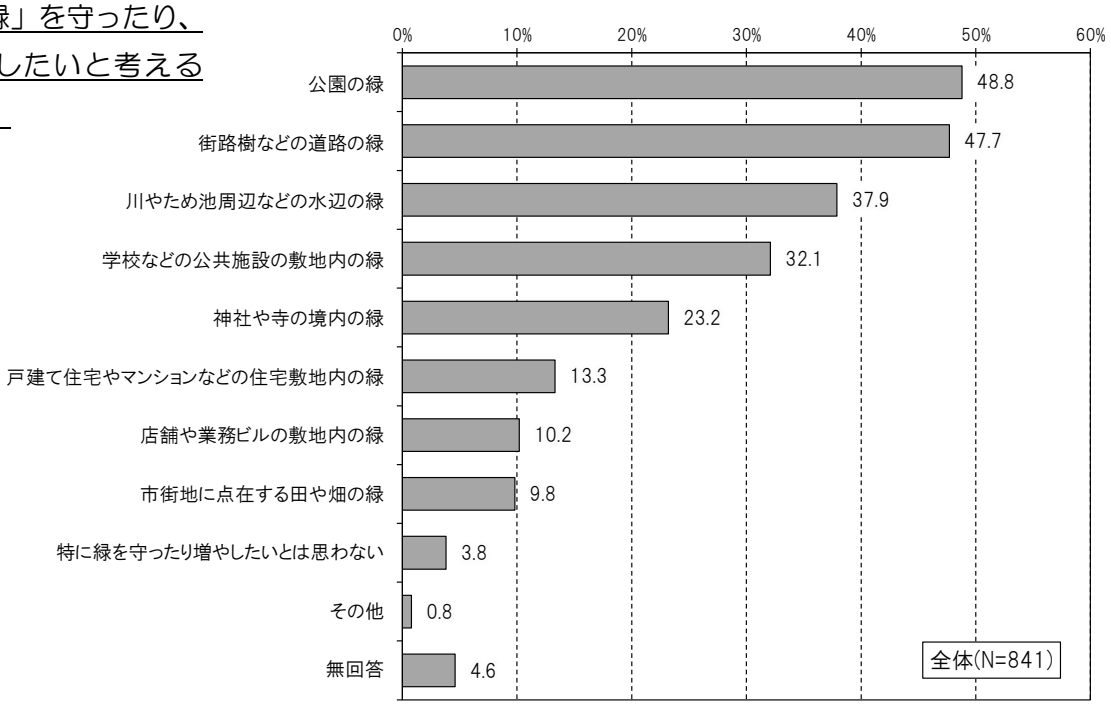

3－3 市民協働の緑の育成

3-3-1 緑を守り育てる活動への関わり

■ 緑を守り育てる活動として、自宅の敷地内などに樹木や花を植えているという回答が最も多く（45.5%）、一方関わりたいが時間的・金銭的等の余裕がないという回答も多い（38.4%）。

緑を守り育てる活動への関わり（全体）

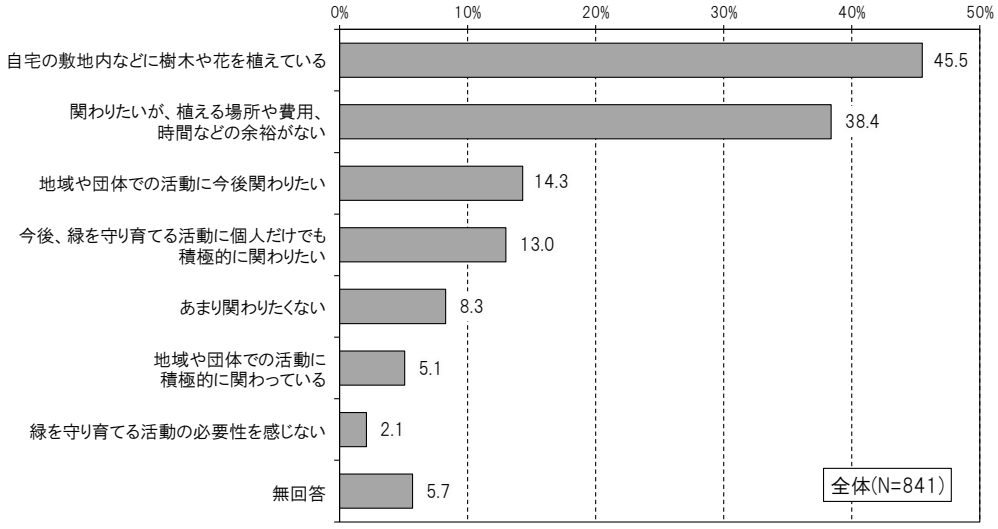

3-3-2 市民や事業者が自ら緑を守り、増やすために、春日市が進めれば良いと思う取組

■ 市民や事業者が自ら緑を守り、増やすために市が取り組むべきこととして、現在行っている施策の充実（40.7%）が最も多く、次いで樹林地などの区域指定を行い住民と共同して保全する（26.0%）という回答が多い。

市民や事業者が自ら緑を守り、増やすために、春日市が進めれば良いと思う取組（全体）

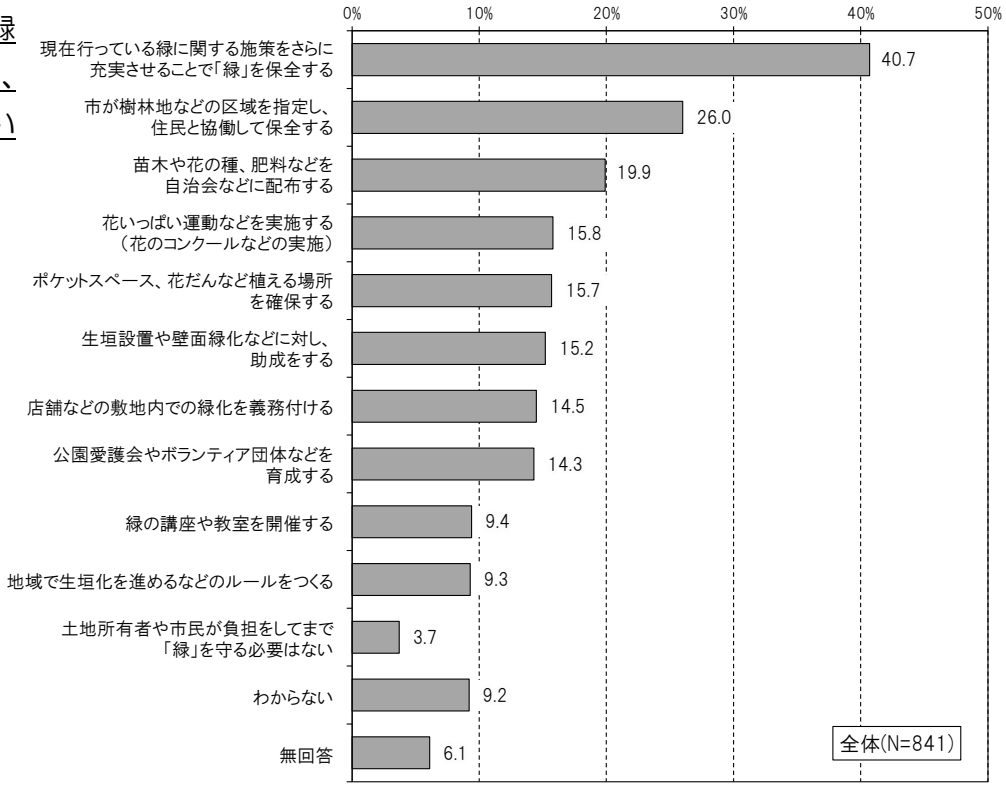

3－4 都市公園の整備・管理状況

3-4-1 公園に行く目的・利用したいと思う公園

- 公園利用の主な目的は、散歩・ジョギングする（47.6%）が最も多く、次いで子どもを遊ばせる（19.0%）や自然を眺める（14.1%）となっている。
- 利用したいと思う公園は、休息できる身近な憩いの場となる公園（43.8%）が最も多く、次いで子どもを安全に遊ばせられる公園（41.4%）や散歩やジョギングができる公園（32.3%）となっている。

公園に行く主な目的（全体）

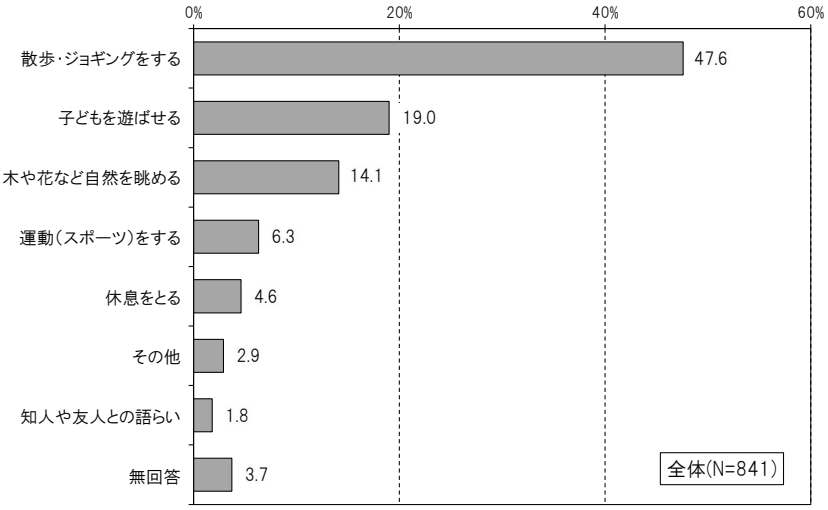

利用したいと思う公園（全体）

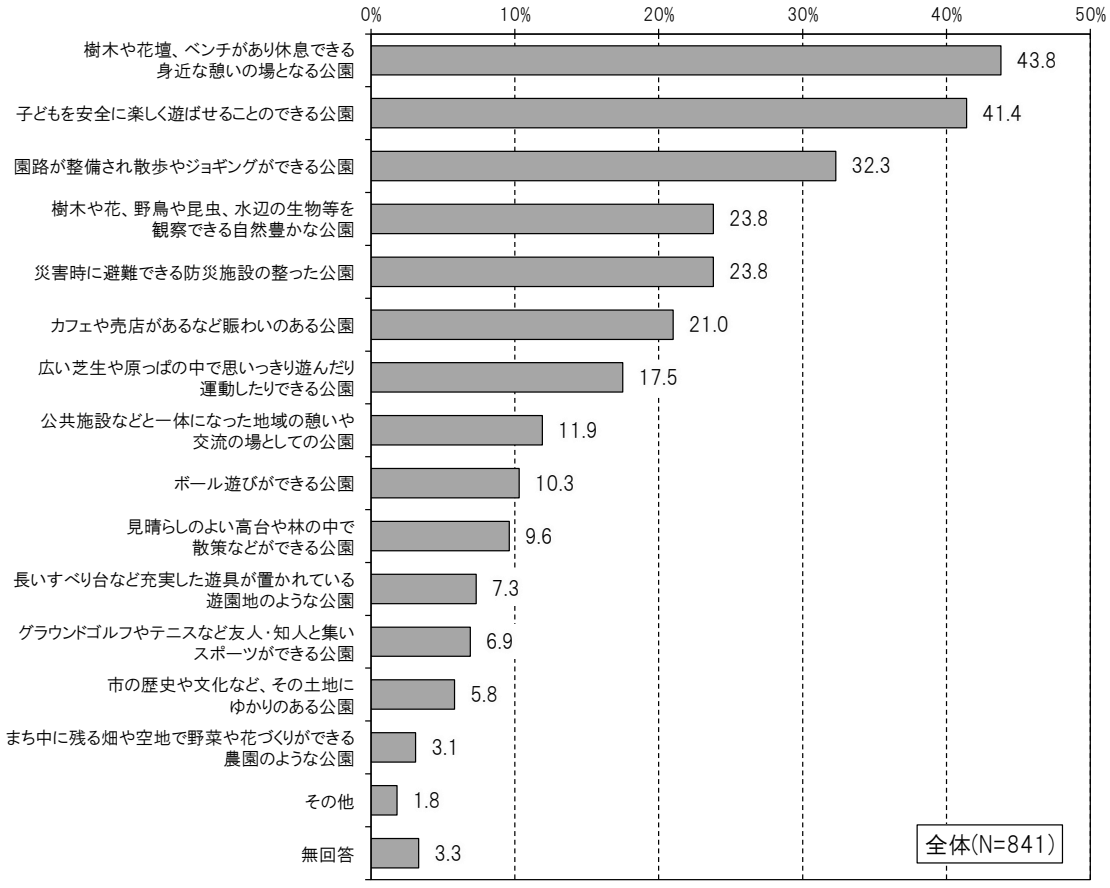

3-4-2 白水大池公園に求めること

■ 白水大池公園に求めることについてみると、「休憩できるベンチやあずまやを増やして欲しい」が 32.3%と最も高くなっており、次いで「飲食店等の食事等ができる施設を設置して欲しい」（26.4%）の順となっている。

白水大池公園に求めること（全体）

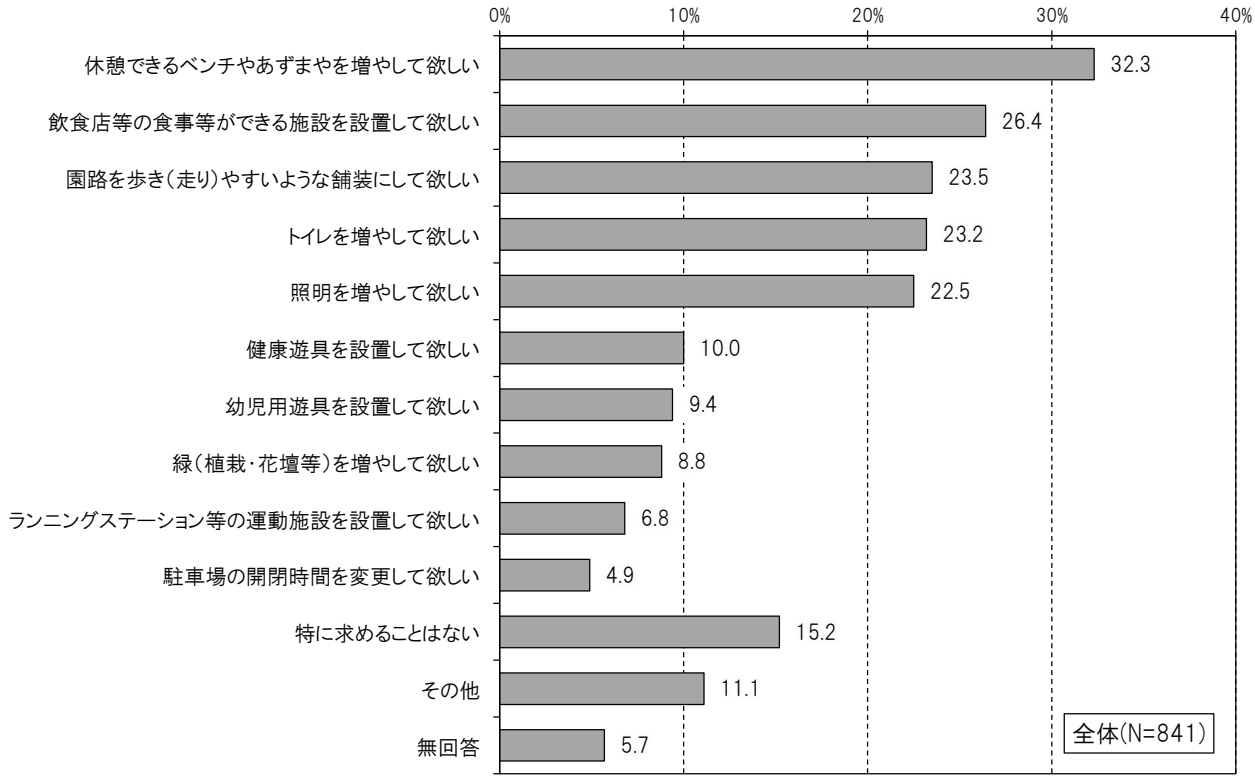

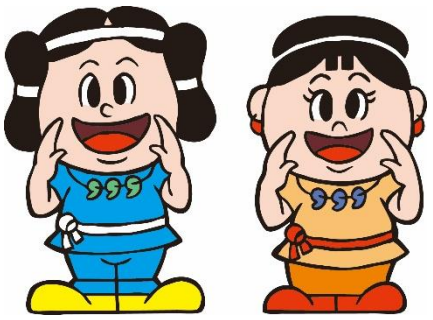

3－5 ため池について

3-5-1 ため池に対するイメージ

■ ため池のイメージについて、あまり知らない（28.1%）が最も多く、次いで貴重な自然環境が残っている場（17.7%）という回答が多い。

ため池に対するイメージ（全体）

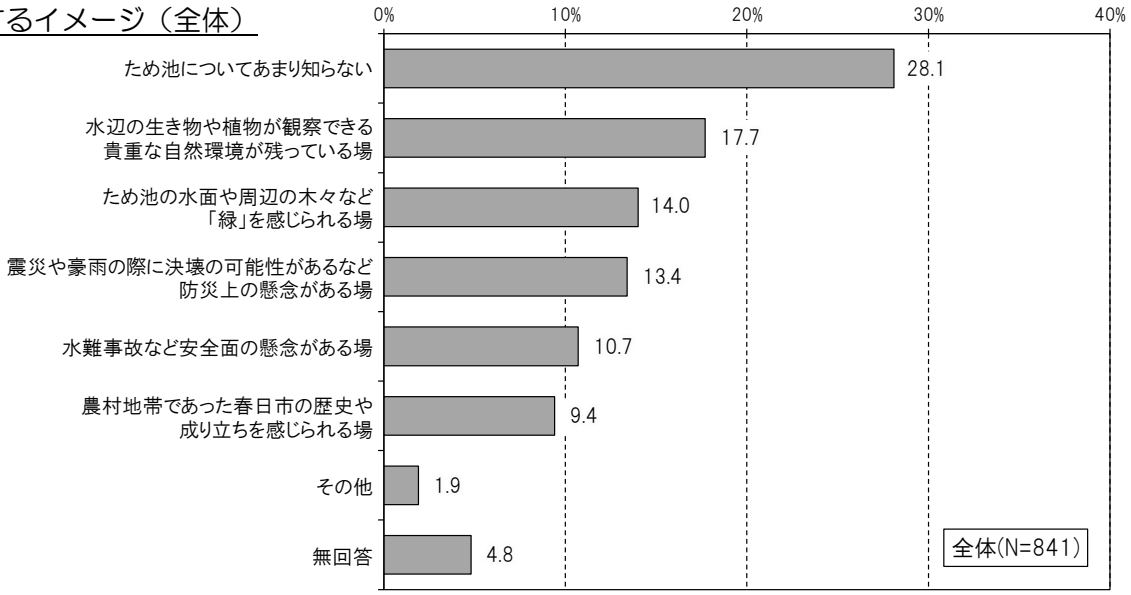

3-5-2 今後のため池のあり方

■ 今後のため池のあり方について、貴重な自然環境として保全すべき（36.1%）が最も多く、次いで分からない（26.2%）、市民のレクリエーションの場として活用すべき（19.7%）といった回答が多い。

今後のため池のあり方（全体）

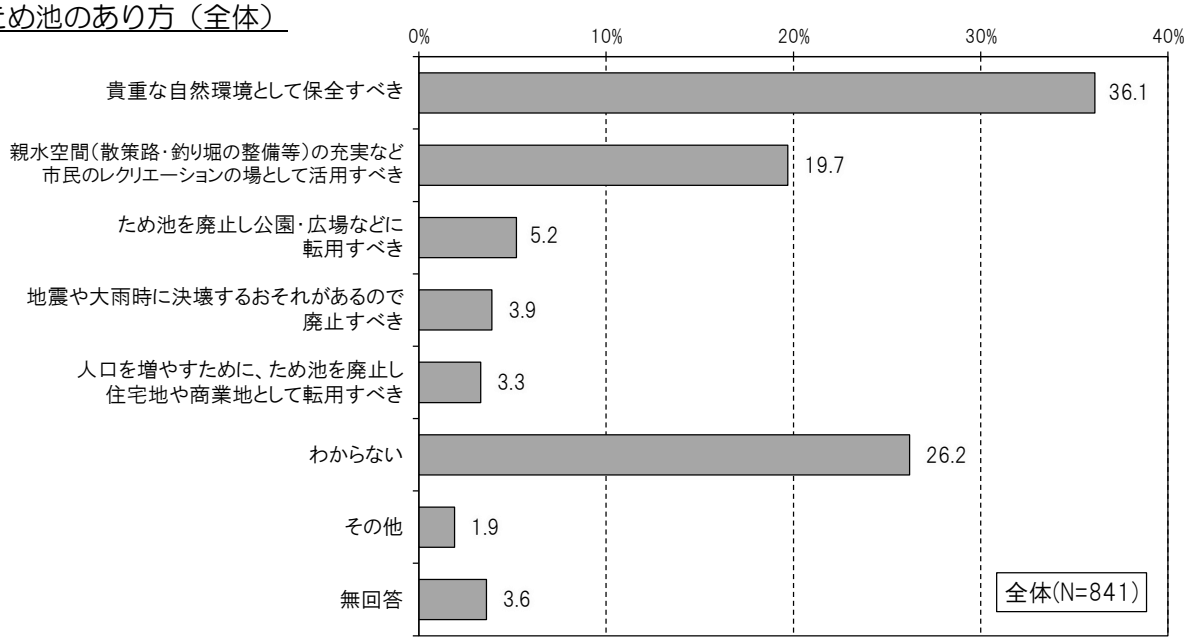

4 前回計画の検証

4－1 目標値の達成状況

■　前回計画の目標値は未達成。市民一人あたり公園面積は前回計画時の指標を下回っている。

■目標値の達成状況

目標値		平成 22 年 現況値	令和元年 目標値	令和元年 現況値	達成 状況
自然の緑	●緑を守る地区の指定 ※特別緑地保全地区及び国指定史跡	7.5ha	8.0ha	7.5ha	△
	●市民農園	1.1ha	1.5ha	1.1ha	△
新たに創出した緑	●市民 1 人当たり公園面積	8.4 ㎡	8.6 ㎡	8.3 ㎡	×
	●道路の緑被率	2.3%	2.7%	1 .0%	×
	●公共公益施設の緑被率	25.5%	30.0%	27.9%	△
市全体の緑	●市全体の緑被率	30.4%	31.4%	30.5%	△

※達成状況は以下のとおり分類
「○」目標値を上回ったもの
「△」目標値は未達成だが、H22 現況値を上回ったもの
「×」目標値及び H22 現況値を下回ったもの
※市全体の緑被率は、H22 算出時と計算手法が異なるため前回計画時の現況及び目標値と異なる。

■参考）緑被率の確認

区分		平成 22 年（2010 年）				令和元年（2019 年）			
		敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)
自然の緑	山林	21.8	21.8	100.0%	5.1%	17.6	17.6	100.0%	14.4%
	農地	28.7	28.7	100.0%	6.7%	26.0	26.0	100.0%	7.3%
	水面その他自然地	61.4	61.4	100.0%	14.3%	71.3	71.3	100.0%	11.1%
	小計	111.9	111.9	100.0%	26.0%	114.9	114.9	100.0%	32.8%
新たに創出した緑	公園･緑地など	92.2	92.2	100.0%	21.4%	86.9	86.9	100.0%	21.0%
	道路	209.3	4.8	2.3%	1.1%	220.0	5.1	2.3%	0.9%
	公共公益施設	218.0	54.5	25.0%	12.7%	221.3	55.3	25.0%	10.8%
	住宅用地	559.3	156.6	28.0%	36.4%	567.3	158.8	28.0%	32.6%
	商業用地	93.5	9.4	10.0%	2.2%	99.1	9.9	10.0%	1.6%
	工業用地	9.3	0.8	9.0%	0.2%	5.8	0.5	9.0%	0.3%
	小計	1,181.6	318.3	26.9%	0.1%	1,200.4	316.6	26.4%	67.2%
その他の空地		121.5	0.0	0.0%	0.0%	99.8	0	0.0%	0.0%
合計		1,415.0	430.2	30.4%	26.1%	1,415.0	431.5	30.5%	100.0%

※緑被率とは、特定の区域に占める緑被地の割合。緑被地は、樹林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地など、植物で被覆された土地、もしくは植物で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地の総称。
※敷地面積は、都市計画基礎調査における土地利用別面積を採用。
※自然の緑及び公園緑地は、緑被率を 100%、その他の区分については緑被率を平成 22 年算定時のものを採用。

第３章 緑のまちづくりの課題

1 現況からみた課題の整理

	都市の現況特性	現況から見た課題
概況	• 住宅都市として発展、現在も人口増。 • 総合計画の将来目標は「住みよさ実感都市」。	• 住宅地としての魅力・機能の維持・向上
自然的土地利用	• 自然的土地利用は市域全体の約 14%のみで近年も、緑の量は微減傾向。 • 緑地や樹木、ため池等の自然の緑を保全する制度による地区指定がされている。	• 残された樹林、農地、水面等、貴重な自然環境の保全・活用
	• 溜池保全条例によりため池が保全されている。 • その内、約 4 分の 1 のため池（５箇所）が公園化・親水整備等を行われているほか、ため池周辺に緑地・公園が配置されている。 • ため池の一部は、雨水調整機能や農業・生活用水として利用されている。	• 市の貴重で特徴的な自然環境としてため池の適切な保全管理・活用 • 周辺の公園緑地との一体的な整備
都市公園の整備・管理状況	• 市民一人あたり公園は約 8.3 ㎡確保され、近隣市に比べても充実している。 • 約９割の公園が供用開始後 30 年経過。公園の維持管理費は年間 2 億円超。	• 既設公園の効果的・効率的な維持管理
	• 市内の大部分は公園の誘致距離圏に含まれるが、一部含まれない地区あり。	• 公園が不足する地区での優先的な公園緑地等の確保
	• 公園周辺の人口動態は、市の北西部は人口密度の増加が見込まれる。 • 市全体の高齢化が見込まれる。	• 将来の人口動態やニーズに応じた公園の整備・再整備
	• 市内の多くの自治会で公園愛護会が設立。 • 全公園緑地等のうち、愛護会の活動対象となっているのは約 24%。 • 愛護会のある都市公園は公民館が近隣にある場合が多い。	• 公園愛護活動の普及啓発 • 公民館など公園と一体となった公園愛護会・自治会活動の場の確保
	• 街区公園は一時避難場所、近隣公園や総合公園等規模の大きい公園は広域避難場所に指定されている • 一部公園では防災ベンチが設置済。	• 災害時等の避難の場としての公園の機能向上
市街地の緑化状況	• 市内の 44 路線に街路樹が整備され、緑のネットワークを形成している。 • 都市計画道路は整備済み延長の 75%で街路樹が整備されている。	• 既設の街路樹の適切な維持管理 • 都市計画道路の整備等と併せた街路樹・植樹帯等の道路の緑の確保
	• 学校や公共施設等の公共公益施設の緑化率は約 30%。 • 花いっぱい運動として各自治会が公共施設等への植栽を行っている。	• 公共施設等の計画的な緑化の推進 • 市民協働による植栽やその適切な管理
	• 緑地協定地区や地区計画、生垣奨励補助金等、住宅地の緑化に向けた取組が行われている。	• 緑地協定地区等の指定 • その他の民有地での緑化に向けた支援
文化的資源の状況	• 市内には国指定特別史跡の水城跡をはじめ、多くの古墳・遺跡等の史跡が残されている。 • 春日神社等の神社境内の樹木も古くからの市の貴重な緑として天然記念物に指定されている。	• 緑を特徴づける文化的な資源の保全・活用

2 住民アンケート結果からみた課題

	市民意向	現況から見た課題
緑の効果や満足度	• 春日市の緑の現状に対して満足・やや満足の割合は全体の約 6 割。 • 緑の量については、現状程度で十分（48.4%）という回答が最も多く、次いで緑を増やす（43.5%）という意見が多い。 • 緑に期待する効果として、散歩や休息の場所となる、人々に潤いを与えるといった回答が多い。 • 緑を守ったり、増やしたい場所として、公園の緑（48.8%）や道路の緑（47.7%）が多い。	• 現在の緑の維持による緑に対する満足度の維持向上 • 散歩や休息、人々に潤いを与えるなど、市民生活を豊かにする緑の形成 • 公園や道路等市民に身近な場所の緑の保全・育成
市民協働の緑の育成	• 緑を守り育てる活動として、自宅の敷地内などに樹木や花を植えている（45.5%）という回答が最も多く、一方、関わりたいが時間的・金銭的等の余裕がない（38.4%）という回答も多い。 • 市民や事業者が自ら緑を守り、増やすために市が取り組むべきこととして、現在行っている施策の充実（40.7%）が最も多く、次いで樹林地などの区域指定を行い住民と協働して保全する（26.0%）という回答が多い。	• 市民・事業者が自ら緑を守る・増やす行動を行うための支援メニューの検討
都市公園の整備・管理状況	• 公園利用の主な目的は、散歩・ジョギングする（47.6%）が最も多く、次いで子どもを遊ばせる（19.0%）や自然を眺める（14.1%）となっている。 • 利用したいと思う公園は、休息できる身近な憩いの場となる公園（43.8%）が最も多く、次いで子どもを安全に遊ばせられる公園（41.4%）や、散歩やジョギングができる公園（32.3%）となっている。	• 休息・散歩・ジョギング等世代を問わず多くの市民が利用しやすい公園、子どもが安全に楽しく遊べる公園などニーズにあった公園整備・再整備
	• 白水大池公園の改善について、休息できるベンチ等を増やしてほしい（32.3%）が最も多く、次いで飲食店等の食事等ができる施設を設置してほしい（26.4%）の回答が多い。	• 規模の大きい公園において、休憩施設や飲食施設など魅力を向上させる機能の設置を検討
ため池について	• ため池のイメージについて、あまり知らない（28.1%）が最も多く、次いで貴重な自然環境が残っている場（17.7%）という回答が多い。 • 今後のため池のあり方について、貴重な自然環境として保全すべき（36.1%）が最も多く、次いで分からない（26.2%）、市民のレクリエーションの場として活用すべき（19.7%）といった回答が多い。	• ため池の保全の必要性について市民への周知、活用方策等今後のあり方の検討

3 緑のまちづくりの課題

項目	緑のまちづくりの基本的課題
自然環境	**○残された貴重な自然環境の保全・活用** ・文化財として保全されている緑地、市街地内に点在して残る農地、河川・ため池の水面など貴重な緑地の保全・活用 **○既存施設を活用した水と緑のネットワークの形成** ・既存公園や河川、街路樹を活用した水と緑のネットワークの確保
市民の交流・レクリエーション	**○市民生活に潤いを与える緑の拠点とネットワークの形成** ・市内の二大公園である春日公園・白水大池公園の魅力の向上・活用 ・特別緑地保全地区や市民農園など自然と身近にふれあえる場の確保 ・散歩やジョギングなどの健康増進が図れる公園緑地やスポーツ施設等の公共施設の機能を充実させるネットワークの構築 **○将来の人口動態やニーズに応じた公園緑地の確保** ・公園緑地が不足する地区での公園整備や代替機能の確保 ・子育て世代や高齢者など利用者ニーズに応じた公園の機能分担、再整備 **○市民の交流・地域活動の場としての公園緑地の確保** ・公園愛護活動など地域住民による緑の育成（緑や花を通した地域のコミュニケーションの場の確保） ・地域の祭りや自治会活動の場として使いやすい公園緑地の整備、公民館等の周辺施設との一体的な管理・活用
防災	**○緑がもたらす防災機能の発揮** ・ため池や農地による貯水機能、街路樹・公園・河川等による延焼遮断機能等の発揮に向けた緑の保全、開発時の緩衝緑地等の確保 **○防災拠点としての公園整備** ・広域避難場所、一時避難場所となる公園緑地における防災機能の充実
景観・歴史文化資源	**○市の緑を特徴づける歴史・文化資源の保全** ・水城跡や日拝塚古墳、須玖岡本遺跡等の歴史的資源とその周辺の緑の保全 ・保存樹木や社寺林など地域のシンボルとなる特徴的な緑の保全 **○緑豊かな市街地環境の形成** ・緑地協定等の制度の活用による宅地の緑化推進 ・公共施設等の緑化、民有地緑化に対する支援や緑の育成への意識啓発 ・既存の公園・街路樹・河川・民有地の緑化等、緑のネットワークによる景観形成

第４章 基本理念・方針

1 基本理念

春日市は、かつて市域北部にまで牛頸山麓の樹林の伸びる純農村でした。戦後、急速に市街化が進み、福岡都市圏南部の住宅都市として発展してきました。自然の緑の多くは宅地開発により失われたものの、古墳・水城跡の緑地や、ため池、小規模な農地や社寺林が点在するなど、春日市の歴史・文化を継承する緑が、貴重な自然環境として今も受け継がれています。また、公園や街路樹、住宅の庭木や生垣等、新たな緑が整備されていることが評価されて「緑豊かな都市」のイメージをもたれています。

このような緑は、私たちの暮らしに安全性や快適性をもたらしており、市民にとっては「ふるさと　かすが」を感じさせる大切な要素です。

平成１２年度に策定された春日市緑の基本計画では、「市民がまんなか ふるさと かすがの緑の継承」を基本理念とし、緑の視点で様々な方策を定め、緑のまちづくりを進めてきました。今回の策定においては、これまでの計画によって守り・創り・育まれてきた春日市の緑を、市民・各家庭・地域・団体・事業者・行政といった多様な主体が関わりながら、さらに次の世代につないでいくため、「みんなでつなぐ ふるさと かすがの緑」を基本理念とします。

みんなでつなぐ　ふるさと　かすがの緑

2 基本方針

これまでの春日市緑の基本計画では、「守る」「創る」「育む」の３つの方針に基づき、緑のまちづくりを推進してきました。一方で、宅地開発等が進み成熟化した本市において「緑の量」は減少しているほか、都市公園や街路樹等の整備されてきた緑の維持管理の必要性が高まっています。

そこで、現計画の方針を踏襲しつつ、今ある緑がさらに市民にとって身近なものとなるよう、緑を「活用する」視点を加え、一人ひとりの緑を「守る」「育む」の取組意識の向上を図ります。

この「守る」「育む」「活用する」の３つの基本方針を基に、具体的な「緑の質の向上」に貢献できる取組を行っていくことで、緑に対する市民の満足度を高めていきたいと考えております。

また、この基本方針に基づいた取組を実施するための「財源の確保」も同時に行っていくことで、「緑豊かな都市」としての春日市の魅力を永続的に高めていく必要があります。

この「緑の質の向上」と「財源の確保」の一連の取組は、春日市独自の取組として「かすがグリーン・リノベーション（緑の総合的な質の向上)」と名付けることで積極的な姿勢を示し、より魅力的な緑のまちづくりの推進につなげていきたいと考えております。

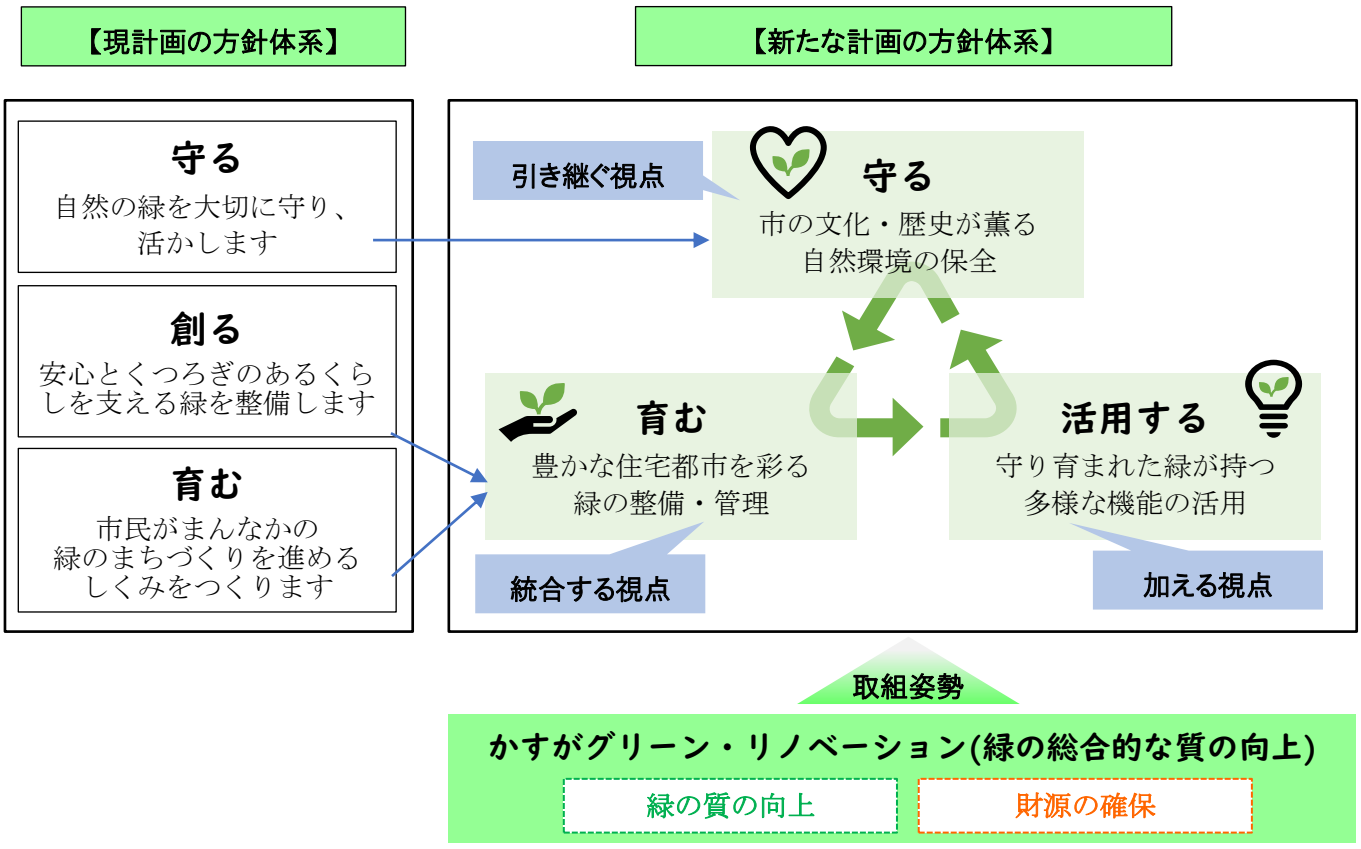

守る　市の文化・歴史が薫る自然環境の保全

・古墳・水城跡等の樹林や、ため池周囲の樹林、社寺林などの「ふるさと　かすが」を感じる緑を守り、次世代に継承します。
・公園緑地、河川、ため池、農地等の自然的土地利用の保全と適切な環境整備により、都市の防災機能の向上や生物多様性の保全等、緑の機能向上を図ります。

育む　豊かな住宅都市を彩る緑の整備・管理

・緑の拠点である春日公園・白水大池公園の魅力向上、周辺緑地とのネットワーク化を図ります。
・暮らしに最も身近な緑である都市公園等は、市民ニーズに応じた整備・再整備を行うとともに、持続可能な維持管理体制の構築を図ります。
・道路や公共公益施設は、樹種に配慮した緑化とその適切な維持管理を行います。
・住宅や民有地の緑化等、市民・企業による自主的な緑化の普及啓発に向け、支援体制の強化や緑化重点地区の指定を検討します。

活用する　守り育まれた緑が持つ多様な機能の活用

・市民のレクリエーション・防災・生物多様性など、緑が持つ多様な機能に着目し、「グリーン・インフラ（緑を積極的に活用した生活環境）」の形成や市民への緑の大切さの周知を図ります。
・各地域の都市公園を核とした地域活動の振興や周辺のにぎわい形成など、積極的な公園の活用を行うためのマネジメント体制の構築や、活用しやすい環境整備を図ります。
・樹林地や河川・ため池等の環境整備に努め、市の歴史や文化・環境教育の場として活用し、緑に関する市民意識の向上を図ります。

第５章 系統別緑の配置方針

1 系統別緑のまちづくり方針

緑の配置における計画の策定方法として、第３章の系統別の緑の課題をもとに、「自然環境」「市民の交流・レクリエーション」「防災」「景観・歴史文化」の 4 系統について、緑のまちづくりの方針（守る・育む・活用する）を再整理しました。

自然環境

河川・ため池、農地、緑地など市内に残された貴重な自然環境の保全について

市民の交流・レクリエーション

市民の交流や健康増進、暮らしの質の向上に資する公園緑地のあり方について

防災

緑が持つ防災機能の発揮や避難場所としての公園緑地の活用について

景観・歴史文化

緑豊かなまちなみの形成や春日市の文化が薫る重要な緑の保全について

１－１ 自然環境

1-1-1 二大公園やため池とその周辺の緑地を基調とした豊かな自然環境の形成

市の南東部には、春日公園・白水大池公園といった市の二大公園が整備されており、これらは市域のほとんどが市街化している本市の貴重な緑地でもあります。またその周辺には、春日貯水池や大牟田池等の比較的規模の大きいため池も残されています。

このような貴重な緑地・水面を保全しながら、街路樹・河川・住宅地・公共施設等の緑化を併せて行い、緑のネットワークをつなげることで、市民の憩いや生物多様性を実現する豊かな自然環境の形成を図ります。

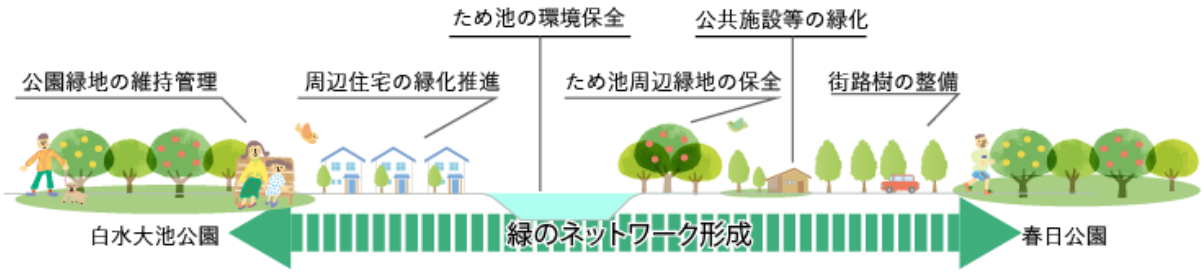

1-1-2 奴国の丘歴史公園・弥生の森を中心とした歴史遺産と自然環境の保全

弥生の森特別緑地保全地区は、奴国の丘歴史公園（須玖岡本遺跡）と隣接して、市の貴重な歴史的資源を併せ持つ自然環境です。周辺のため池や緑地、公園等と併せて一体的な保全・維持管理を図ります。

1-1-3 点在する農地・ため池のあり方の検討

市の西部では、小規模な田畑が点在しています。これらの農地や多くのため池は戦前まで純農村であった春日市の歴史的な資源とも言えます。一方で、宅地開発によってほぼ市街地化した現代において、浸水被害等の防災の観点から、農地・ため池のあり方を検討していく必要があります。

自然環境への影響や、市民農園など市民レクリエーションの場としての農地の確保、身近な親水空間としてのため池の活用等も考慮しながら、将来的な農地・ため池のあり方を検討します。

1-1-4 街路樹等の整備・維持管理や河川の親水化による水と緑のネットワークの形成

自然環境の保全・生物多様性に配慮した緑の配置計画においては、緑の連続性が重要です。そのため、諸岡川・牛頸川といった河川の護岸緑化や親水化、街路樹等の整備や維持管理による水と緑のネットワークの形成を図ります。

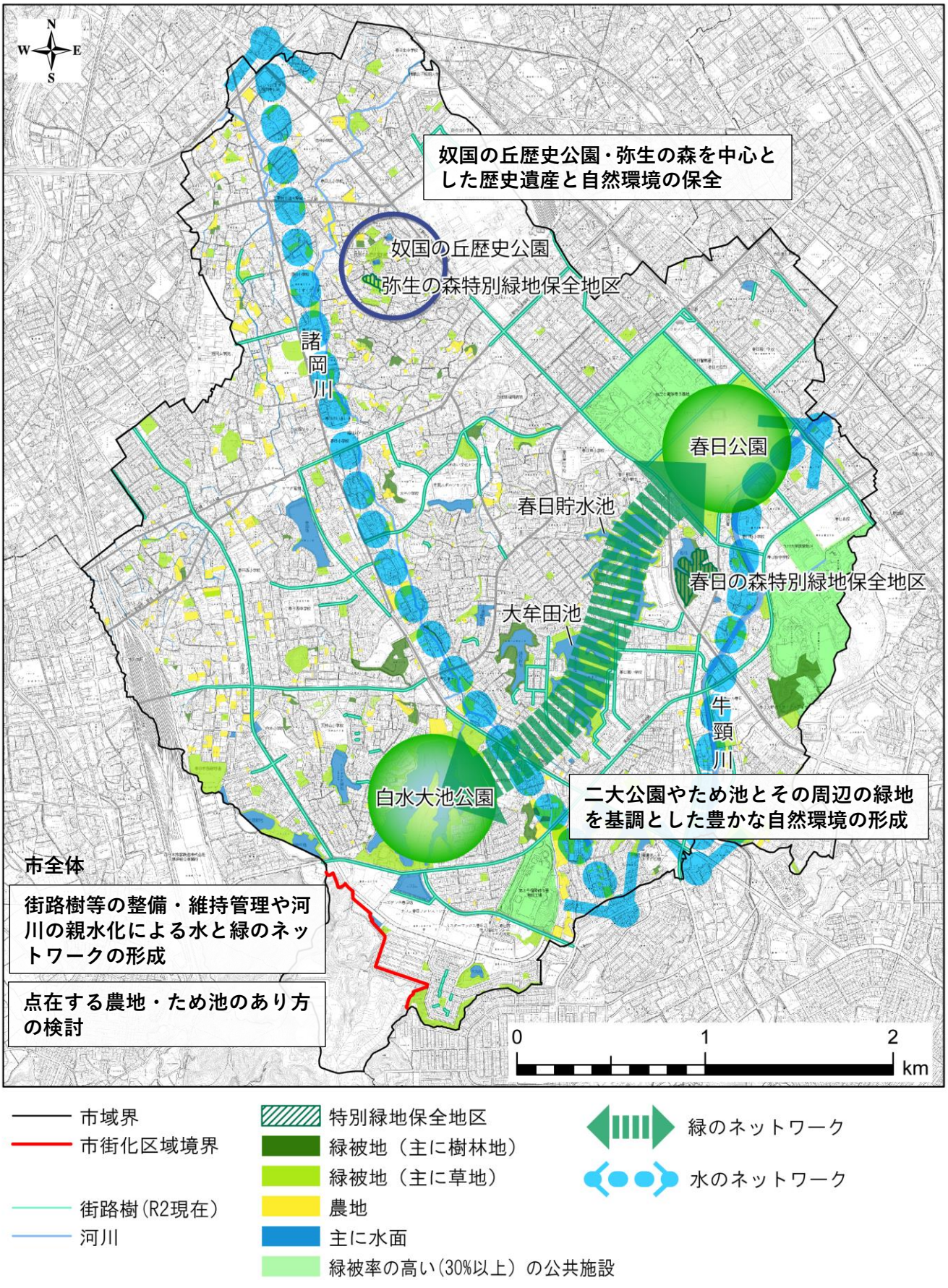

図　自然環境系統配置方針

１－２ 市民の交流・レクリエーション

1-2-1 官民連携による春日公園、白水大池公園、奴国の丘歴史公園・須玖岡本遺跡の魅力の向上

総合公園である春日公園や白水大池公園、奴国の丘歴史公園・須玖岡本遺跡は市民の交流・レクリエーションなどくつろぎ核の中でも特に重要な公園です。公園の持続的な維持管理に向けた財源の確保や、より多機能な活用を図るため、指定管理や Park-PFI など民間ノウハウを活用した官民連携による管理運営・再整備を図ります。

1-2-2 くつろぎ核や地域住民交流核となる公園をはじめとした公園再整備

ため池や樹林、史跡・遺跡など自然と歴史性に満ちた環境を活かし、水と緑に包まれてゆったりとくつろげる、規模の大きい休息・レクリエーション機能を持つ主要公園をくつろぎ核として位置づけ、市民ニーズの変化や施設の老朽化に対応しながら、魅力的な公園再整備を図ります。

また、公民館が隣接する公園（地域住民交流核）では、公民館と一体となった立地特性を活かし、公園再整備を行う際には、地域コミュニティの場となるよう配慮するとともに、花いっぱい運動の展開や公園愛護会の活動等、緑を通じた交流の促進を図ります。

「親子のつながりを深める交流や憩いの場」として再整備

白水大池公園ちびっ子広場（再整備後）

1-2-3 公園緑地が不足するエリアでの地域住民の交流の場や緑の確保

公園緑地が比較的不足している一部の地域については、教育施設など既存ストックの活用や、空き地が発生した場合の市民緑地の確保、必要に応じた新たな公園緑地の整備等、市民交流の場や緑の確保を図ります。

1-2-4 点在する小規模な児童遊園や緑地のあり方の検討

小規模な児童遊園や緑地等は、身近な憩い・休憩の場所として開発残地などを積極的に取り入れ整備するとともに、その維持管理に努めます。

一方で、市民に活用されにくい場所にある緑地等については、維持管理費等の費用対効果を鑑み、再整備や整理等の今後のあり方を検討します。

1-2-5 主要な公園や交流施設をつなぐシンボル軸の形成

核となる公園や交流核となる公共施設をつなぐ道路をシンボル軸として位置づけ、散歩・ジョギング・サイクリングなど市民の健康増進や、公園と公共施設等の相互利用の促進に資する、通りたくなる道づくりを図ります。

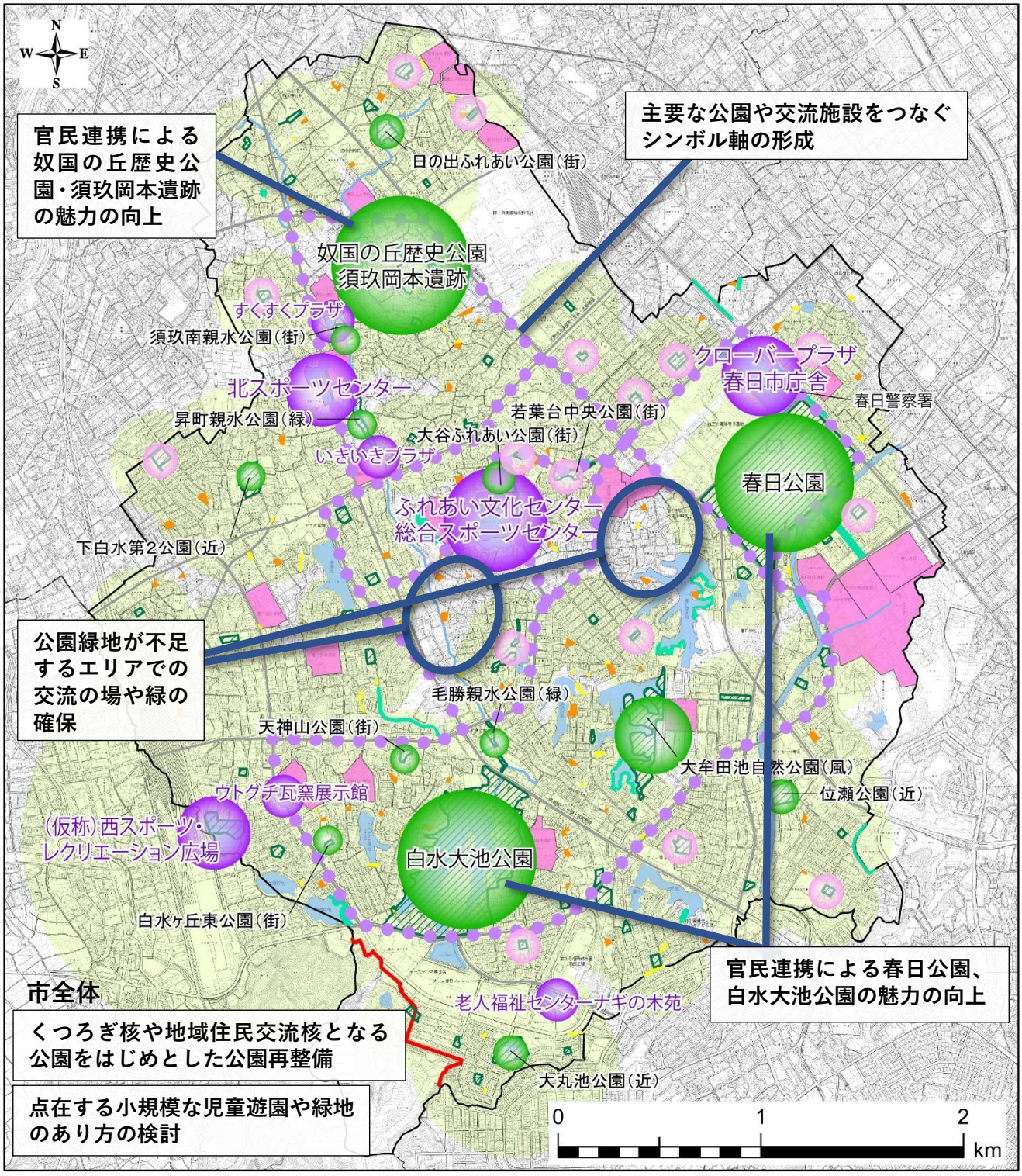

※公園の種類
（近）：近隣公園　（街）：街区公園
（風）：風致公園　（緑）：都市緑道

図　市民の交流･レクリエーション系統配置方針

１－３ 防災

1-3-1 ため池の適切な維持管理による貯水機能の発揮

市内に点在するため池は貯水機能を有し、特に白水池などは雨水調整機能を持っています。近年多発する豪雨災害や内水氾濫の被害抑制のためにも、これらのため池の適切な維持管理により、防災機能の向上を図ります。

また、ため池は貯水機能を持つ一方で、決壊時には周辺宅地の浸水被害が懸念されます。防災重点ため池をはじめとした防災上対策が必要なため池については、周辺農地の農業用水利用状況や雨水排水施設の整備状況等を総合的に勘案し、ストックの適正化（機能の向上、廃止等)、保全管理体制の強化、耐震・豪雨等に対する補強対策等、それぞれのため池の状況に応じた対策を検討します。

1-3-2 道路・公園等公共施設の緑の保全と開発時の緩衝緑地等の確保

道路、公園、河川等にある緑地は、火災延焼防止機能や都市熱環境の改善、雨水の保水機能等、防災上も多面的な機能を有するものであり、グリーン・インフラとしてその重要性が近年さらに注目されています。そのため、防災の観点からも緑地の保全・維持管理を図ります。

また、併せて開発時の緩衝緑地等の確保や、住宅地の緑化の推進等により緑地の確保を図ります。

1-3-3 一時避難場所・広域避難場所となる公園緑地における防災機能の充実

市内の都市公園は、一時避難場所や広域避難場所として位置付けられており、災害時の避難場所として活用するほか、状況に応じて臨時の避難施設用地や応急仮設住宅用地等の応急活動のために活用を図ります。

そのため、市民ニーズを把握しながら、必要に応じて災害時に活用可能な防災ベンチ、非常用電源付き照明、防災あずまや等の防災施設の整備を検討します。また、それら設備を平常時にも活用（防災訓練、地域行事等）ができる管理体制を構築し、公園の防災機能の充実と市民の防災力の向上を図ります。

また、総合スポーツセンターをはじめとする避難所となる公共施設等への安全な避難路の確保を図ります。

■避難場所の定義（春日市防災ガイドブックより）

■防災ベンチ活用状況（若葉台中央公園）

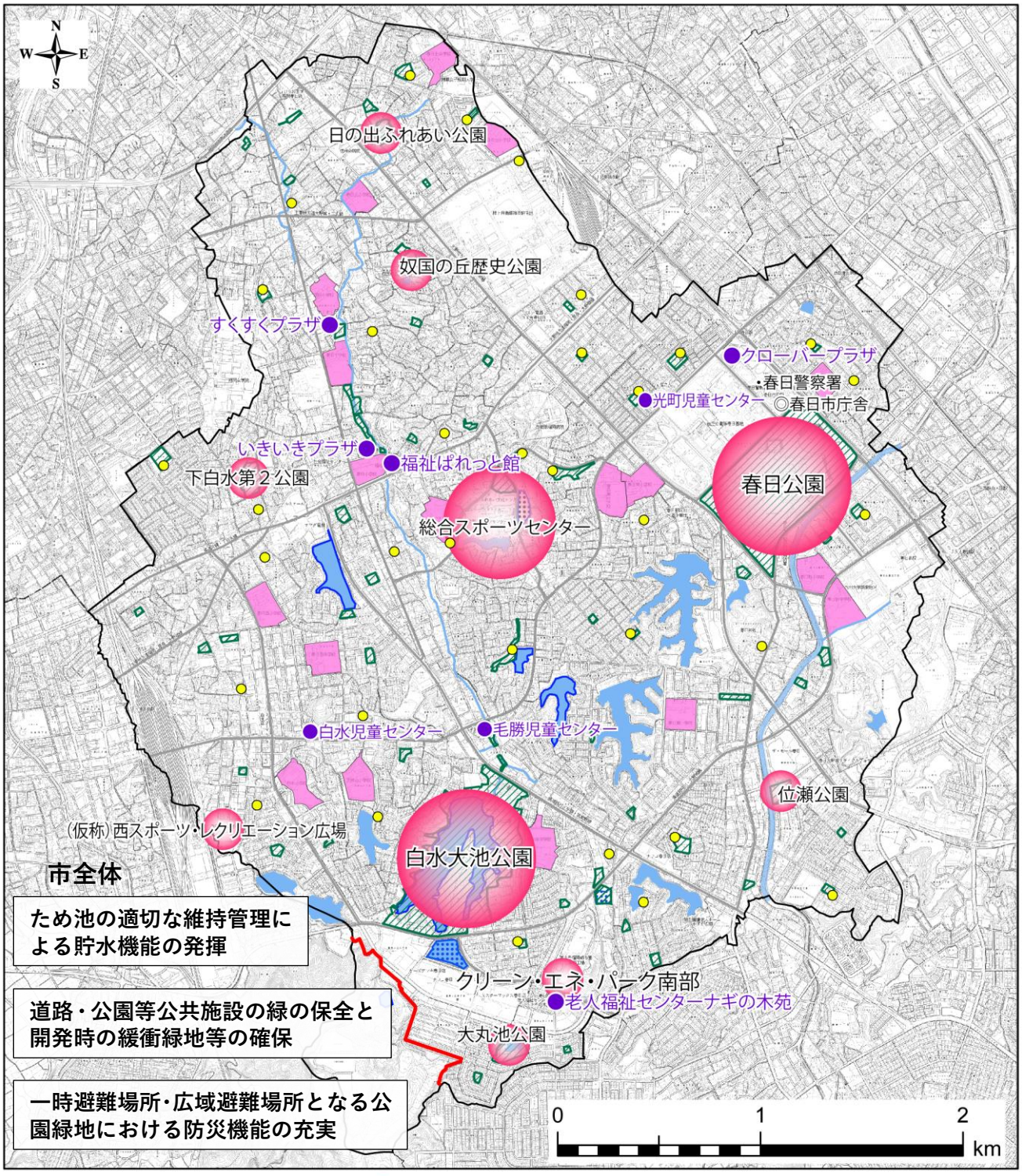
N
W
E
S
日の出ふれあい公園
奴国の丘歴史公園
すくすくプラザ
クローバープラザ
春日警察署
光町児童センター
春日市庁舎
いきいきプラザ
福祉ぱれっと館
下白水第２公園
総合スポーツセンター
春日公園
白水児童センター
毛勝児童センター
位瀬公園
(仮称)西スポーツ・レクリエーション広場
白水大池公園
市全体
ため池の適切な維持管理による貯水機能の発揮
道路・公園等公共施設の緑の保全と開発時の緩衝緑地等の確保
一時避難場所・広域避難場所となる公園緑地における防災機能の充実
クリーン・エネ・パーク南部
老人福祉センターナギの木苑
大丸池公園
0
1
2
km
市域界
市街化区域境界
河川・ため池
ため池※雨水調整機能有
雨水貯留施設
広域避難場所
都市公園（一時避難場所）
小・中学校（収容避難所）
公共施設等（避難所）
公民館（一時避難所）

図　防災系統配置方針

１－４ 景観・歴史文化

1-4-1 市の緑を特徴づける歴史・文化資源の保全と活用

市内に残された貴重な緑地は、水城跡や日拝塚古墳、須玖岡本遺跡等の歴史的資源である場所に多くあります。また、点在する歴史的資源や緑地をつなぎ、本市の自然・歴史的魅力を実感できる「町探訪コース」が設定されており、そのコースを「自然と歴史の回遊軸」と位置づけ、周辺の環境の保全・活用を積極的に図ります。

その他、住吉神社のナギの杜など神社等の樹林や、保存樹木に指定された樹木など市民に大切にされてきた緑を適切に保全します。また、市民が春日市の歴史に触れ、学ぶことができるよう、歴史的資源の活用や周知方法の検討を図ります。

■須玖岡本遺跡

■住吉神社　ナギの杜

1-4-2 西鉄春日原駅周辺等、市の顔となる拠点の緑化による良好な景観形成

市の中心拠点となる西鉄春日原駅やＪＲ春日駅は本市の玄関口であり、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業・西鉄春日原駅周辺整備事業に合わせて、まちの顔にふさわしい景観形成が望まれます。

そのため、周辺の公共施設や道路等の緑化を図るとともに、民間施設の緑化促進を図ります。

■JR 春日駅

■西鉄春日原駅（イメージ図）

1-4-3 低層住宅地の緑化推進による緑豊かな市街地の形成

市南部の低層住宅地は、公園やため池等も多く分布するほか、緑地協定地区により住宅の緑化がなされ、特に緑の多い良好な市街地が形成されています。今後も、良好な景観形成や緑の多い住宅地としてのポテンシャルの維持・向上のため、緑化重点地区の指定の検討や生垣化等の支援を図ります。

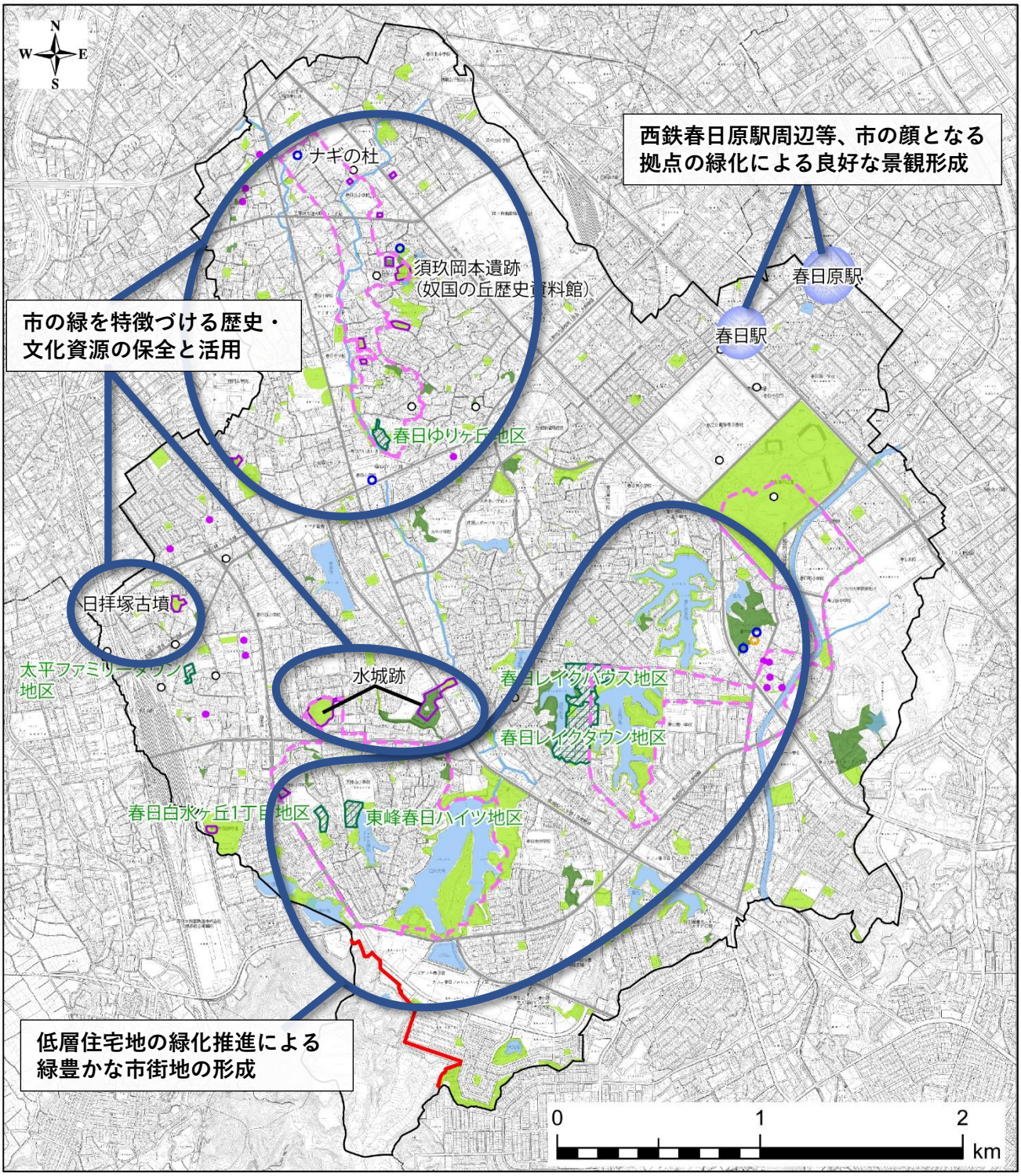

図　景観･歴史文化系統配置方針

第６章 施策と事業方針

理念	方針	施策		事業
みんなでつなぐふるさとかすがの緑	守る	1-1 ため池、樹林地など貴重な自然環境の保全	ため池の保全とストック適正化	ため池の保全 ため池のストック適正化
			緑を守る地区の指定及び保全	特別緑地保全地区の指定及び保全 緑地保全林地区の指定 保存樹木・保存樹林の指定及び保全 名勝・天然記念物・史跡などの維持と保全 市民緑地の設置
		1-2 開発における緑の保全の強化	開発における緑の保全の強化	開発許可制度による指導 開発行為等整備要綱による指導 市街化調整区域の開発における緑の保全
		1-3 市民による緑の保全活動の促進	市民による緑の保全活動の促進	水と緑のトラスト運動の支援
	育む	2-1 都市公園などの整備	身近な公園の整備・再整備	街区公園等の新設・配置計画の検討 街区公園等の再整備 公園づくりワークショップの実施 公園施設の長寿命化 都市緑地整備
			規模の大きな公園の機能向上の検討	総合公園整備 Park-PFI 制度活用検討
			ポケットスペースの創出	ポケットスペースの設置 既存制度の活用
		2-2 緑のネットワークの形成	歩道の整備	歩道の整備 コミュニティ道路の整備
			街路樹の整備	都市計画道路街路樹整備 街路樹再整備
			オープンスペースシステムズの創出	諸岡川親水緑道整備 水と緑のオアシスロード整備
		2-3 公共公益施設緑化の推進	公共施設等の緑化	行政・文化施設等の緑化 市営住宅の緑化 鉄道緑化 市民花だん設置
		2-4 民有地緑化の推進	民有地緑化支援の充実	生垣化・壁面緑化などの支援 緑のボランティアの育成及び派遣 種子・花苗の配布、肥料の供給 剪定くずのリサイクル
			緑地協定地区の増加	緑地協定の推進 地区整備計画の策定
			緑化地域指定の検討	緑化地域指定の検討
			大規模建築物などの緑化指導の強化	景観づくりのルールによる景観誘導 商業施設などの緑化促進
			緑化モデル事業の推進	緑化重点地区の指定
		2-5 緑化キャンペーンの展開	花いっぱい運動の展開	種子・花苗の配布（再掲） 花だんコンクールなどの支援 市民花だん設置（再掲） フラワーポット設置 花のまちづくり地区推進団体（仮称）などの育成
		2-6 維持管理のしくみづくり	愛護会などの充実	公園愛護会などの結成
	活用する	3-1 自然との共生の空間づくり	市民が親しみやすい自然環境の整備	河川環境整備 ため池環境整備 ため池周辺の公園化
			歴史・文化遺産となる緑の活用	自然と歴史の回遊軸の整備活用 コミュニティスクールとの連携
			市民農園の継続	市民農園の継続
		3-2 防災面における緑の活用	緑の適切な保全・管理による防災対策	樹林地等自然環境の保全・管理 ため池による雨水調整 ため池のストック適正化（再掲） 街路樹の整備（再掲） 民有地緑化による雨水流出抑制
			防災拠点としての公園の機能充実	公園防災施設の整備 公園の災害時活用
		3-3 利活用しやすいパークマネジメント体制の構築	市民による公園利活用促進	パークマネジメント体制の構築支援 Park-PFI 制度活用検討（再掲） 公園づくりワークショップの実施（再掲） 利用マナーの向上
		3-4 緑の活用に向けた情報発信やイベント開催	緑の広報活動の充実	緑の広報 花や緑の名所の周知
			緑化イベント・運動の展開	緑の募金の実施 緑の講座・教室の開催 花だんコンクールなどの支援（再掲）

表　施策体系一覧

1 緑を守る施策

1－1 ため池、樹林地など貴重な自然環境の保全

1-1-1 ため池の保全とストック適正化

市内に点在するため池の多くは周囲の樹林地とともに貴重な自然環境なので、ため池の水辺や周囲の樹林を守るために維持管理を充実します。

一方で防災上課題のあるため池や、周辺環境に悪影響を及ぼしているため池等も存在しているため、各ため池の状況を整理した上で、ストックの適正化を図ります。

事　　業	方　　針
ため池の保全	・ため池の環境を良好に保全するため、松枯れ対策など維持管理の充実を図ります。
ため池のストック適正化	・防災上の課題、貯水機能、周辺環境、利水機能等の活用状況、所有者の意向などを勘案しながら、各ため池の今後のあり方について検討します。 ・各ため池の状況に応じて、ストックの適正化、保全管理体制の強化、補強対策等の実施を検討します。

■白水池

■春日貯水池

1-1-2 緑を守る地区の指定及び保全

市街地に残された樹林や歴史を物語る鎮守の森、史跡・集落や住宅地の豊かな緑を守るために指定している特別緑地保全地区や保存樹などの維持保全に努めます。また、緑を守る諸制度の充実に努めます。

事　　業	方　　針
特別緑地保全地区の指定及び保全	・規模の大きい森などを主に指定します。 ・指定地区では、適切な保全管理に努めます。
緑地保全林地区の指定	・指定基準見直しの検討を行い、鎮守の森などの規模の小さな樹林の保全方策を検討します。
保存樹木･保存樹林の指定及び保全	・神社や住宅地の調査や、市民からの推薦・提案等をもとに指定します。 ・管理について、支援のあり方を検討します。

名勝・天然記念物・史跡などの維持と保全	・保全すべき歴史・文化遺産を調査し、史跡等への指定を検討します。 ・指定された史跡の、維持、保全、活用に努めます。 ［主な指定地］国指定特別史跡：水城跡 国指定史跡：日拝塚古墳、須玖岡本遺跡 天然記念物：春日神社のセンリョウ叢林、住吉神社のナギの杜
市民緑地の設置	・設置基準を検討し、市民緑地の設置を進めます。

■弥生の森特別緑地保全地区（弥生）

■保存樹木

１－２ 開発における緑の保全の強化

1-2-1 開発における緑の保全の強化

開発に当たっては、適切に樹林を残すとともに、造成のり面や擁壁などの緑化により緑を確保するよう指導に努めます。

事　　業	方　　針
開発許可制度による指導	・開発の事前協議の際には、水面や良好な樹林及び表土の保全、公園緑地の配置、造成地や道路などの施設の緑化などを指導していきます。
開発行為等整備要綱による指導	・緑地の保全、公園などの設置、壁面・屋上緑化を含む施設の緑化に関する基準を検討していきます。
市街化調整区域の開発における緑の保全	・市街化調整区域の開発の際は、できる限り自然の緑地が残るよう協議していきます。

１－３ 市民による緑の保全活動の促進

1-3-1 市民による緑の保全活動の促進

市民団体がため池、樹林などの市街地の重要な緑を保全するトラスト運動の促進や、緑の募金の実施を通じて、市民による緑の保全活動の促進を図ります。

事　　業	方　　針
水と緑のトラスト運動の支援	・ため池や緑地保全林地区などの維持管理を行う組織づくりや各種活動を支援します。

2 緑を育む施策

2－1 都市公園などの整備

2-1-1 身近な公園の整備・再整備

身近な暮らしの場のゆとりやくつろぎを高めるため、街区公園や近隣公園などの適正な配置を検討します。また、市民ニーズの多様化や、高齢者や障がい者を含むすべての市民が安心して利用できるよう、園路や遊具、休憩施設などの安全対策、防災対策、バリアフリー化など公園の再整備（リニューアル）を進めます。

事　　業	方　　針
街区公園等の新設･配置計画の検討	・公園が充足していない地区において、新たな公園・緑地等の整備や教育施設等のストック活用による代替機能の確保を検討します。整備にあたっては、地域のシンボルとなる場所を活かします。 ・市民の要望等により、公園の配置替え等が必要になった場合は、公園が充足していない地区の改善や、立地条件や防災面等の機能面を考慮して、適切な配置計画を検討します。
街区公園等の再整備	・施設の老朽化や地域のニーズを見ながら、必要に応じて再整備を行います。防災機能やスポーツ利用など、公園機能の多機能化、特色づくりについて検討します。
公園づくりワークショップの実施	・街区公園などの新設や再整備においては、必要に応じてワークショップを行うなど市民の理解と協力を得るように努めます。
公園施設の長寿命化	・公園施設の長寿命化計画を活用し、予防保全的観点から、施設の長寿命化、修繕、更新などを適切に判断し、維持管理を行っていきます。
都市緑地整備	・開発時の残地を積極的に取り入れ緑化を図ります。 ・都市緑地のうち、市民に活用されていない緑地は、その必要性や有効な活用方策を検討します。

■公園の再整備（天神山公園）

■公園施設の長寿命化（御供田公園）

2-1-2 規模の大きな公園の機能向上の検討

防災や居住環境改善などの視点から、より多目的に利用しやすい公園としての整備を検討していきます。整備にあたっては、Park-PFI 制度の活用等、民間のノウハウを取り入れた魅力向上策を検討します。

事　　業	方　　針
総合公園再整備	・市民の利用状況を把握しながら、必要に応じて再整備を図ります。
Park-PFI 制度活用検討	・Park-PFI 制度の活用可能性を整理し、民間の収益施設等を取り入れた整備を検討します。

■Park-PFI 制度のイメージ（国土交通省資料より）

■Park-PFI 制度活用事例（大濠公園）

2-1-3 ポケットスペースの創出

市民の満足度が向上する場所での重点的な緑・花の増加を図るため、まち中の散策や買い物などで気軽に立ち寄れる空間、緑を育てる空間として、ベンチや植栽等を設置し、市民の協力を得て管理するポケットスペースの創出を検討します。また、ポケットスペースの創出を図るため、既存制度の活用を図ります。

事　　業	方　　針
ポケットスペースの設置	・ポケットスペースの設置について、市民と協働の管理方法や支援のあり方について検討します。
既存制度の活用	・既存制度を活用し、ポケットスペースの設置を促進します。 ［制度］地区計画、建築協定、公開空地（総合設計制度）、優良建築物等整備事業

■ポケットスペース（イメージ）

■ポケットスペース（紅葉ヶ丘）

２－２ 緑のネットワークの形成

2-2-1 歩道の整備

安全、快適に歩ける歩行者ネットワークを形成するため、主要な公園や公共施設等をつなぐシンボル軸を中心に、歩道の緑化、バリアフリー化などの整備やコミュニティ道路化の検討を進めます。

事　　業	方　　針
歩道の整備	・交通安全施設等整備事業やバリアフリー環境整備促進事業などを活用した歩道の整備を検討します。
コミュニティ道路の整備	・植樹帯を設けたコミュニティ道路の整備を検討します。

2-2-2 街路樹の整備

市民の理解と協力を得ながら、都市計画道路の整備に合わせて四季を感じられる街路樹を整備し、既存の街路樹も含めて維持管理を充実し、適切に管理された緑化を図ります。

事　　業	方　　針
都市計画道路街路樹整備	・都市計画道路の整備に合わせて順次検討します。 ・西鉄春日原駅前広場の整備に合わせた緑化を図ります。
街路樹再整備	・街路樹の現状を調査し、倒木のおそれや枯れ枝等、周辺環境に影響が及ぶ場合は、必要に応じて撤去や樹種の植え替え等環境に配慮した再整備を検討します。 ・緑化が可能なバス停に植樹を行い、緑陰を創るように努めます。

■道路の緑化（イメージ）

■コミュニティ道路（イメージ）

2-2-3 オープンスペースシステムズの創出

水や緑が豊かに、かつ身近に感じられる春日公園や白水大池公園、ため池群を結ぶオープンスペースのネットワークの整備を検討します。

事　　業	方　　針
諸岡川親水緑道整備	・諸岡川親水緑道の適切な保全・管理に努めます。
水と緑のオアシスロード整備	・拠点となる公園をつなぐ道路のネットワーク化を図り、維持管理に努めます。 ・市民が水辺や緑に親しみ、散策できるよう、水と緑のオアシスロードなどの整備を検討します。

２－３ 公共公益施設緑化の推進

2-3-1 公共施設等の緑化

市街地内の緑化の先導役、モデルとなるよう、小・中学校をはじめとして、市が管理する施設の緑の適切な配置・管理を行い、緑の景観形成や環境問題への対応を進めます。また、春日市には、国や県、他市、鉄道その他の公共公益団体が設置する大規模な施設が数多くあります。これらの施設についても、敷地内の緑化及び適切な維持管理を働きかけていきます。

地域の人々が土にふれ、草花を育てられる市民花だんの設置を検討し、市民の満足度が向上する場所での重点的な緑・花の増加を図ります。

事　　業	方　　針
行政・文化施設等の緑化	・行政・文化施設や学校・保育所等市所有の施設における緑地配置の適正化や、適切な維持管理に努めます。 ・その他の国・県・他市の公共施設について、現状の緑の維持、敷地内の緑化を要望していきます。
市営住宅の緑化	・緑化に努め、適切に維持管理します。
鉄道緑化	・鉄道敷や駅舎の緑化を要望していきます。
市民花だん設置	・市の施設を利用して、設置を検討します。

２－４ 民有地緑化の推進

2-4-1 民有地緑化支援の充実

緑の減少を補い、うるおいある暮らしを維持するため、民有地の緑化を支援します。

事　　業	方　　針
生垣化･壁面緑化などの支援	・広報誌やホームページなどを活用して、助成制度の周知を図り、生垣化を図ります。 ・壁面緑化などを支援します。
緑のボランティアの育成及び派遣	・庭木などの維持管理について、ボランティアの育成及び派遣のしくみづくりを検討します。
種子･花苗の配布、肥料の供給	・様々なイベント機会を活用し、配布機会の増加を図ります。
剪定くずのリサイクル	・緑のリサイクル事業として実施を検討します。

2-4-2 緑地協定地区の増加

地域ぐるみで市街地の緑を守り緑化を推進するため、生垣やフラワーポット設置などの緑化や樹林の保全に関するルールを市民相互の合意によって締結する緑地協定地区の増加を図ります。また、地区整備計画の中で緑地の保全や緑化についてもルールづくりを検討します。

事　　業	方　　針
緑地協定の推進	・開発時の１人協定を推進するとともに、既存の住宅地における協定締結を働きかけます。
地区整備計画の策定	・市民と行政が一体となり、既存林や大木の保全、生垣化や駐車場などの緑化を盛り込んだ地区整備計画の策定を検討します。

2-4-3 緑化地域指定の検討

民有地の緑化を強力に推進する方策として、都市緑地法の改正により創設された緑化地域制度（都市緑地法第 34 条）の活用を検討します。

事　　業	方　　針
緑化地域指定の検討	・一定以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける「緑化地域制度」について研究し、春日市での適用可能性などを検討します。

※緑化地域：用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に定めることができる地域地区の一種。
緑化地域の都市計画には、建築物の緑化施設（植栽、花だんその他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木など）の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）の最低限度を定める。

2-4-4 大規模建築物などの緑化指導の強化

集合住宅や大規模商業施設などの新築、改築の機会をとらえて、敷地内における緑地の整備について指導を行うとともに、既存の建物についても生垣化やベランダの緑化を呼びかけます。

事　　業	方　　針
景観づくりのルールによる景観誘導	・秩序ある景観を形成するため、「景観づくりのルール」の策定を促進します。 ・「景観づくりのルール」の策定に当たっては、緑地の保全と緑化の推進を重点項目として検討します。
商業施設などの緑化促進	・商業施設などへ敷地内の緑化を指導・要請します。

2-4-5 緑化モデル事業の推進

市民、民間企業と行政が協働で進める地域の緑づくりを効率よく進めていくとともに、商業用地などの緑化のモデルとするため、活動拠点を中心として緑化重点地区の指定を検討します。

事　　業	方　　針
緑化重点地区の指定	・商業用地などのモデルとして、市の中心拠点（西鉄春日原駅周辺等）の指定を検討します。

■春日レイクタウン地区緑地協定

■春日白水ヶ丘１丁目地区緑地協定

２－５ 緑化キャンペーンの展開

2-5-1 花いっぱい運動の展開

市民に身近な緑化活動として、全市的な花いっぱい運動を展開します。

事　　業	方　　針
種子・花苗の配布（再掲）	・さまざまな花いっぱい運動の機会をとらえて、主に花の種や苗を配布します。
花だんコンクールなどの支援	・花だんコンクールの実施やオープンガーデンの開催など市民主体の取り組みへの支援を検討します。
市民花だん設置（再掲）	・地区における市民との協働による花だん・花園の設置を検討します。
フラワーポット設置	・市民団体や企業の協力を得ながら検討します。
花のまちづくり推進団体（仮称）などの育成	・地区における花いっぱい運動等を主体的に行う市民組織の育成を促進・支援します。

■昇町

■須玖南

■紅葉ヶ丘西

２－６ 維持管理のしくみづくり

2-6-1 愛護会などの充実

保全、整備した緑を維持するため、地域ぐるみで公園や樹林地などの維持管理を行う団体の結成を進めます。

事　　業	方　　針
公園愛護会などの結成	・平成 15 年に「春日市公園愛護活動推進要綱」を制定し、現在、28 団体の公園愛護会が結成されています。今後も街区公園、児童遊園に、公園愛護会などの結成を進めます。 ・地域の樹林地などについても愛護会などの結成を検討します。

■公園愛護会の活動

■公園愛護会の活動

■公園愛護会の活動

3 緑を活用する施策

3－1 自然との共生の空間づくり

3-1-1 市民が親しみやすい自然環境の整備

多様な生物の生息・生育空間（ビオトープ）を確保するとともに、市民が水や緑とふれあう親水空間となるよう、河川、ため池の水質の向上や護岸の再自然化、自然の緑を活かした整備を図ります。また、水辺を活用した環境教育の場づくりについて検討します。

事　　業	方　　針
河川環境整備	・河川改修維持管理の中で、多自然型護岸や親水護岸の整備が図られるよう要請します。
ため池環境整備	・多自然型護岸や親水護岸の整備を検討します。 ・水に親しめる空間、環境学習の場としての整備を検討します。
ため池周辺の公園化	・ため池周辺の樹林地について、自然の緑を活かした整備を検討します。

■河川環境整備（イメージ）

■ため池環境整備（イメージ）

■ため池環境整備（上散田公園）

■樹林地活用（イメージ）

■四季のみち緑地

3-1-2 歴史・文化遺産となる緑の活用

須玖岡本遺跡、水城跡、日拝塚古墳など、春日市の貴重な歴史・文化遺産とともに守られてきた緑について、市民がより親しみを持ち、市の歴史・文化を学ぶことのできる環境整備について検討します。

事　　業	方　　針
自然と歴史の回遊軸の整備活用	・歴史・文化遺産を巡る回遊ルートを設定し、マップの配布や案内サインの設置を検討します。
コミュニティスクールとの連携	・コミュニティスクールと連携した歴史・文化教育、情報発信等を検討します。

3-1-3 市民農園の継続

地域の環境保全、景観形成、レクリエーション、食育の機能などの多面的機能を有する農地環境を保全するとともに、農業に親しんでもらい、健康増進を図るために、市民農園の継続を図ります。

事　　業	方　　針
市民農園の継続	・農地提供者への支援や管理運営のあり方について検討を進め、市民農園の継続を図ります。

■市民農園（昇町）

■市民農園イメージ

３－２ 防災面における緑の活用

3-2-1 緑の適切な保全・管理による防災対策

樹林地や水辺、街路樹等の緑は火災延焼防止機能や都市熱環境の改善、雨水の保水機能等、防災上も多面的な機能を有するものです。そのため、防災の観点からも緑地の適切な保全・維持管理を図ります。ため池については、雨水調整機能の活用や、ストック適正化、補強対策等、防災上適切なあり方を検討します。

また、併せて開発時の緩衝緑地等の確保や、住宅地の緑化の促進等により緑地の確保を図ります。

事　　業	方　　針
樹林地等自然環境の保全・管理	・樹林地等自然環境の保全・管理を推進します。
ため池による雨水調整	・ため池所有者と連携し、通常水位の調整などため池に雨水調整機能を持たせる取組を検討します。
ため池のストック適正化（再掲）	・防災上の課題、貯水機能、周辺景観、利水機能等の活用状況、所有者の意向などを勘案しながら、各ため池の今後のあり方について検討します。 ・各ため池の状況に応じて、ストックの適正化、保全管理体制の強化、補強対策等の実施を検討します。
街路樹の整備（再掲）	・都市計画道路や駅前広場における街路樹の整備・緑化を図ります。 ・街路樹の現状を調査し、倒木のおそれや枯れ枝等、周辺環境に影響が及ぶ場合は、必要に応じて撤去や樹種の植え替え等環境に配慮した再整備を検討します。
民有地緑化による雨水流出抑制	・開発時の緑地の確保や住宅の生垣化など民有地の緑化を促進することで、雨水の保水性を確保するように努めます。

3-2-2 防災拠点としての公園の機能充実

公園は災害時に一時避難場所や広域避難場所として利用される場所であり、近年全国的に頻発化・甚大化する災害への対応に向けて重要な場所です。そのため、各公園の防災施設の整備を図り、公園を災害時に活用することにより、地域の防災力の向上を図ります。

事　　業	方　　針
公園防災施設の整備	・市民ニーズを把握しながら、必要に応じて災害時に活用可能な防災ベンチ、非常用電源付き照明、防災あずまや等の防災施設の整備を検討します。 ・防災施設の平常時活用（地域のイベント、防災訓練等）が可能な管理体制等の構築を図ります。
公園の災害時活用	・一時避難場所や広域避難場所に指定されている公園について、災害時の避難場所として活用するほか、状況に応じて臨時の避難施設用地や応急仮設住宅用地等の応急活動のための活用を図ります。

３－３ 利活用しやすいパークマネジメント体制の構築

3-3-1 市民による公園利活用促進

公園は市民に最も身近な緑であり、憩いやレクリエーション、コミュニティの場など多様な機能を持っています。多世代による利用ニーズへの対応や、市民との協働による公園維持管理に向け、自治会や公園愛護会などとの協働により、パークマネジメント体制の構築を図ります。

また、総合公園における Park-PFI 制度の導入検討や、公園づくりワークショップの実施、利用マナーの向上等により、利活用しやすい公園の整備を図ります。

事　　業	方　　針
パークマネジメント体制の構築支援	・多様なニーズに柔軟に対応できる地域独自の公園利用ルールや維持管理の仕組み・体制づくりなどの支援を検討します。 ・パークマネジメントを検討・実施するモデル公園を選定し、市全体への普及に向けた課題等の情報収集・展開を図ります。
Park-PFI 制度活用検討（再掲）	・総合公園においては、Park-PFI 制度の活用可能性を整理し、民間の収益施設等を取り入れた整備を検討します。
公園づくりワークショップの実施（再掲）	・街区公園などの新設や再整備においては、必要に応じてワークショップを行うなど市民の意見を取り入れ利活用しやすい整備を検討します。
利用マナーの向上	・利用ルールについての市報・ホームページなどでの周知広報を積極的に行い、その普及を図ります。

■公園づくりワークショップ

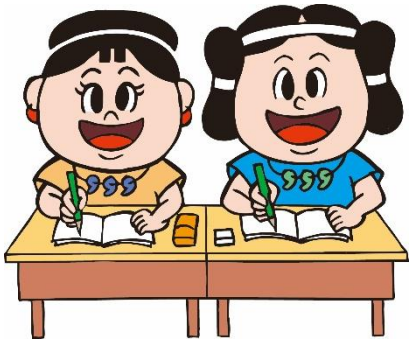

３－４ 緑の活用に向けた情報発信やイベント開催

3-4-1 緑の広報活動の充実

広報紙への定期的掲載やパンフレットの発行などにより、市内の公園やため池の状況、緑化技術などの情報の提供を図り、緑を愛する心づくりを進めます。

事　　業	方　　針
緑の広報	・緑に関する情報などを取り入れながら、定期的に市報やホームページへの掲載を検討します。 ・公園マップなどパンフレットの発行を検討します。
花や緑の名所の周知	・市内の桜並木など花や緑の名所についてその周知を図ります。

■日の出ふれあい公園

■金口池公園

3-4-2 緑化イベント・運動の展開

市民が緑に親しみ緑を考える機会を提供したり、地域ぐるみの緑のまちづくりの契機となるイベントや運動を展開します。

事　　業	方　　針
緑の募金の実施	・みどりの月間（４～５月）などに実施する緑の募金活動を通じて、樹木や樹林の保全について啓発を進めます。
緑の講座・教室の開催	・緑の講座、教室の開催を検討します。
花だんコンクールなどの支援（再掲）	・花だんコンクールの実施やオープンガーデンの開催など市民主体の取り組みへの支援を検討します。

第７章 緑のまちづくりの実現

1 「かすがグリーン・リノベーション」の推進

春日市緑の基本計画は、第 2 次計画の策定において基本方針に新たに緑を「活用する」視点を入れるなど、これまで守り・育まれてきた春日市の豊かな緑の質を向上させることを重視しています。

一方で、緑の質の維持・向上のためには適切かつ持続的な管理が必要であり、その財源の確保を併せて検討する必要があります。

そこで、春日市における「緑の質の向上」とその実現のための「財源の確保」に向けた取組を「かすがグリーン・リノベーション（緑の総合的な質の向上）」として掲げ、本計画の実現に向け先導的に推進していきます。

「かすがグリーン・リノベーション」の推進

緑の質の向上

取組アイディア（案）

市民のニーズを反映した公園等の整備・再整備・活用

駅周辺など拠点における緑化や景観形成

春日市の花（ユリ）、木（ナギノキ）の普及運動の推進

主な関連事業

2-1-1 街区公園等の新設･配置計画の検討
2-1-3 ポケットスペースの設置
2-4-5 緑化重点地区の指定
2-5-1 花いっぱい運動の展開

財源の確保

取組アイディア（案）

必要性の低い緑地や児童遊園の土地の払下げ

Park-PFI 制度の活用による収益施設の利益活用

公園の積極的な活用による使用料・占用料の増収

主な関連事業

2-1-1 都市緑地整備
2-1-2 Park-PFI 制度活用検討
3-3-1 パークマネジメント体制の構築支援

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「かすがグリーン・リノベーション」の推進・実現に向けて、本計画に記載した各種施策・事業だけでなく、様々な取組アイディアの検討を進めていきます。取組アイディアの検討の場として、本計画策定中には、専門委員会・検討委員会での意見聴取や、庁内職員によるワークショップを行い、以下のような取組アイディア（例）が挙げられました。

「緑の質の向上」に関する取組アイディア（例）

（１）利用ニーズの高い遊具の設置

子育て世代のニーズが高い幼児用遊具

白水大池公園ちびっ子広場

特に高齢者のニーズが高い健康遊具

白水大池公園展望台広場

（２）公園等でのボール遊び許可の検討

※ アンケート結果でも、特にボール遊びができないことに対する不満が多い。

公園でのボール遊び等の細かいルール作りが必要！

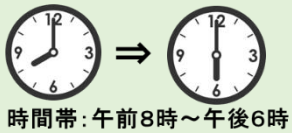

時間帯：午前8時～午後6時

（資料：淡路島国営明石海峡公園HP）

やわらかいボールならOK

（資料：小戸公園HP）

許可が必要：グラウンドゴルフ等

対象：中学生までの子どもとその保護者

自治会と協議のうえローカルルールの設定も可能！

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「緑の質の向上」に関する取組アイディア（例）

（３）公園等の土地の積極的な活用

キャッチフレーズ

【公園でこんなことができたらいいなを楽しもう！（仮称）】

趣旨：公園の活用されていない土地を子ども達に自由に使ってもらう
対象：春日市在住の小中学生
要件：保護者等の責任者を配置したうえで事前申請 etc

例：白水大池公園正面駐車場南側広場（面積：約3,000㎡）

【利用例】

（資料：長門市HP）
例１：秘密基地を造る

（資料：特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会HP）
例２：自作のブランコで遊ぶ

（資料：海の中道海浜公園HP）
例３：バーベキューを楽しむ

（資料：海の中道海浜公園HP）
例４：キャンプを楽しむ

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「緑の質の向上」に関する取組アイディア（例）

（４）特別緑地保全地区等の自然環境の有効活用

特別緑地保全地区（春日の森及び弥生の森）等の貴重な自然環境を
緑が身近に感じることができる空間として有効活用する。

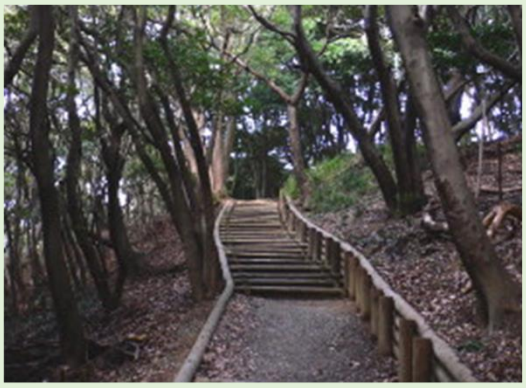

（資料：福岡市HP）

遊歩道

例：鴻巣山特別緑地保全地区（福岡市南区）

（５）誰もが一緒に楽しめる遊び場づくり

年齢、性別、国籍、ハンディキャップの有無に関わらずに
みんなで一緒に遊ぶことができる公園を整備する。

車いすに座ったままでも遊べる遊具

（資料：株式会社コトブキ カタログ）

内向きに座ることで交流が楽しめる遊具

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「緑の質の向上」に関する取組アイディア（例）

（６）市民参加型の公園等の積極的な情報発信

「遊具施設情報」や「おすすめスポット」等の情報を既存のシステムやSNSを活用することで、利用者のニーズに応じた公園の検索を可能にする。

（資料：PARKFUL HP）

遊具施設情報

おすすめスポット

（７）公園等で趣味を楽しめる場所の整備

読書や音楽などの趣味を緑豊かな公園の自然環境の中で楽しめるように環境整備を行う。

公園で読書を楽しむ

（資料：埼玉県営 彩の森入間公園HP）

公園で音楽の練習をする

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「緑の質の向上」に関する取組アイディア（例）

（８）公園等の魅力的な遊び場の整備

公園利用者のニーズを把握したうえで、昔ながらの遊び（木登り等）や人気のある遊具などを楽しめる環境を整備する。

（資料：特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会HP）

木登りを楽しむ

（資料：国営昭和記念公園HP）

人気のある遊具の整備

（９）公園等を子ども達の体験学習の場所として活用

昆虫採集や植物観察などの子ども達の体験学習の場所として公園を活用する。

（資料：都市公園のストック効果向上に向けた手引き（国土交通省））

昆虫採集

（資料：公益財団法人仙台市公園緑地協会HP）

植物観察

（１０）民間企業等と提携したイベントの実施

民間企業等と提携して、子ども達の芸術的な感性を育むようなイベントや好奇心を満足させるようなイベントを行う。

（資料：海の中道海浜公園HP）

壁画アート

（資料：新潟県スポーツ公園HP）

体験型ゲーム

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「財源の確保」に関する取組アイディア（例）

（１）春日市オリジナル遊具等の開発・販売

子ども達の自由な発想を生かした新たな遊具等をメーカーと共同で造る。

こんな遊具等があったら
楽しいという発想を形にする

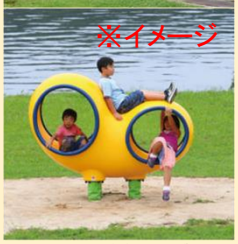

（資料：コトブキHP）

遊具等の販売代金の一部を受領する。

（２）公園ネーミングライツ（命名権）・スポンサーの募集

「白水大池公園」の命名権とともに、公園内各施設の命名権
のスポンサー企業を募集する。

白水池

園路

ちびっ子広場

公衆トイレ

展望塔

吊り橋

管理棟

多目的広場

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「財源の確保」に関する取組アイディア（例）

（３）白水大池公園駐車場の有料化

白水大池公園の駐車場（4箇所）を有料化することで、
不正駐車を排除するとともに、新たな財源とする。

ちびっ子広場駐車場

正面駐車場

（４）クラウドファンディングの実施

春日市の新たな取組である「公園でこんなことができたらいいなを楽しもう！（仮称）」や「誰もが一緒に楽しめる遊び場づくり」等を応援していただける人たちに資金提供を呼びかける。

（資料：長門市HP）
公園で秘密基地を造る

（資料：株式会社コトブキ カタログ）
車いすでも利用できる遊具

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「財源の確保」に関する取組アイディア（例）

（５）バーベキューやキャンプの利用

公園等で、バーベキューやキャンプを楽しめる場所を整備したうえで、利用者から料金を徴収する。

（資料：海の中道海浜公園HP）

バーベキュー

（資料：海の中道海浜公園HP）

キャンプ

（６）伐採した枯木等を利用した薪の販売

伐採した枯木や腐朽木をバーベキューやキャンプで使用する薪として販売する。

枯木（腐朽木）

（資料：狭山丘陵の都立公園へきてみてHP）

薪の販売

「かすがグリーン・リノベーション」に向けた取組アイディアの検討

「財源の確保」に関する取組アイディア（例）

（７）公園等で採れたキノコ類やタケノコの販売

公園等に自生しているキノコ類や竹林に自生しているタケノコがあれば採取して販売する。

（資料：豊丘村観光HP）

マツタケ等のキノコ類

（資料：万博記念公園HP）

タケノコ掘り体験

（８）イベントを利用した寄付金の徴収

市民の健康増進や交流を目的として、高齢者等が公園等で子ども達とふれあうイベントを行い、参加者から寄付金（参加費）を集める。

（資料：小戸公園HP）

グラウンドゴルフ等の実施

高齢者の交流

「かすがグリーン・リノベーション」を推進するための市民・民間企業との連携

「緑の質の向上」や「財源の確保」を実現するためには、市民・民間企業による緑の活用や保全、寄付金の徴収など、緑に関わる機会の創出が重要です。

今後、取組アイディアを行う際の市民参加や、「かすがグリーン・リノベーション」を推進するために市民・民間企業からのアイディア募集の展開を検討し、行政・市民・民間企業が連携しながら「緑の質の向上」や「財源の確保」の実現を目指します。

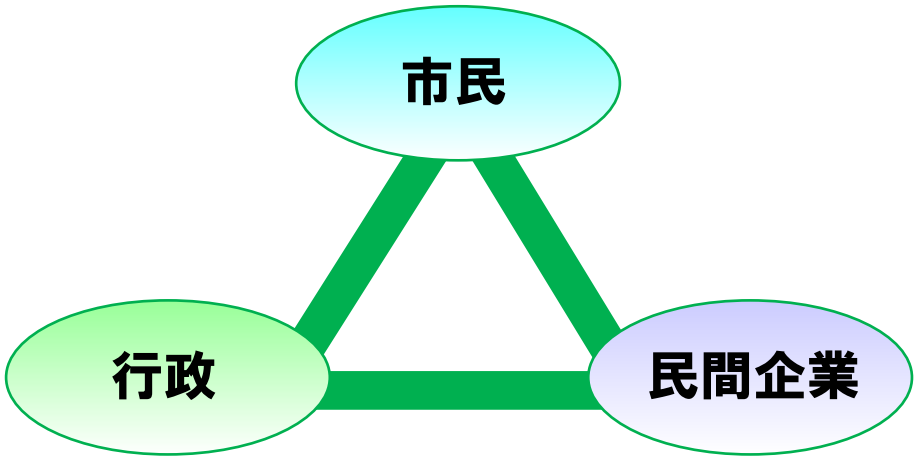

■市民・民間企業との連携

■各公園の地元自治会や市民を対象とした
ワークショップによるアイディアの募集

■ホームページを活用したアイディアの募集

2 緑のまちづくりの目標

計画の基本理念・方針や各施策の推進状況を明らかにするため、緑を「守る」「育む」「活用する」の各施策の視点から、目標値を設定します。なお、前回計画では、緑被率など「緑の量」を図る目標値を主に設定していましたが、第 2 次計画の策定においては、整備済みの公園・緑地も含め老朽化への対応や市民ニーズの変化への対応など、「緑の質の向上」を重視した目標値設定を行っています。

「緑を守る」に係る目標

将来目標 1	公共性の高い緑の維持

市域のほとんどが宅地化されている春日市にとって、公園の緑やため池周辺の緑地、社寺林等のシンボルとなる樹木などの貴重な自然環境は、地域にうるおいをもたらしたり、歴史をつなぐ大切な要素です。今後もこれらの公共性の高い緑を次世代に継承していくため、公共性の高い緑の維持を目標とし、緑を守る施策を推進します。

目標値

目標指標	現況(2020 年)	目標値（2040 年）
① 公園と一体化利用及び生活用水利用しているため池の保全	7 箇所	7 箇所
② 緑を守る地区の指定面積 ※特別緑地保全地区及び国指定史跡	7.5ha	7.5ha
③ 保存樹木本数	15 本	15 本以上

「緑を育む」に係る目標

将来目標 2	公園の整備・再整備の推進

春日市は、近隣市（筑紫地区）に比べ市街地内の一人当たりの公園数が充実しています。一方で 20 年後には、現存する 67 箇所の公園のうち約 40 箇所の公園が築 50 年を越えます。

これまで創り・育まれてきた緑（特に公園）の老朽化対策や市民ニーズの変化に対応することで、「緑の質の向上」を図るために、公園の整備・再整備の推進を目標とします。

目標値

目標指標	現況(2020 年)	目標値（2040 年）
① 都市計画公園供用面積	79.1ha	82.0ha 以上
② 公園再整備件数 ※公園の利用形態が大きく変わる工事を行った場合を再整備と定義	20 年間の累計 3 件	20 年間の累計 10 件以上

「緑を活用する」に係る目標

将来目標３	公園等の活用推進

公園は市民に最も身近な緑であり、憩いや休憩などの日常的な利用だけでなく、地域コミュニティの場としてお祭り、スポーツ活動及び防災運動などの様々な活用が行われています。

各地域の公園を核とした地域活動の振興や周辺のにぎわい形成を図るために、積極的な公園等の活用推進に向けたマネジメント体制の構築や環境整備を行うことで、地域団体等による公園等の活用件数や「かすがグリーン・リノベーション」における取組件数の増加を目標とします。

目標値

目標指標	現況(2020 年)	目標値（2040 年）
① 公園等を活用したイベント開催件数 ※参加者 100 人以上のイベント	54 件/年間 ※新型コロナウィルス感染症拡大の影響で例年より少ない	80 件以上/年間
② 公園等の施設を活用した地域防災活動件数	1 件/年間	3 件以上/年間
③ 公園等の利活用に向けた民間活力の導入件数 ※Park-PFI 制度等の導入件数	0 件/20 年間	最低 1 件/20 年間
④ 「かすがグリーン・リノベーション」における「緑の質の向上」の取組件数	0 件/20 年間	8 件以上/20 年間
⑤ 「かすがグリーン・リノベーション」における「財源の確保」の取組件数	0 件/20 年間	8 件以上/20 年間

全体目標

将来目標４	緑に対する市民満足度の向上

春日市は、多くの公園やため池とその周辺の緑地など市民に身近な緑が数多く点在していることから「緑豊かな都市」のイメージをもたれています。そのため、約 6 割（59.0%）の市民が緑に対して「満足」または「やや満足」とアンケートで回答しており、満足度は高い状況です。

今後は、行政・市民・民間企業が協働で「緑の質の向上」を目指した「かすがグリーン・リノベーション」の取組を推進するため、緑に対する市民満足度の向上を目標とします。

目標値

目標指標	現況(2020 年)	目標値（2040 年）
① 緑に対する市民満足度の向上 ※アンケート調査における 緑に対する「満足」＋「やや満足」の回答割合	59.0%	65.0%以上

参考資料

1 第２次春日市緑の基本計画　策定の経緯

１－１ 専門委員会

専門委員会は、策定に必要な事項を検討し、策定の各段階において指導及び助言をもらうための、市の外部会議です。学識経験者と市民（８人）で組織し、計９回開催しました。

①委員名簿

番号	氏　名	備　考
１	柴田　久	（委員長）学識経験者 福岡大学工学部社会デザイン工学科景観まちづくり研究室　教授
２	萩島　理	（副委員長）学識経験者 九州大学大学院総合理工学研究院　教授
３	長谷川　直樹	学識経験者 近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科都市マネジメント研究室　准教授
４	井上　敏行	実務経験者 福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部 常任幹事 住環境整備委員長
５	吉岡　統三	実務経験者　春日市商工会　会長
６	秋枝　惠美	市民　春日市自治会連合会会長
７	大久保　聡	市民　春日まちづくり支援センター・ぶどうの庭事務局長
８	中西　洋子	市民　公募市民

②開催経緯

開催日		内容
第１回	令和元年 11 月 28 日	計画の目的・策定ポイント
第２回	令和２年 ２月 14 日	春日市の緑に関わる現況整理（現況データ・アンケート） 緑のまちづくりの課題
第３回	令和２年 ７月 10 日	基本理念・方針
第４回	令和２年 ８月 27 日	系統別緑の配置方針
第５回	令和２年 10 月 29 日	施策と事業方針
第６回	令和３年 １月 14 日	緑のまちづくりの実現
第７回	令和３年 ４月 15 日	緑のまちづくりの実現（２回目）
第８回	令和３年 ６月 ４日	計画のとりまとめ
第９回	令和３年 ８月 ５日	パブリックコメントの内容確認

１－２ 検討委員会

検討委員会は、策定に必要な事項を検討し、関連計画、関連事業又は関連制度との調整を行うとともに、必要な情報を共有化するための、市の内部会議です。都市整備部長を委員長として、関連課長で組織しています。また、要所となる会においては、市長・副市長も招集し、計７回開催しました。

開催経緯

開催日		内容
第１回	令和２年６月30日	計画の目的・策定ポイント 春日市の緑に関わる現況整理（現況データ・アンケート） 緑のまちづくりの課題
第２回	令和２年８月７日	基本理念・方針
第３回	令和２年10月８日	系統別緑の配置方針、施策と事業方針
第４回	令和２年11月27日	緑のまちづくり方針
第５回	令和３年 ２月19日	緑のまちづくりの実現
第６回	令和３年 ４月27日	緑のまちづくりの実現（２回目）
第７回	令和３年 ５月28日	計画のとりまとめ

１－３ 市民意向の把握

計画の策定にあたっては、市民や事業者の意見を反映させるため、専門委員会の開催以外に、市民アンケート調査や関係者ヒアリング調査の実施、パブリックコメントを行いました。

実施事項

・市民アンケート調査（令和元年12月実施　市民2,000名対象）

・関係者ヒアリング調査（令和元年12月実施　まちづくり関係者6名対象）

・パブリックコメント（令和3年7月実施）

2 用語解説

あ行	
駅前広場	鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関を結ぶ結節点として鉄道駅前に設置される広場。
オープンスペース	公園、広場、河川、山林、農地、社寺境内など建物に覆われていない土地の総称。
か行	
街区公園	都市公園法に定める、主として街区内に居住する者の利用に使用することを目的とする公園（誘致距離 250m、標準面積 0.25ha）。
開発許可制度	都市計画法に基づき、一定規模以上の開発行為に対し知事の許可を得るしくみ。
開発行為	建築物の建築または特定工作物の建設に使用する目的で行う土地の区画形質の変更。
環境基本計画	環境基本法に基づき、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの構築、人間と多様な自然・生物の共生、これらを実現する人々の環境保全の行動への参加及び国際的取り組みについて、施策や手法を定めたもの。
環境教育・環境学習	人間と環境との関わりを理解し、環境に配慮した生活、行動が必要であるという意識を広げていくための、学校、家庭、企業などを通じて行う教育・学習。
キャンペーン	社会的な目的のために、組織的・継続的に行われる宣伝・啓蒙活動。
近隣公園	都市公園法に定める、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園（誘致距離 500m、標準面積 2.0ha）。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
グリーン・リノベーション	「リノベーション」は刷新・改善すること。ここでは「グリーン・リノベーション」として、公園等の再整備とその財源の確保による春日市の「緑の総合的な質の向上」を目指すもの。
建築協定	建築基準法に基づき、一定の区域の土地所有者など全員の合意により、建築物の敷地や用途、意匠、セットバック、生垣化などに関する協定を市長の許可を受けて締結する制度。
公園愛護会	春日市公園愛護活動推進要綱に基づき、地域住民による身近な公園の管理の一部を行う活動団体。
公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には建築基準法第 59 条の 2 に規定された総合設計による建築物の敷地内の空地などのうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分をいう。

コミュニティ	地域社会、共同体のこと。共同生活が行われる一定の地域、及びそこに住む人々。
コミュニティ・スクール	学校の運営に市民の声を活かすとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、共育（共に育てる）を進める新しい仕組みのこと。学校運営協議会制度。春日市の小中学校は H22.4 からすべての小中学校がコミュニティ・スクールになっている。
コミュニティ道路	市民活動の安全と快適性を確保するため、既存の道路について通過交通の侵入を制限し、歩道部分を広くとったもの。
さ行	
市街化区域	都市計画法第 7 条に基づいて、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法第 7 条に基づいて、公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間市街化を抑制する区域。
史跡	一般的には歴史的事件のあったところ。文化財保護法では、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の歴史、学術上価値の高い環境を保全するため指定する地区。国、県指定がある。
児童遊園	児童の健康の増進と豊かな情操を養うため、地方自治法第 244 条の 2 に基づいて、春日市公の施設の設置及び管理に関する条例に定める面積 1,000 ㎡未満の遊び場。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、レクリエーション活動として野菜類などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園。
市民緑地	民有地の緑地の保全及び利用の推進を図るため、都市緑地法に基づき、地方公共団体などが土地所有者からの申し出により契約を締結し、市民が利用する緑地として設置、管理するもの。
住区基幹公園	市民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、身近な利用に供するため、近隣住区を単位として設けられる基幹的な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
親水公園・親水緑道	水と親しむことを主目的とした公園や遊歩道。
親水護岸	河川やため池などの護岸で、治水目的だけでなく水にふれ親しむことができるように配慮がなされたもの。
シンボル	象徴のこと。抽象的な事柄を具体的に表したもの。

ストック	「在庫」の意味。ここでは、市街地において既に整備された公園・道路等の都市基盤や、公共施設・住宅等の建築物を指す。
総合計画	市町村の基本構想及び基本計画。
総合公園	市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など、総合的な利用に使用することを目的とする公園（標準面積 10～50ha）。
総合設計制度	一定規模以上の敷地面積を有し、一定割合以上の公開空地を伴った優良な建築物に対して、建築基準法の形態規制の一部を緩和することができる制度。
造成のり面	開発における切り取り、盛土などの造成工事で生まれた人工的な傾斜面。
た行	
多自然型護岸	生物の生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全、創出するために整備された護岸。
溜池保全地区	春日市溜池保全条例に基づき指定する地区。満水面積 1,000 ㎡以上で、満水面界から水平距離 10m の範囲で特に良好な自然環境を形成しているものを指定する。地区内の土地の開発や造成などの行為は市長の許可が必要。植生の保全や緑化に助成がある。
地区計画	都市計画法第 12 条の 5 に基づいて、比較的小さい地区について秩序ある街並みを創り出すことを目的にきめ細かなルールを定める制度。
中枢都市	第 4 次全国総合開発計画において構想された地方中枢都市圏ブロックの中心都市。
長寿命化	橋の架け替え、住宅の建替えなどや大規模な補修が必要となる前に、定期的な点検を行い、早期に損傷を発見し、施設の予防的な修繕などの延命化措置（予防措置）を行うことにより、大きな事故の発生などを防ぐとともに、建設から維持管理、廃棄までに要する費用を抑えること。
天然記念物	学術上価値が高く、自然界の貴重な記念物として、文化財保護法によって保護されている動物、植物、地質鉱物。
特殊公園	都市公園法に定める、優れた自然環境や歴史・文化資産を公開したり、植物とのふれあいや学習機能を目的とする公園。
特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成している緑地を現状凍結的に保全するため、都市緑地法に基づき指定する地区。都市計画法第 8 条に基づく地域地区の 1 つ。
都市基幹公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。総合公園、運動公園の種類がある。
都市計画区域	都市計画法第 5 条に基づいて、都市計画法その他の関係法令の適用を受け入れるべき土地の範囲。春日市は、全域が福岡広域都市計画区域に含まれる。
都市計画道路	都市計画法第 11 条に基づく都市施設の一つとして定められる道路。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に基づき定める、市町村の都市計画に関する基本的な方針。市民の価値観の多様化に対応した、個性的で快適なまちづくりを進めるため、市民に最も身近な自治体である市が市民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、あるべき市街地像や整備課題、諸施設の計画などをきめ細かく定めた計画。
都市公園	都市公園法第 2 条に規定する、国及び地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、及び国営公園のこと。
都市緑地	都市公園法に定める、都市の自然環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設置する緑地や歩行者の安全を確保するために設ける緑道。
都市緑地法	良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地区」の制度や、植栽などによる市街地の緑化を推進する「緑地協定」の制度を設け、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。
土地区画整理事業	宅地の利用促進のため、土地区画整理法に基づいて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。
トラスト運動	無秩序な開発や都市化の波から自然環境を守り、歴史的環境の破壊を防ぐため、市民から寄付を募って保全していこうとする運動。
な行	
ニーズ	要求、要請、必要度。
ネットワーク	ここでは、点が線でつながれて網のようになった様子。
は行	
パブリックコメント	行政が政策や制度、計画などを決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
パーク・マネジメント	公園を行政が主導となって維持管理する従来の事業手法から転換し、市民・NPO・企業と連携しながら市民の視点にたって整備・管理・運営していくもの。
Park-PFI（パーク・ピーエフアイ）	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。

ビオトープ	野生の生物群衆が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域のことで、単に植物があるだけの緑とは異なり、特定の生物が生息していくことができるような生態学的に見ても良好な環境の空間。
風致公園	都市公園法に定める特殊公園の一つで、樹林地、水辺地などの風致の優れた場所に指定されるもの。
フラワーポット	公園や街路の歩道、住宅の庭などの人工的な空間に花と緑を導入する目的で設置される鉢。
防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。
ポケットスペース	建物の後退や敷地内の開放により生まれた、公園や広場、緑地機能を持つ、まち中の小さな空間。
ホームページ	インターネット（大学、企業、個人などのコンピュータを使って電話回線や専用線で相互に接続した大規模な情報ネットワーク）を利用するため、各種情報やリンク（関連情報のジャンプ先所在地）などを掲載したページ状の画面。
ボランティア	生活改善、環境保全、福祉、文化、まちづくりなどのさまざまな分野で、自発的に無報酬で奉仕活動をする人々またはその行為。
保存樹木・保存樹林	大木や名木を保存していくため、都市の美観風致を維持するための樹木及び樹林の保存に関する法律に基づき指定する樹木及び樹林。
ま行	
マップ	地図。地図や各種情報を掲載した冊子。
マナー	態度、様子。行儀、作法。
水と緑のオアシスロード整備	市民が水辺や緑に親しみ、散策できるよう、市の東部から南西部に点在するため池と白水大池公園や春日公園、諸岡川を結ぶ散策路を整備する事業。
緑の募金	森林や樹木の保全、身近な緑化、緑に対する意識啓発のため、（財）福岡県水源の森基金を中心に行う募金活動及び緑化運動。
民俗文化財	文化財保護法で指定する、国民の生活の推移の理解のために欠くことのできない、風俗慣習や民俗芸能など。
名勝	文化財保護法で指定する、芸術上、鑑賞上価値の高い庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の土地。
諸岡川親水緑道整備事業	市民が健康で快適に暮らし.自然と親しみ安らげるよう、白水大池公園から日の出ふれあい公園にいたる約 4.5㎞ の諸岡川河畔を遊歩道として整備する事業。
や行	
有形文化財	文化財保護法で指定する、歴史上・学術上価値の高い建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他のもの。
優良建築物等整備事業	2 人以上の地権者の共同事業など一定の要件を満たし、建築協定や地区協定などに基づき景観形成に配慮した建築物の建築について補助を行う事業。
擁壁	盛土や切土などの造成した斜面の土を支える構造物。コンクリートや石積、木さく、鋼矢板などでつくられる。
ら行	
リサイクル	資源を有限なものととらえ、家庭ごみや産業廃棄物の再使用、再利用、再生利用を図ること。
リニューアル	再生すること。再整備。
緑地協定	市街地の良好な環境を確保するために、土地所有者が締結する緑化に関する協定。
緑地保全林地区	良好な自然環境を形成している緑地を保全するため、春日市緑化推進等に関する条例に基づき一定期間指定する地区。
緑被率	特定区域に占める緑接地の割合。緑接地は、樹林地、草地・農耕地・水辺地及び公園緑地など、植物で被覆された土地、もしくは植物で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地のこと。
緑化重点地区	緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化して緑化を進め、他地区への波及を図る事業、及びその地区。
緑化地域指定	緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。（都市緑地法第 34 条に基づき、都市計画に定める制度）。
緑化率	特定敷地の全面積に対する緑化面積の割合。
わ行	
ワークショップ	遊びやゲームの感覚を取り入れ、グループ作業で多様な意見を積極的に交換しながら総意を醸成していく市民参加の手法。